

平成 29 年度

## 包括外部監査結果報告書

特別会計の財務事務の執行について

高松市包括外部監査人

公認会計士 久保 誉 一

# 目次

第1．包括外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
1. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
2. 包括外部監査対象特別会計	1
3. 包括外部監査対象期間	1
4. 特定の事件を選定した理由	1
III. 包括外部監査の方法	2
1. 監査の視点	2
2. 主な監査手続	2
IV. 包括外部監査人及び補助者	2
V. 包括外部監査期間	2
VI. 利害関係	3
VII. 財務情報等	3
VIII. 監査結果の記載方法	3
第2．高松市の特別会計の概要	4
I. 設置状況	4
II. 各特別会計の決算収支状況	6
III. 他市の特別会計の状況	8
第3．包括外部監査の結果及び意見	9
I. 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	9
1. 事業の概要	9
(1) 事業概要	9
(2) 事業の根拠法	9
(3) 沿革	10
(4) 制度の概要	11
(5) 国民健康保険加入者の状況	12
(6) 高松市の保険料	13
(7) 高松市の1人当たりの保険料	14
(8) 高松市の1人当たりの診療費	15
(9) 保険給付費の適正化への取組と保健センターの役割	16
2. 所管課及び組織図	20
3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	21
(1) 歳入について	22
(2) 繰入金について	22
(3) 歳出について	23
4. 平成28年度の予算の執行状況	24
(1) 収入について	24

(2) 支出について .....	24
<b>5. 実施した手続</b> .....	<b>25</b>
(1) 国民健康保険の資格付与・喪失の事務手続について .....	25
(2) 保険料賦課計算について .....	25
(3) 保険料の徴収手続について .....	25
(4) 保険料の滞納管理について .....	25
(5) 事務のアウトソーシングの検討について .....	28
(6) 保険料の見直しについて .....	28
(7) 国・県・支払基金・国保連合会からの収入について .....	29
(8) 保険給付費が適正に支払われているかのチェックについて .....	29
(9) 特定保健指導の委託について .....	29
(10) 特定保健指導に関する目標の設定について .....	30
(11) 保険給付費適正化の組織横断的なプロジェクトチームについて .....	31
<b>6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況</b> .....	<b>31</b>
<b>7. 指摘</b> .....	<b>33</b>
<b>8. 意見</b> .....	<b>33</b>
(1) 保険料賦課計算の確認について .....	33
(2) 効果的な回収のための滞納債権管理資料の作成について .....	33
(3) 事務のアウトソーシングの検討について .....	34
(4) 交付金申請のバックデータの整理・保管等について .....	34
(5) 特定保健指導業務のモニタリングについて .....	34
(6) 特定保健指導における実施報告の書面等での入手について .....	34
(7) 組織横断的な保険給付費適正化の取り組みについて .....	35
(8) 情報システムに関する過去の指摘・意見への対応について .....	35
<b>II. 国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）</b> .....	<b>37</b>
<b>1. 事業の概要</b> .....	<b>37</b>
(1) 事業内容 .....	37
(2) 設置目的 .....	37
(3) 沿革 .....	37
(4) 施設の状況と役割 .....	38
(5) 施設の概要 .....	38
(6) 主な収入 .....	38
(7) 診療の状況（平成 24～28 年度） .....	38
<b>2. 所管課及び組織</b> .....	<b>38</b>
<b>3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）</b> .....	<b>39</b>
(1) 決算収支について .....	39
(2) 歳入・歳出について .....	39
<b>4. 平成 28 年度の予算の執行状況</b> .....	<b>40</b>
<b>5. 実施した手続</b> .....	<b>40</b>
(1) 収入事務について .....	40

(2) 備品・薬品管理について.....	40
6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況.....	41
7. 指摘.....	41
8. 意見.....	41
(1) 今後の診療所運営方法の検討に関して.....	41
III. 後期高齢者医療事業特別会計.....	42
1. 事業の概要.....	42
(1) 事業内容.....	42
(2) 事業の根拠法.....	42
(3) 沿革.....	43
(4) 制度の概要.....	43
(5) 被保険者の状況.....	43
(6) 後期高齢者から徴収する保険料.....	43
(7) 後期高齢者医療の制度の財源.....	44
2. 所管課及び組織図.....	44
3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）.....	45
(1) 歳入について.....	45
(2) 歳出について.....	46
4. 平成28年度の予算の執行状況.....	46
(1) 収入について.....	46
(2) 支出について.....	46
(3) 歳入歳出差額について.....	47
5. 実施した手続.....	47
IV. 介護保険事業特別会計（保険事業勘定）.....	48
1. 事業の概要.....	48
(1) 事業内容.....	48
(2) 事業の根拠法.....	48
(3) 沿革及び介護保険制度の特徴.....	48
(4) 対象者（被保険者）と利用者（認定者）.....	48
(5) 要介護度別の認定者数の推移.....	49
(6) 介護保険の財源.....	50
(7) 介護保険料について.....	51
(8) 保険給付の状況.....	52
2. 所管課及び組織図.....	52
3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）.....	53
(1) 歳入について.....	54
(2) 繰入金について.....	54
(3) 歳出について.....	55
4. 平成28年度の予算の執行状況.....	55
(1) 収入について.....	56

(2) 支出について .....	56
<b>5. 実施した手続</b> .....	<b>56</b>
(1) 要介護・要支援認定事務について .....	56
(2) 介護保険料の収納等の事務について .....	59
(3) 介護サービス事業者の指定について .....	64
(4) 介護サービス事業所の指導・監督について .....	65
(5) 介護保険料の見直しについて .....	67
(6) 保険給付費の適正化、地域支援事業について .....	67
<b>6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況</b> .....	<b>68</b>
<b>7. 指摘</b> .....	<b>68</b>
(1) 「事前押印文書受払簿」での管理を徹底すべきもの .....	68
<b>8. 意見</b> .....	<b>69</b>
(1) 要介護認定の結果通知までの期間について .....	69
(2) 財産調査に関する情報共有と財産調査実施部署の一元化について .....	69
(3) 介護保険課における財産調査の範囲拡大について .....	70
(4) 介護保険料の連帯納付義務を負う者への請求について .....	70
(5) 居宅サービス事業者の指定申請の事前協議について .....	71
(6) 介護サービス事業所の実地指導について .....	71
(7) 適正な介護保険給付の観点からのデータ分析 .....	71
<b>V. 介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）</b> .....	<b>72</b>
<b>1. 事業の概要</b> .....	<b>72</b>
(1) 事業内容 .....	72
(2) 事業の根拠法 .....	72
(3) 沿革 .....	72
(4) 施設の状況と役割 .....	72
(5) 主な利用料 .....	73
(6) 介護予防ケアマネジメント実施状況（平成 28 年度） .....	73
<b>2. 所管課及び組織</b> .....	<b>74</b>
<b>3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）</b> .....	<b>74</b>
(1) 歳入・歳出について .....	75
<b>4. 平成 28 年度の予算の執行状況</b> .....	<b>75</b>
<b>5. 実施した手続</b> .....	<b>76</b>
(1) 介護給付費適正化の取組 .....	76
(2) 目標数値のモニタリングについて .....	78
(3) 保険給付費適正化計画（データヘルス計画）の目標設定について .....	78
(4) 介護予防ケアマネジメントのサービス収入の保険請求について .....	79
(5) 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援業務の業務委託について .....	79
<b>6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況</b> .....	<b>80</b>
<b>7. 指摘</b> .....	<b>80</b>
<b>8. 意見</b> .....	<b>80</b>

(1) 目標数値のモニタリングについて .....	80
(2) 数値目標の過年度実績について .....	81
<b>VI. 母子福祉資金等貸付事業特別会計</b> .....	<b>82</b>
<b>1. 事業の概要</b> .....	<b>82</b>
(1) 事業内容 .....	82
(2) 事業の根拠法 .....	82
(3) 沿革 .....	82
(4) 制度の概要 .....	82
(5) 主な貸付金の種類と内容 .....	83
(6) 利用状況の推移（過去 5 年間） .....	84
<b>2. 所管課及び組織</b> .....	<b>85</b>
<b>3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）</b> .....	<b>86</b>
(1) 歳入について .....	87
(2) 歳出について .....	87
<b>4. 平成 28 年度の予算の執行状況</b> .....	<b>89</b>
(1) 歳入について .....	89
(2) 歳出について .....	89
<b>5. 実施した手続</b> .....	<b>90</b>
(1) 貸付審査について .....	90
(2) 貸付金残高の把握及び滞納者への督促などの対応の十分性について .....	94
(3) 償還率が低いことについて .....	97
(4) 利子の計算について .....	98
(5) 現金回収に係る業務の適切性の検討 .....	99
<b>6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況</b> .....	<b>99</b>
<b>7. 指摘</b> .....	<b>100</b>
<b>8. 意見</b> .....	<b>100</b>
(1) 貸付要件のチェックリスト化について .....	100
(2) 法令等が変更になった場合の関連資料の変更について .....	100
(3) 貸付金残高の把握について .....	100
(4) 滞納債権の一覧管理について .....	101
(5) 債権区分及び対応の整理について .....	101
(6) システムの基本情報の入力誤りについて .....	101
<b>VII. 食肉センター事業特別会計</b> .....	<b>102</b>
<b>1. 事業の概要</b> .....	<b>102</b>
(1) 事業内容 .....	102
(2) 事業の根拠法 .....	102
(3) 沿革 .....	102
(4) 施設の状況と役割 .....	103
<b>2. 所管課及び組織図</b> .....	<b>106</b>
<b>3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）</b> .....	<b>106</b>

(1) 決算収支について.....	107
(2) 歳入について.....	107
(3) 繰入金について.....	107
(4) 歳出について.....	107
<b>4. 平成 28 年度の予算の執行状況.....</b>	<b>108</b>
<b>5. 実施した手続.....</b>	<b>109</b>
(1) 関係書類の閲覧.....	109
(2) 関係者への質問.....	109
(3) 指定管理業者が実施している再委託契約に対するサンプルテスト.....	109
<b>6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況.....</b>	<b>109</b>
<b>7. 指摘.....</b>	<b>109</b>
(1) 固定資産の管理について.....	109
(2) 指定管理業者に対する指導の徹底について.....	110
<b>8. 意見.....</b>	<b>110</b>
(1) 備品を含めた固定資産管理に関する定期的な報告の実施について.....	110
(2) 将来に向けたあり方委員会の設置について.....	111
<b>VIII. 競輪事業特別会計.....</b>	<b>112</b>
<b>1. 事業の概要.....</b>	<b>112</b>
(1) 事業内容.....	112
(2) 事業の根拠法.....	112
(3) 業務の流れと運営体制.....	113
(4) 沿革.....	114
(5) 施設の状況と役割.....	115
(6) 主な利用料.....	115
(7) 推移.....	116
<b>2. 所管課及び組織図.....</b>	<b>119</b>
<b>3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）.....</b>	<b>119</b>
(1) 歳入について.....	120
(2) 歳出について.....	120
<b>4. 平成 28 年度の予算の執行状況.....</b>	<b>121</b>
<b>5. 実施した手続.....</b>	<b>122</b>
(1) 高松市競輪事業経営改善計画について.....	122
(2) 基金の早期積立について.....	122
(3) 固定資産の管理.....	123
(4) 収入未済への対策について.....	123
(5) 業者への委託について.....	124
(6) 日々の売上金、払戻金等の現金の管理について.....	127
(7) 事務所内の有価物の管理について.....	127
(8) 外郭団体の各種業務の管理について.....	127
<b>6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況.....</b>	<b>128</b>

7.	指摘	128
	(1) 備品の管理について	128
	(2) 消防設備や電気設備の点検結果のフォローについて	128
	(3) 随意契約の理由等の公表について	128
8.	意見	129
	(1) 事業経営計画作成時の目標設定と実績の評価について	129
	(2) 基金の早期積立について	130
	(3) 収入未済への対策について	130
	(4) 業務委託の発注方法の見直しについて	130
	(5) 外郭団体管理の共通化について	131
IX.	卸売市場事業特別会計	132
1.	事業の概要	132
	(1) 事業内容	132
	(2) 事業の根拠法	132
	(3) 沿革	133
	(4) 市場関係者の役割と流通の仕組み	134
	(5) 主な施設の概要	135
	(6) 主な市場使用料	136
	(7) 年度別取扱高の推移（買付及び委託の合計）	137
2.	所管課及び組織図	137
3.	歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	138
	(1) 歳入について	139
	(2) 繰入金について	139
	(3) 歳出について	139
4.	平成28年度の予算の執行状況	140
5.	実施した手続	140
	(1) 市場使用料設定について	140
	(2) 花き棟定温保管施設の市場使用料積算の再計算について	142
	(3) 市場使用料（売上高割）の事後確認について	143
6.	過年度包括外部監査における指摘・意見の措置状況について	144
7.	指摘	144
8.	意見	144
	(1) 市場使用料設定資料の保管について	144
	(2) 新施設への移転にかかる市場使用料、投資計画及び繰入金について	144
	(3) 市場使用料（売上高割）の検証について	145
X.	中小企業勤労者事業特別会計	146
1.	事業の概要	146
	(1) 事業内容・目的	146
	(2) 設置条例	146
	(3) 沿革	147

(4) 事業の実施状況 .....	147
2. 所管課及び組織 .....	149
3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間） .....	150
(1) 歳入について .....	151
(2) 繰入金について .....	151
(3) 歳出について .....	151
4. 平成28年度の予算の執行状況 .....	152
(1) 収入について .....	152
(2) 支出について .....	152
5. 実施した手続 .....	153
(1) 掛金の徴収事務について .....	153
(2) 給付金の支給事務について .....	154
(3) 福利事業について .....	155
(4) 全体的な運営の状況について .....	156
6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況 .....	159
7. 指摘 .....	159
8. 意見 .....	159
(1) 共済給付事業の給付申請に係る添付書類について .....	159
(2) 随意契約の理由等の公表について .....	160
(3) 運営審議会について .....	160
(4) 共済掛金見直しの検討資料の保管について .....	160
(5) 共済事業を安定して継続していくための財務状況の把握について .....	160
XI. 駐車場事業特別会計 .....	162
1. 事業の概要 .....	162
(1) 事業内容 .....	162
(2) 事業の根拠法と設置目的 .....	162
(3) 沿革 .....	162
(4) 施設の概要 .....	163
(5) 高松市として把握している課題 .....	165
2. 所管課及び組織図 .....	166
3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間） .....	166
(1) 歳入について .....	167
(2) 繰入金の内訳 .....	167
(3) 歳出について .....	168
4. 平成28年度予算の執行状況 .....	168
5. 駐車場別の収支の分析 .....	169
6. 実施した手続 .....	170
(1) 指定管理者の選定について .....	170
(2) その他の委託料の業者選定について .....	171
(3) 指定管理者の実施した業務についての市の管理状況について .....	171

(4) 高松市立駐車場中期経営計画について .....	172
<b>7. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況 .....</b>	<b>172</b>
<b>8. 指摘 .....</b>	<b>173</b>
(1) 特命随意契約の公表について .....	173
<b>9. 意見 .....</b>	<b>173</b>
(1) 市の決算の数値と担当課の明細の照合について .....	173
(2) 駐車場管理の指定管理者の選定について .....	173
(3) その他の委託料の業者選定について .....	174
(4) 指定管理者の実施した業務についての市の管理状況について .....	174
(5) 回数券、プリペイドカード、定期券の受払管理について .....	174
(6) 高松市立駐車場中期経営計画について .....	174
(7) 基金の創設の検討について .....	175

## 第 1 . 包括外部監査の概要

### I . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### II . 選定した特定の事件（監査テーマ）

#### 1 . 選定した特定の事件（監査テーマ）

特別会計の財務事務の執行について

#### 2 . 包括外部監査対象特別会計

対象とした特別会計は以下の通りである。

- ( 1 ) 国民健康保険事業
- ( 2 ) 後期高齢者医療事業
- ( 3 ) 介護保険事業
- ( 4 ) 母子福祉資金等貸付事業
- ( 5 ) 食肉センター事業
- ( 6 ) 競輪事業
- ( 7 ) 卸売市場事業
- ( 8 ) 中小企業勤労者福祉共済事業
- ( 9 ) 駐車場事業

#### 3 . 包括外部監査対象期間

原則として平成 28 年度とし、必要に応じて直近の状況や平成 27 年度以前も含めた。

#### 4 . 特定の事件を選定した理由

高松市（以下、「市」という。）の特別会計は 9 事業あり、その規模と目的も様々なものである。いずれの特別会計も、特定の目的で設けられ、独立した経理による収支の管理が行われている。

上記を踏まえ、特別会計の各事業が有効に運営されているか、また、それらの財務事務が法令等に基づき、効果的かつ効率的に実施されているかを検証するとともに、過年度の包括外部監査でも、複数の特別会計の事業が監査対象となっており、これらについては市が実施した措置の状況を確認することが有用と考えられることから、特別会計の財務事務の執行をテーマとして選定した。

### III. 包括外部監査の方法

#### 1. 監査の視点

特別会計の各事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について、有効性、効率性、法令等への準拠性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

< 監査の主要ポイント >

- ( 1 ) 特別会計の各事業は、その目的に基づき有効に運営されているか。
- ( 2 ) 特別会計の各事業の財務事務は、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ( 3 ) 貸付金・未収入金等の債権及び財産の管理が適切に行われているか。
- ( 4 ) 過年度に包括外部監査の対象となった事業について、市の措置は有効に実施されているか。

#### 2. 主な監査手続

- ( 1 ) 各特別会計事業の担当部署に対するヒアリング、内部管理資料等の閲覧
- ( 2 ) 収支の過去 5 年間の推移及び平成 28 年度の予算・決算の分析
- ( 3 ) 関係資料と証拠書類との照合。

### IV. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

公認会計士 久保 誉一

補助者

公認会計士 岡林 正文

公認会計士 奥谷 恭子

公認会計士 中田 明

公認会計士 平野 幸代

公認会計士 宮内 一臣

公認会計士 芝 弘至

公認会計士 松岡 秀樹

公認会計士 鈴木 順子

公認会計士試験合格者 青野 真人

### V. 包括外部監査期間

監査対象部局及び関連施設に対し、平成 29 年 7 月 19 日から平成 30 年 2 月 9 日までの期間で監査を実施した。

## VI. 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

## VII. 財務情報等

本報告書に記載した特別会計の財務情報等は、市の担当職員への質問及び市から提出された資料に基づき作成されたものである。また、当該財務情報の金額については、その表示及び率の単位未満を原則として四捨五入している。なお、表の合計値について、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## VIII. 監査結果の記載方法

合規性に問題のあるもの、手続上の不備、誤謬、経済性・効率性・有効性の観点から著しく問題のある業務実施及び高松市の政策目的から著しく乖離した業務実施等については、「指摘」として記載した。また、経済性・効率性・有効性の観点から問題のあるもの、市民間の公平性に問題のあるもの及び高松市の政策目的と乖離していると思われるもの等については、「意見」として記載している。

## 第 2 . 高松市の特別会計の概要

### 1. 設置状況

関連法令に基づき市町村が特定の事業を行う場合は、地方自治法第 209 条により、一般会計と区分して特別会計を条例で設置することができることされており、高松市では、9 つの特別会計を設置している。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 209 条

普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

高松市特別会計条例（昭和 39 年 3 月 28 日条例第 17 号）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 209 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業のために設置する。

- （ 1 ）国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業（以下、国民健康保険）
- （ 2 ）後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業（以下、後期高齢者医療）
- （ 3 ）介護保険事業特別会計 介護保険事業（以下、介護保険）
- （ 4 ）母子福祉資金等貸付事業特別会計 母子福祉資金貸付事業、  
父子福祉資金貸付事業及び寡婦福祉資金貸付事業（以下、母子福祉資金等貸付）
- （ 5 ）食肉センター事業特別会計 食肉センター事業（以下、食肉センター）
- （ 6 ）競輪事業特別会計 競輪事業（以下、競輪）
- （ 7 ）卸売市場事業特別会計 卸売市場事業（以下、卸売市場）
- （ 8 ）中小企業勤労者福祉共済事業特別会計 中小企業勤労者福祉共済事業（以下、中小企業勤労者福祉共済）
- （ 9 ）駐車場事業特別会計 駐車場事業（以下、駐車場）

高松市が設置している特別会計の関連法令と所管課は下記の通りである。

特別会計	事業の根拠法	所管課
国民健康保険 (事業勘定・直営診療施設勘定)	国民健康保険法	・国保・高齢者医療課 ・保健センター
後期高齢者医療	高齢者の医療の確保に関する法律	・国保・高齢者医療課
介護保険 (保険事業勘定、サービス事業勘定)	介護保険法	・介護保険課 ・長寿福祉課 ・地域包括支援センター
母子福祉資金等貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉法	・こども家庭課
食肉センター	と畜場法	・農林水産課
競輪	自転車競技法	・競輪場事業課
卸売市場	卸売市場法	・市場業務課
中小企業勤労者福祉共済	高松市中小企業勤労者福祉共済条例	・産業振興課
駐車場	高松市駐車場条例	・都市計画課

## II. 各特別会計の決算収支状況

高松市の平成 28 年度の特別会計決算収支状況は、次のとおりである。

歳 入

### 特別会計歳入予算執行状況

(単位：千円)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
国民健康保険事業	53,416,404	53,264,035	51,435,886	363,900	1,464,248
後期高齢者医療事業	5,121,155	5,233,907	5,179,795	11,585	42,527
介護保険事業	37,946,052	38,091,927	37,845,618	60,354	185,954
母子福祉資金 等貸付事業	164,005	386,414	292,605	-	93,810
食肉センター事業	517,589	507,745	507,745	-	-
競 輪 事 業	14,877,183	14,772,642	14,771,172	-	1,471
卸売市場事業	414,241	400,837	396,414	-	4,423
中小企業勤労者 福祉共済事業	118,595	110,254	110,254	-	-
駐 車 場 事 業	727,520	722,946	722,946	-	-
28 年 度 合 計	113,302,744	113,490,707	111,262,436	435,840	1,792,432
27 年 度 合 計	111,757,179	112,947,446	110,692,751	428,051	1,826,645
増 減 額	1,545,565	543,261	569,685	7,789	34,213

(出所：監査課提供資料より)

歳 出

特別会計歳出予算執行状況

(単位：千円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
国民健康保険事業	53,416,404	51,435,886	-	1,980,518
後期高齢者医療事業	5,121,155	5,100,813	-	20,342
介護保険事業	37,946,052	37,107,534	-	838,518
母子福祉資金 等貸付事業	164,005	112,826	-	51,179
食肉センター事業	517,589	507,745	-	9,844
競 輪 事 業	14,877,183	14,021,100	-	856,083
卸 売 市 場 事 業	414,241	396,414	-	17,827
中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業	118,595	108,556	-	10,039
駐 車 場 事 業	727,520	716,919	6,027	4,574
28年度合計	113,302,744	109,507,793	6,027	3,788,924
27年度合計	111,757,179	109,185,619	17,628	2,553,932
増 減 額	1,545,565	322,175	11,601	1,234,992

(出所：監査課提供資料より)

### III. 他市の特別会計の状況

四国内及び近隣である岡山県の県庁所在地の平成 28 年度における特別会計の設置状況は以下のとおりである。

法定の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険以外は、各市独自の事業に応じた様々な特別会計を設置している。

なお、高松市の場合、国保診療所事業については、国民健康保険事業に組み込まれている。高松市の下水道事業及び市民病院事業は、既に公営企業会計へ移行している。母子福祉貸付事業は、原則として都道府県が行うもので、中核市である場合のみ市町村が実施する事業である。

食肉センター事業は、民営、県営、県広域運営である場合、市の特別会計は設置されていない。

(平成28年度)

高松市の特別会計	徳島市	高知市	松山市	岡山市
会計区分				
1 国民健康保険				
2 後期高齢者医療				
3 介護保険				
4 母子父子寡婦貸付				
5 食肉センター				
6 競輪				
7 卸売市場				
8 中小企業勤労者福祉				
9 駐車場				
	下水道	収益	道後温泉	用品調達
	奨学	国民宿舍運営	鹿島観光	住宅新築資金等貸付
	土地取得	産業立地推進	松山城観光	災害遺児教育年金
	住宅新築資金等貸付	土地区画整理	小規模下水道	公共用地取得
		へき地診療所		学童校外事故共済
		農業集落排水		公債
		住宅新築資金等貸付		総合医療センター病院
				駅元町地区市街地再開発
9 区分	8 区分	13 区分	12 区分	12 区分

(注)高知市の競輪事業は収益事業特別会計に含まれているため、区分の合計は13区分としている。

### 第3. 包括外部監査の結果及び意見

#### I. 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

##### 1. 事業の概要

###### (1) 事業概要

国民健康保険は、加入者の保険料と国や自治体が負担する公費等を財源として、医療給付を行う医療保険制度である。社会保険である被用者保険と区別され、高松市では、総世帯数の31.64%、総人口の22.06%が国民健康保険に加入している（平成28年3月末現在、国保・高齢者医療課の資料より）。

病気やけがに備えて加入者がお金を出し合い、医療機関にかかるときの医療費にあてる助け合いの制度（医療保険）を、市区町村が保険者として運営しているものである。

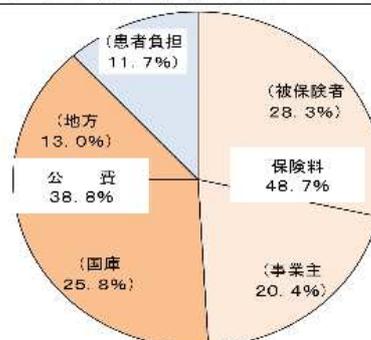
#### 国民皆保険制度の意義

- 我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現。
- 今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが必要。

#### 【日本の国民皆保険制度の特徴】

- ① 国民全員を公的医療保険で保障。
- ② 医療機関を自由に選べる。（フリーアクセス）
- ③ 安い医療費で高度な医療。
- ④ 社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入。

日本の国民医療費の負担構造（財源別）（平成26年度）



（出所：厚生労働省ホームページより）

###### (2) 事業の根拠法

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

第3条（保険者）

市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

第10条（特別会計）

市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

### (3) 沿革

- 昭和 36 年 4 月 国民皆保険制度の法定化
- 昭和 56 年 4 月 高松市については、国民健康保険税制度から国民健康保険料制度へ移行
- 平成 4 年 4 月 高松市国民健康保険事業財政調整基金条例を施行。健全な財政を運営するための国民健康保険事業財政調整基金を設置。
- 平成 5 年 4 月 高松市国民健康保険条例を改正し、保険料率について条例に表示せず、別途告示とした。
- 平成 17 年 9 月 合併により旧塩江町の国民健康保険事業を引き継ぐ。
- 平成 18 年 1 月 合併により旧香川町、旧香南町、旧国分寺町、旧庵治町、旧牟礼町の国民健康保険事業を引き継ぐ。
- 平成 20 年 4 月 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が開始され、保険料率の中に、後期高齢者支援分が追加された。

その後、高松市では、医療費が年々増加する中で、制度を維持するために、保険料率の引き上げや賦課限度額の引き上げを実施してきている。

平成 26 年度からは、国民健康保険の制度安定化のための、国の財政支援が拡大してきている。当初は低所得者向けの保険料軽減措置の拡充であったが、平成 28 年度からは、保険者努力支援制度（医療費適正化への取り組みを評価し、評価が良いところに財政支援を実施する制度）も始まった。

また、従来、市区町村で運営してきた国民健康保険事業であるが、平成 30 年 4 月から財政運営の責任主体は都道府県に移ることとなった。今後は市区町村で保険料を徴収し、都道府県に納付金を納めることとなる。保険料率の決定、被保険者の資格の管理は引き続き市区町村で実施する。

市区町村では、地域住民と身近な関係で、被保険者の実情を把握し、地域におけるきめ細かい事業を実施して、医療費適正化に取り組むことが求められている。

#### (4) 制度の概要

##### 国民健康保険のしくみ

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除き、高松市に住んでいる全ての人が、国民健康保険に加入しなければならない。国民健康保険では加入の届けや保険料の納付は世帯ごとに行うが、家族一人ひとりが被保険者となり、保険証が各自に交付され、病院などの医療機関の窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた負担割合の医療費を支払うことにより医療が受けられる。

##### 療養の給付

年齢区分		負担割合
義務教育就学前		2割
義務教育就学後から70歳未満		3割
70歳以上75歳未満	昭和19年4月1日以前生まれ	1割
	昭和19年4月2日以降生まれ	2割
70歳以上75歳未満で現役並み所得		3割

（出所：市提供資料「平成28年度概要説明資料」より）

##### 国民健康保険で受けられる給付等

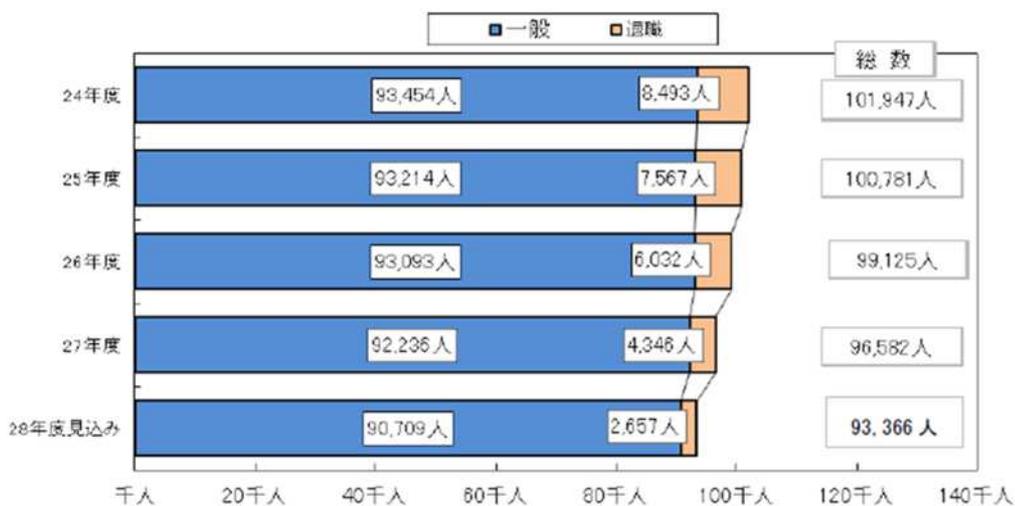
- ・療養の給付
- ・入院時食事療養費の支給
- ・高額療養費の支給
- ・療養費の支給
- ・出産育児一時金の支給
- ・葬祭費の支給
- ・特定健康診査・特定保健指導
- ・国民健康保険人間ドック・歯科ドック助成

(5) 国民健康保険加入者の状況

市の国民健康保険加入者は、平成28年度見込みで、世帯数58,341世帯(前年比2.0%減)、被保険者数93,366人(同3.3%減)で、全市人口419,057人に対して22.3%の加入割合となっている。最近は、国民健康保険から健康保険への移行者が多く、毎年加入者が減少している状況である。近年の景気回復に伴い、就職者が増加しているためと考えられるとのことであった。

世帯数、被保険者数の年度別推移

区分	世帯数 (世帯)	被保険者数(人)							国保加入率 (%)
		総数	一般		退職		介護第2号 (再掲)		
			構成比	構成比	構成比	構成比			
24年度	60,626	101,947	93,454	91.7	8,493	8.3	37,166	36.5	24.3
25年度	60,586	100,781	93,214	92.5	7,567	7.5	35,235	35.0	24.0
26年度	60,307	99,125	93,093	93.9	6,032	6.1	32,957	33.2	23.6
27年度	59,546	96,582	92,236	95.5	4,346	4.5	31,009	32.1	23.0
28年度見込み	58,341	93,366	90,709	97.2	2,657	2.8	29,123	31.2	22.3



(出所：市提供資料より監査人が加工)

## (6) 高松市の保険料

国民健康保険は、市区町村ごとに運営されており、保険料率の計算方法は市区町村によって多少異なる。(なお、平成 30 年 4 月から全国的に、国民健康保険の運営主体が市区町村から都道府県に移ることが決まっており、将来的には県で統一される可能性があるが、当面は市区町村で異なる保険料率の適用となる見込み。)

費目としては、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の合算であり、高松市のそれぞれの費目の保険料率は下記の通りとなっている。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療給付費分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護納付金分}$$

医療給付費分保険料：被保険者全員が負担

後期高齢者支援金分保険料：被保険者全員が負担

介護納付金分保険料：被保険者のうち 40 歳～64 歳の人が負担

平成 29 年度高松市の保険料率

国民健康保険料	区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	賦課限度額合計
	保険料率	(ア) 所得割額 (%)		7.25	1.85	1.90
(イ) 資産割額 (%)			20.00	4.80	4.30	
(ウ) 均等割額 (円)			27,000	7,200	9,000	
(エ) 平等割額 (円)			20,400	5,400	4,800	
賦課限度額 (円)			540,000	190,000	160,000	890,000

(出所：市提供資料より監査人が加工)

以上のように、年額 890 千円が賦課される上限となる。市が採用している計算方式は、(ア)～(エ)の 4 項目で算定する 4 方式となっている。自治体により異なり、全国的には 4 方式を採用している市区町村が多いが、中核市では 3 方式を採用しているところが多い。資産割額は所得割額の補完的な項目であったが、算定の基礎となる固定資産税額に料率をかけると二重課税感を持たれる問題や、算定の基礎に市外に保有する資産は算入されないため不公平感があることから、資産割額を廃止していった市区町村が多く、高松市も資産割額の廃止を検討中とのことである。

## (7) 高松市の1人当たりの保険料



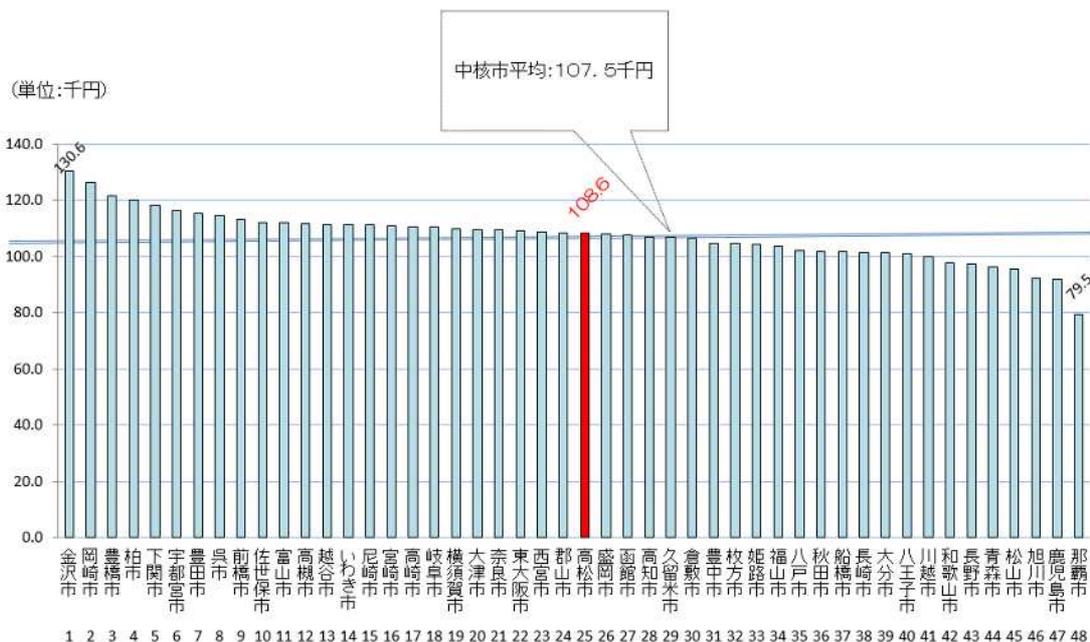
(出所：市提供資料「高松市国民健康保険運営協議会資料」より)

(注) 上記1人当たりの保険料調定額は、減免措置考慮前の額である。

上記のグラフより、高松市の一人当たりの保険料は減少傾向にある。平成28年度決算において、高松市の1人当たりの保険料は108.6千円となった。下記のグラフより、他の中核市の1人当たりの保険料平均は107.5千円であり、高松市は中核市48市中、25位で、高松市が特に高いというわけではない。

### 中核市の1人当たりの保険料(平成28年度)

〇本市は、約108.6千円で、中核市の平均 約107.5千円より約1.1千円上回っており、48市中、25位である。



(出所：市提供資料より)

## (8) 高松市の1人当たりの診療費



(出所：市提供資料「高松市国民健康保険運営協議会資料」より)

上記のグラフより、高松市の一人当たりの診療費は増加傾向にある。平成28年度決算において、高松市の1人当たりの診療費は411.3千円となった。

高松市では、安定・持続的な制度維持のために平成24・25年に保険料率等を段階的に引き上げているが、平成24年度と平成28年度を比較すると、以下のとおりである。

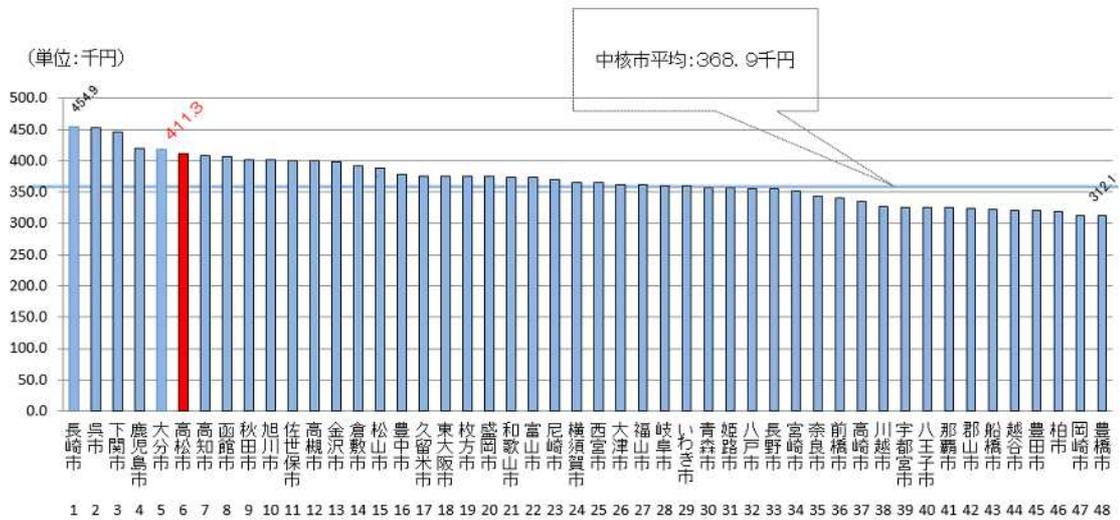
	平成24年度	平成28年度	増減	増減率
1人当たり保険料 (a)	110.5千円	108.6千円	1.9千円	1.7%
1人当たり診療費 (b)	371.0千円	411.3千円	+40.3千円	+10.9%
(a) / (b)	29.8%	26.4%	3.4%	11.4%

平成24年度から一人あたり保険料はほとんど変わっていないが、一人当たり診療費は4年間で40.3千円(10.9%)増加している。そのため1人当たり診療費に占める保険料の割合は低下しており、その分、公費(税金)での負担が多くなってきている。医療費の抑制が急務である。

また、次のグラフで全国の中核市との比較で見ると、高松市の一人当たり診療費は全国平均の368.9千円を上回っており、全国で6番目に高く、今後も高齢化の進行等により増加が見込まれている。高松市の一人当たりの診療費が高い理由としては、糖尿病等の生活習慣病の外来診療に係る診療費が他市に比べて多額になっているためとのことであった。市では糖尿病等の生活習慣病の抑制には、特に力を入れている。

### 中核市の 1 人当たりの診療費（平成 28 年度決算）

○本市は、約411.3千円で、中核市の平均 約368.9千円より、約42.4千円上回っており、48市中、6位に位置している。



(出所：市提供資料より監査人が加工)

### (9) 保険給付費の適正化への取組と保健センターの役割

#### 国民健康保険の保険給付費適正化計画について

市の国民健康保険は、先述の通り、高齢化等により保険給付費が増加する一方、会社等の退職後に、被用者保険の加入者の大半が国民健康保険に加入してくることから、低所得者層が急増し保険収入が低下するなど、財政は危機的状況である。このため、介護保険とあわせて保険給付費の適正化を図り、保険料の上昇抑制に向けた対策を講じる必要があることから、市では平成 25 年 4 月に保険給付費適正化プロジェクトチームを設置し、給付適正化に関する分析、計画策定、周知啓発を継続的に行っている。

平成 28 年 3 月には過去 3 か年の実績を踏まえ、「第 2 期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画（平成 28～29 年度）」（以下、第 2 期適正化計画）が策定されている。

その方向性は、第 1 期適正化計画（平成 25～27 年年度）の方向性を継承し、健康上の問題を引き起こすおそれのある者に対して、危険度を下げよう働きかけるハイリスクアプローチに着目したものになっている。具体的には、第 1 期適正化計画で中心的に取り組んだ糖尿病予防と介護予防に加え、新たに慢性腎臓病（CKD）予防対策に重点をおいている。

また、全市民に対して行動を変えていくよう働きかけるポピュレーションアプローチにも「高松市健康都市推進ビジョン」等において、主に取り組み相乗効果により健康長寿社会を目指すこととしている。

## 保健センターの役割

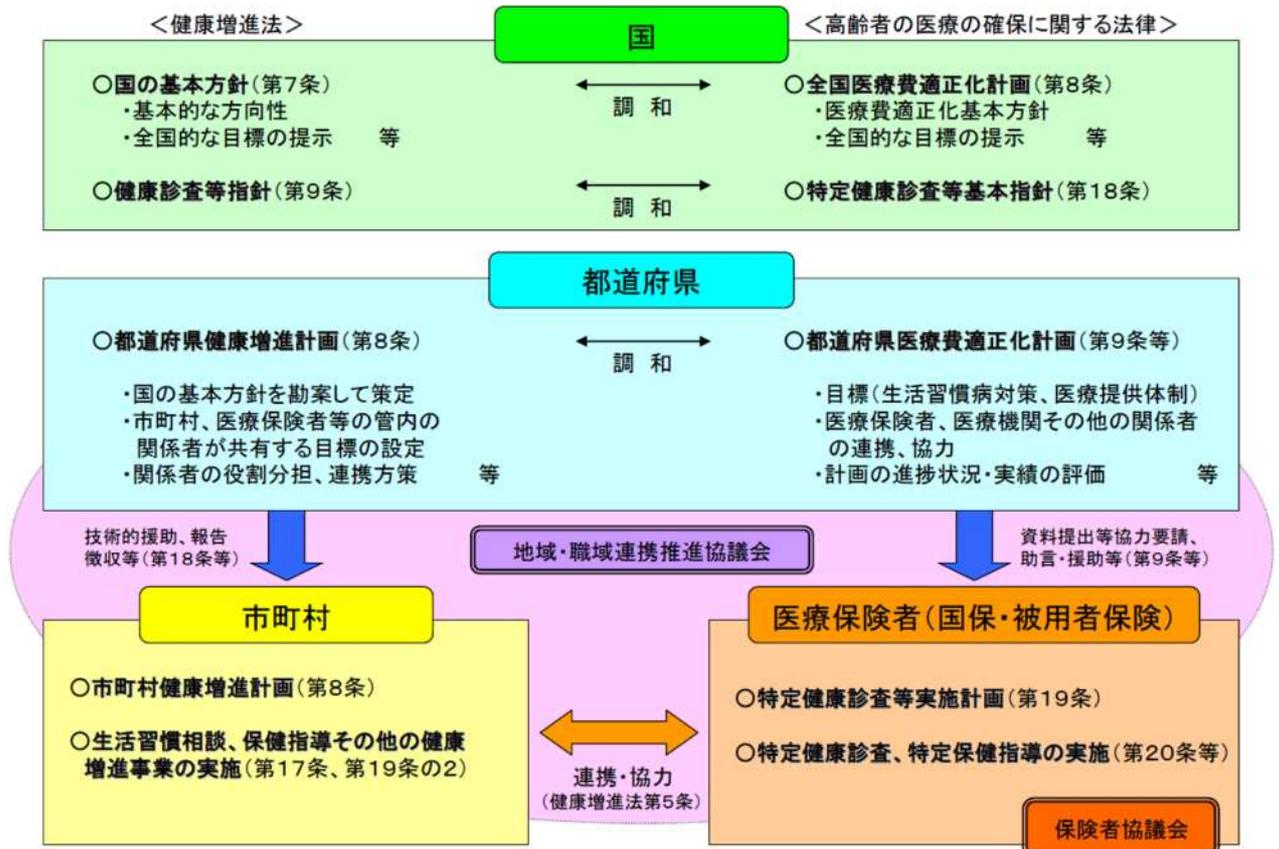
### 特定保健指導の実施

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(平成25年4月厚生労働省保険局)において、特定健康診査及び特定保健指導の実施の必要性について以下のように記されている。

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化中、生活習慣病の割合が増加しており、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している状況である。若い時から生活習慣病を予防し、生活習慣病の境界域段階で留めることができれば、通院を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院に至ることも避けることができる。また、その結果として、中長期的には医療費の増加を抑えることも可能となる。

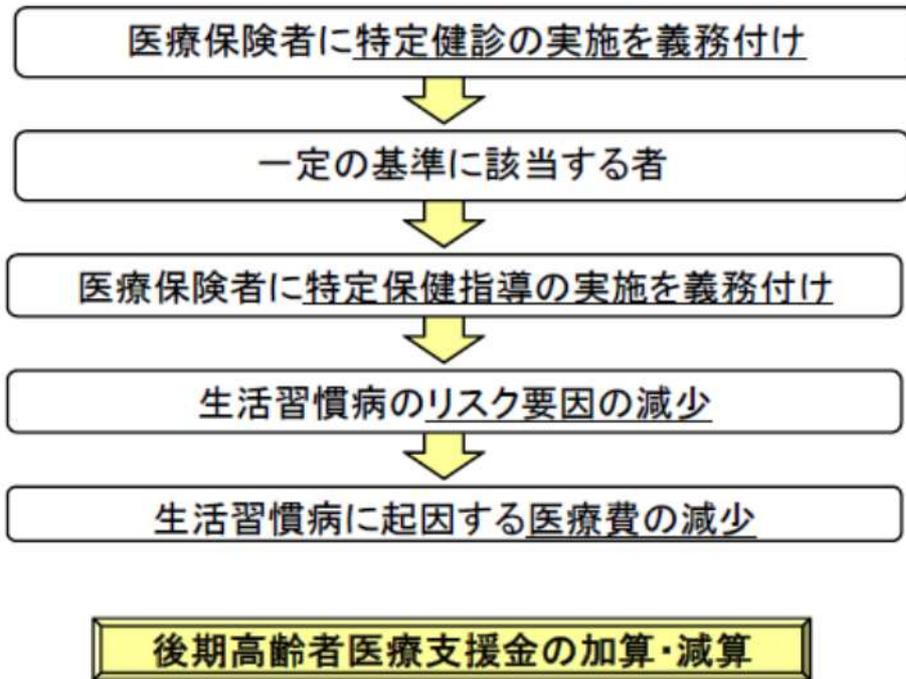
こうした考え方に立ち、国・都道府県・医療保険者がそれぞれ目標を定め、それぞれの役割に応じた必要な取組を進める中、医療保険者の役割としては、生活習慣病対策による医療費適正化効果の直接的な恩恵を享受できること、また対象者の把握が比較的容易であり健診・保健指導の確実な実施が期待できること等から、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導の実施義務を担っている。

図表3: 各関係主体による生活習慣病対策の推進



(出典：特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き)

図表4: 特定健診・特定保健指導の流れ



(出典：特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き)

上記の特定健診・特定保健指導の基本的な考え方は、かつての健診に付加した保健指導ではなく、最新の科学的知識と課題抽出のための分析を行い、対象者の行動変容を促して結果(リスク要因の減少、医療費の減少)につなげていこうとするものである。

#### イ) 特定健康診査について

特定健康診査は、平成20年4月から、医療保険者(国民健康保険・被用者保険)が、40~74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象として、毎年度、計画的に(特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき)実施する、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査である。

対象者は保険加入者のうち、特定健康診査の実施年度中に40~74歳となる者(実施年度中に75歳になる75歳未満の者も含む)で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している者(年度途中での加入・脱退等異動のない者)である。

特定健康診査の実施に際しては、社会保険診療報酬支払基金のホームページで、委託可能な機関かどうかを確認することができ、高松市内の委託可能な医療機関に診査委託を行っている。

## ロ) 特定保健指導について

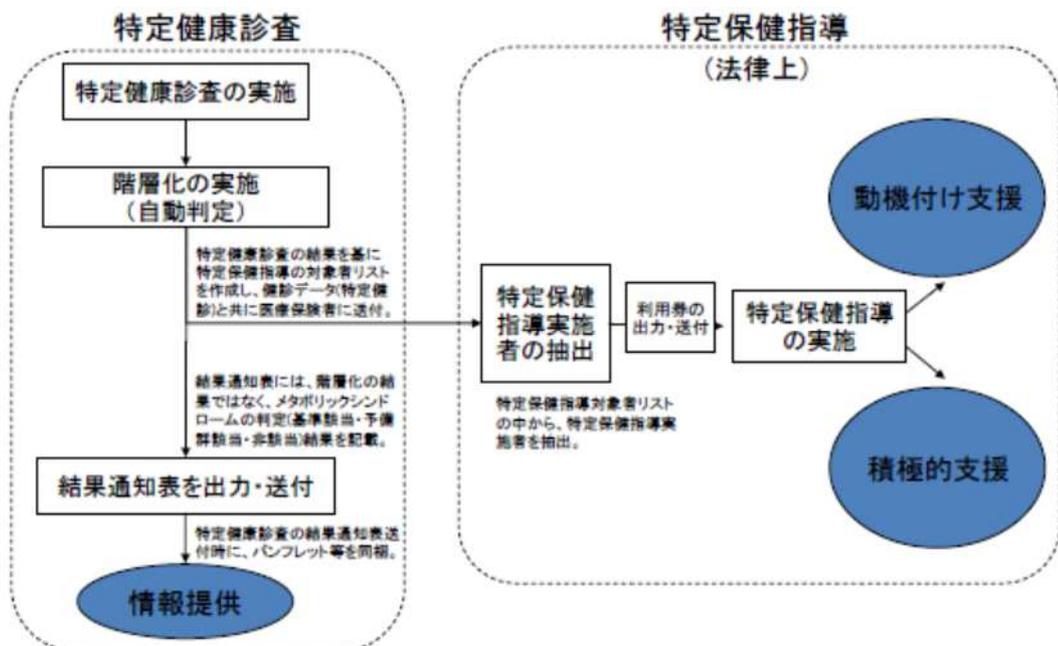
特定保健指導とは、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援を、「特定保健指導」という。

動機付け支援とは、動機付け支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的とした保健指導であり、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」3-2-1 に定義されているものをいう。

対象者本人が、自分の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容であり、特定健康診査の結果並びに喫煙習慣、運動習慣、食事習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価(行動計画作成の日から6ヶ月経過後に行う評価)を行う。

積極的支援とは、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的として行う保健指導であり、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」3-3-1 に定義されているものをいう。

初回時に面接による支援を行い、その後、3ヶ月以上の継続的な支援を実施することが求められており、面接による支援、中間評価及び実績評価(行動計画作成の日から6ヶ月経過後に行う評価)を行う。



(出典：特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き)

以上の通り、保健センターは、特定保健指導を実施していくことで、保険給付費適正化をハイリスクアプローチにより実現していく役割を担っている。

## 2. 所管課及び組織図

(特別会計)

高松市健康福祉局 国保・高齢者医療課

事業勘定 職員 44 名、非常勤嘱託職員 34 名

直営診療施設勘定 職員 1 名、非常勤嘱託職員 4 名

特別会計人員 計 83 名

(単位：人)

係	会 計				主な業務
	特別会計		一般会計	計	
	国保会計 (事業勘定)	国保会計 (直営診療施設勘定)			
管理職	2		2	4 0	統括
管理係			4 (1)	4 (1)	予算、決算
国保資格賦課係	16 (2)			16 (2)	国保事務
収納係	14 (27)			14 (27)	保険料収納
国保給付係	12 (5)			12 (5)	給付関係、重症化予防業務など
長寿医療係			7 -	7 0	後期高齢者医療事務
直営診療所		1 (4)		1 (4)	女木、男木島診療所
香川県後期高齢者 医療広域連合派遣			6 -	6 0	
合計	44 (34)	1 (4)	19 (1)	64 (39)	

( ) 書は、外書きで非常勤嘱託職員

収納係の非常勤嘱託員のうち、23名が納付推進員

(出所：市提供資料より監査人が加工)

### 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

#### 決算収支

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	46,193,761	46,833,226	47,784,332	53,734,334	51,395,796
B 歳出決算額	46,193,761	46,833,226	47,784,332	53,734,334	51,395,796
C 形式収支（A - B）	-	-	-	-	-
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支（C - D）	-	-	-	-	-
F 単年度収支（E - 前年度E）	-	-	-	-	-

#### 歳入

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国民健康保険料	8,924,437	9,208,323	8,967,793	8,580,299	8,318,033
国民健康保険税	1,496	1,691	453	416	289
使用料及び手数料	5,955	5,900	5,845	5,664	5,197
国庫支出金	10,280,362	10,466,120	10,410,655	10,614,531	10,016,521
県支出金	2,213,848	2,192,869	2,221,994	2,221,517	2,067,404
療養給付費等交付金	3,189,787	3,424,913	2,689,271	1,415,997	889,937
前期高齢者交付金	11,773,972	12,436,606	13,108,216	14,238,934	14,756,342
共同事業交付金	5,327,814	5,065,508	5,572,941	11,654,037	10,960,954
財産収入	0	0	0	0	0
繰入金	4,374,956	3,868,981	4,701,022	4,914,753	4,291,149
諸収入	101,134	162,313	106,142	88,188	89,970
計	46,193,761	46,833,226	47,784,332	53,734,334	51,395,796

#### 歳入の内、一般会計からの繰入金の内訳

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法定	2,429,004	2,494,304	2,788,065	3,380,208	3,261,249
法定外	1,945,952	1,374,677	1,912,957	1,534,545	1,029,901
計	4,374,956	3,868,981	4,701,022	4,914,753	4,291,149

#### 歳出

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総務費	503,800	522,700	506,417	510,023	485,493
保険給付費	31,894,481	32,670,141	33,295,788	33,834,617	32,326,324
老人保健拠出金	236	208	194	194	153
後期高齢者支援金等	5,044,379	5,328,095	5,340,273	5,297,000	5,084,228
介護納付金	2,146,604	2,270,741	2,192,978	1,915,650	1,771,664
前期高齢者納付金等	5,378	5,543	4,217	3,673	3,718
共同事業拠出金	5,362,192	5,106,411	5,593,632	11,453,037	10,940,821
保健事業費	421,998	406,580	392,807	444,617	461,858
基金積立金	0	0	0	0	0
諸支出金	814,692	522,807	458,027	275,522	321,537
計	46,193,761	46,833,226	47,784,332	53,734,334	51,395,796

（出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より）

## (1) 歳入について

国民健康保険料は、被保険者から徴収する保険料収入である。平成24年度、25年度は、2年にわたり保険料の改定(値上げ)を実施したため増加したが、基本的には加入者の減少により、年々、減少している。

国庫支出金は、主に国から保険給付費の一部が交付される療養給付費等負担金や、市区町村間における財政力の不均衡を解消するための調整交付金、後期高齢者支援金の国の負担分である。

県支出金は、主に市区町村間における財政力の不均衡を解消するための調整交付金である。

療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金は、会社員や公務員などの国民健康保険以外の保険に加入していた人が、退職によって大量に国民健康保険に加入してくることから、国民健康保険の負担調整のために社会保険診療報酬支払基金から交付されるものである。

共同事業交付金は、主に保険財政共同安定化事業交付金である。市区町村国民健康保険間の財政力の不均衡を解消するために、市区町村からの拠出金を財源とし、財源調整を行うものである。各市区町村への交付金、拠出金は、国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会という。)により決定される。高松市の場合、交付金と拠出金に大きな差は生じていない。平成27年度から増加しているのは制度変更により、30万円を超えるものを給付を対象としていたものが、全ての給付費を対象とすることになったためである。

繰入金については(2)参照。

雑収入は、主に第三者納付金(交通事故などで第三者から傷害を受けた被保険者が国民健康保険で保険診療を受けた場合に、高松市国民健康保険が負担した医療費を第三者(加害者)に請求するもの)や、保険料の延滞金・加算金の収入である。

## (2) 繰入金について

繰入金は、一般会計からの繰入金であるが、歳入の表の下に、「法定」と「法定外」に分けて集計している。

税金などの公費で負担すべきものは「法定内繰入金」として一般会計から繰入される。「法定内繰入金」には、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金、職員給与費等の財源、財政安定化支援事業の繰入金がある。保険基盤安定繰入金については、保険料負担能力の低い低所得者層に対する保険料軽減分の財源となり、国からの財政支援分が含まれている。

一方、「法定外繰入金」は、法定内のように公費で負担すべきものではないが、特別会計で発生した実質的な赤字を、一般会計からの繰入で補うものである。なお、乳幼児医療の無償化などは高松市の独自の事業として実施しているものであり、これによる費用も「法定外繰入金」として一般会計から特別会計に繰り入れしている。

5年間の推移を見たところ、法定内繰入金は、平成26年度から増加している。国の国民健康保険への財政支援で、保険基盤安定繰入金が増えたためである。平成27年度も国の財政支援は拡大し、これを受けて法定外繰入金は平成27年度から減少している。また、平成28年度には、歳出の保険給付費自体が減少し、さらに法定内・法定外ともに繰入金は減少している。

### (3) 歳出について

総務費は、主に職員の人件費であり、財源は一般会計からの繰入金である（保険料は財源とされない。）

保険給付費は、国保連合会に支払う医療費等の保険負担分である。平成27年度まで年々増加していたが、平成28年度は減少に転じた。被保険者数の減少によるとのことである。平成28年度は減少したが、高松市として保険給付費の適正化が重要な課題である。

後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度へ拠出するものである。（後期高齢者医療制度の財源構成は、公費5割、保険料1割、保険者支援金4割であり、この4割に当たる。）被保険者数に応じて「社会保険診療支払基金」（以下、「支払基金」と言う。）が金額を決定する。国、県からも一定割合が拠出されるが、不足する部分は一般会計からの法定外繰入金で補填されている。

介護納付金は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳）から介護納付金分保険料として徴収し、支払基金に納付するものであるが、徴収した金額だけでなく、国、県から一定割合が拠出される。納付金額は支払基金が決定し、不足する部分は一般会計からの法定外繰入金で補填されている。

共同事業拠出金については、歳入の「共同事業交付金」参照。

保険事業費は、主に特定健康診査・特定保健指導に係る費用や、人間ドック助成制度に係る費用である。また保健センターで実施する保健指導の事業費なども含まれる。

基金積立金は、利息分を毎年積み立てているものである。国民健康保険事業特別会計は一般会計から法定外の繰入を受けており、実質赤字のため基金の積立はできていない。基金の残高は平成28年度末で354千円しかない。

諸支出金の主なものは、国、県からの交付金等の概算受入額が多すぎた場合の還付額が計上されている。

#### 4. 平成 28 年度の予算の執行状況

##### 収 入

(単位：千円)

	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収入率(%)	
						対 予	対 調
国民健康保険料	8,757,954	10,133,654	8,318,033	363,191	1,452,430	95.0%	82.1%
国民健康保険税	337	4,907	289	83	4,535	85.7%	5.9%
一部負担金	2	-	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	6,091	5,197	5,197	-	-	85.3%	100.0%
国庫支出金	10,244,607	10,016,521	10,016,521	-	-	97.8%	100.0%
県支出金	2,499,817	2,067,404	2,067,404	-	-	82.7%	100.0%
療養給付費交付金	732,556	889,937	889,937	-	-	121.5%	100.0%
前期高齢者交付金	14,528,530	14,756,342	14,756,342	-	-	101.6%	100.0%
共同事業交付金	10,940,822	10,960,954	10,960,954	-	-	100.2%	100.0%
財産収入	1	0	0	-	-	8.8%	100.0%
繰入金	5,495,138	4,291,149	4,291,149	-	-	78.1%	100.0%
繰越金	1	-	-	-	-	-	-
諸収入	164,105	97,879	89,970	626	7,283	54.8%	91.9%
計	53,369,961	53,223,944	51,395,796	363,900	1,464,248	96.3%	96.6%

##### 支 出

(単位：千円)

科 目	予算現額	支出済額	繰越明許	不用額	執行率 (%)
総務費	532,945	485,493	-	47,452	91.1%
保険給付費	34,124,879	32,326,324	-	1,798,555	94.7%
老人保健拠出金	153	153	-	0	99.7%
後期高齢者支援金等	5,084,230	5,084,228	-	2	100.0%
介護納付金	1,775,254	1,771,664	-	3,590	99.8%
前期高齢者納付金等	3,719	3,718	-	1	100.0%
共同事業拠出金	10,940,822	10,940,821	-	1	100.0%
保健事業費	555,782	461,858	-	93,924	83.1%
基金積立金	1	0	-	1	8.8%
諸支出金	352,176	321,537	-	30,639	91.3%
計	53,369,961	51,395,796	-	1,974,165	96.3%

(市提供資料より監査人が加工)

#### (1) 収入について

国民健康保険料について、調定額(保険料として請求した額)10,133,654千円の内、収入済額は8,318,033千円で、82.1%しか入金になっていない。入金されなかったものの内、時効を迎えるなどで不納欠損として処理した額は、363,191千円、残りの1,452,430千円は、収入未済額として回収を続ける。これについては、「5. 実施した手続 (4) 保険料の滞納管理について」を参照。

#### (2) 支出について

支出について、予算を超えた支出は見受けられない。各担当者が執行状況を管理しており、予算に不足が生じる場合は、同じ細々目の中で流用をするか、これで対応できない場合は、補正予算で対応しているとのことであった。

予算策定の焦点は、実質赤字である法定外繰入(平成28年度1,029,900千円)を減らすために歳入を増やし、歳出を減らすことである。歳入の増加については国のインセンティブ制度の活用により、国の公費の獲得、歳出の減少については、漠然と執行するだけでなく、市の職員でできることは業者に委託せず経費を削減する、また保険給付費適正化のための施策に力を入れているということであった。

## 5. 実施した手続

### (1) 国民健康保険の資格付与・喪失の事務手続について

国民健康保険の資格付与及び喪失に関する事務手続について、国保資格賦課係にヒアリングを実施すると共に、資格付与者及び資格喪失者の中から無作為に1人ずつサンプル抽出を行い、事務手続上に作成される書類を閲覧すると共に、承認の確認を実施した。

資格付与及び喪失のために必要となる申請書類は、雛形や規定等が定められており、当該雛形や規定に従って業務を実施している事を確かめた。

### (2) 保険料賦課計算について

保険料賦課計算が正確に計算されていることの確認方法について、国保資格賦課係にヒアリングを実施した。

市民から徴収する保険料の計算は、「1. 事業の概要(6) 高松市の保険料」に記載のとおり、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額から計算される。毎年7月に9万人分実施し、その後、被保険者の状況が変動するので1日100件程度の変更があるとのことである。システムで自動計算されるため、当該年度の異動種類ごと(普通徴収、特別徴収、併徴、軽減割合7割、5割、2割など)にサンプルを抽出し、オンライン画面を見ながら電卓を入れてチェックしているとのことであった。

チェックした結果については残していないとのことであった。特に制度変更がある場合などは、複数人でチェックし、画面のハードコピーを印刷するなどして、チェックした結果を残しておく必要があると思われる。これについて、「8. 意見(1) 保険料賦課計算の確認について」に意見を記載した。

### (3) 保険料の徴収手続について

保険料の徴収手続について収納係にヒアリングを実施すると共に、実際に徴収した保険料の中から無作為に1件サンプル抽出を行い、保険料の徴収に関して、事務手続上作成される書類を閲覧した。

### (4) 保険料の滞納管理について

国保・高齢者医療課に対して国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納状況、滞納者に対する対応方法、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納金に対する管理方法について、質問及び関連する資料の閲覧を実施した。

国保・高齢者医療課において、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納者にする情報は、毎月システムから「滞納整理票 国民健康保険料(税)」及び「後期高齢者医療保険料滞納整理票」を出力すると共に、「地区金額別滞納件数集計表」を出力することで得ている。

そして、当該出力した滞納状況の資料に基づいて、各滞納者の資産状況等を確認すると共に、国保・高齢者医療課の担当者及び嘱託職員が滞納者に対する徴収活動を実施している。

毎月システムから出力される「滞納整理票」の出力枚数は、平成27年度と平成28年度では以下のように推移している。

(単位：枚)

	平成27年度	平成28年度
4月	20,403	10,511
5月	20,526	9,655
6月	9,900	9,297
8月	20,475	12,184
9月	22,273	14,623
10月	22,852	13,988
11月	23,105	14,415
12月	23,589	13,417
1月	24,092	13,566
2月	23,398	12,494
3月	23,739	11,690

(出所：市提供資料より監査人が加工)

なお、7月に関しては、新年度の滞留状況を確認する作業を実施している状況下にあるため、「滞納整理票」の出力は実施していない。

出力された「滞納整理票」の中には、分割納入を別途締結している加入者や軽減や減免の手続を実施している加入者等も含まれて出力されているため、実際に納付が滞留している加入者の人数とはなっていない。

また、平成27年度における「滞納整理票」出力枚数の中には、滞納債権を徴収して、滞納債権としての取扱を取り消した債権であったとしても、「滞納整理票」が誤って出力される等のシステム不具合が生じていた結果、出力枚数が平成28年度の約2倍となっており、「滞納整理票」では滞納者の状況を把握できない状況にあったことが判明した。

そこで、保険料の滞納者数と滞納繰越金額の月次の推移から債権の滞納状況を確認することにした。

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納者数は、平成26年度から平成28年度の3年間にかけて、以下のように推移している。

(単位：人)

平成26年 4月	平成26年 9月	平成27年 3月	平成27年 9月	平成28年 3月	平成28年 9月	平成29年 3月
11,177	14,008	10,204	13,094	10,706	14,089	10,690

(出所：市提供資料より監査人が加工)

一方、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞留債権の金額は、平成 27 年度と平成 28 年度の 2 年間では、以下のように推移している。

(単位：千円)

	滞納繰越金額		不能欠損金額	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
4月30日	646,422	667,790		
5月31日	1,464,704	645,695		
6月30日	1,399,454	1,373,005		
7月31日	1,351,788	1,326,676		
8月31日	1,308,448	1,280,810		
9月30日	1,267,270	1,243,902		
10月31日	1,216,953	1,204,427		
11月30日	1,182,038	1,173,791		
12月31日	1,146,159	1,132,072		
1月31日	1,116,546	1,105,437		
2月28日	1,086,802	1,080,723		
3月31日	691,458	684,383	358,324	363,191

(出所：市提供資料より監査人が加工)

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納者及び滞留債権金額が毎年期中に増加し年度末に向かって減少する傾向にある。これは国民健康保険制度及び後期高齢者医療保険制度の加入手続や変更手續の多くが年度当初に実施され、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の請求が7月以降に開始され、7月に納付状況の確認を実施するため、6月末日で新規の滞納者が反映されるためである。

滞納者に対しては、国保・高齢者医療課はコールセンターや嘱託職員を利用して、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収を進めている。

コールセンターの利用実績に関しては、以下のような状況である。

年度	架電日	折衝件数 (単位：件)	納付約束 (単位：件)	納付約束金額 (単位：円)	収納件数 (単位：件)	収納金額 (単位：円)	収納率	基準日
26	平成26年10月10・14・15・16・17日	782	157	6,867,600	81	3,302,400	48.1%	11月17日現在
	平成27年1月14・15・16・19・20日	259	185	5,801,800	98	1,984,200	34.2%	2月20日現在
	計	1,041	342	12,669,400	179	5,286,600	41.7%	
27	平成27年11月2・4・5・6・9・10・11・12・13・16日	2,497	371	12,493,200	128	4,142,000	33.2%	12月17日現在
	平成28年1月18・19・20・21・22・25・26・27・28・29日	2,177	396	10,470,700	225	5,144,500	49.1%	3月7日現在
	平成28年2月15・16・17・18・19・22・23・24・25・26日	3,083	318	10,833,900	152	4,626,900	42.7%	3月25日現在
	計	7,757	1,085	33,797,800	505	13,913,400	41.2%	
28	平成28年11月2・4・7・8・9・10・11・14・15・16日	2,116	383	6,037,200	185	4,024,450	66.7%	12月20日現在
	平成29年1月16・17・18・19・20・23・24・25・26・27日	1,627	134	4,040,300	54	2,862,500	70.8%	2月16日現在
	平成29年2月13・14・15・16・17・20・21・22・23・24日	1,990	94	3,844,300	59	4,748,700	123.5%	3月21日現在
	計	5,733	611	13,921,800	298	11,635,650	83.6%	

(出所：市提供資料より監査人が加工)

また、平成 28 年度における催告書の送付数は、以下のような状況である。

(単位：件数)

	平成28年5月	平成28年11月	平成29年3月
発送件数	9,012	9,409	6,969

催促状や実際に徴収した保険料の徴収報告の中から無作為にサンプルを抽出し、作成された資料の閲覧及び事務手続に関して、収納係にヒアリングを実施した。

国保・高齢者医療課が作成した各種資料の閲覧や担当者に対するヒアリングを実施した中で、効果的な滞納債権の管理を実施するために発見した事項に関して、「8.意見(2)効果的な回収のための滞納債権管理資料の作成について」に記載している。

#### (5) 事務のアウトソーシングの検討について

事務のアウトソーシングを検討されているかどうかについてヒアリングを実施した。市全体の方針によるもので、行革課から話があれば検討するということがあった。一方、「4.平成28年度の予算の執行状況(2)支出」において、支出の予算管理をヒアリングしたところ、「漠然と執行するだけでなく、市の職員でできることは業者に委託せず経費を削減する。」ということであった。これについて、「8.意見(3)事務のアウトソーシングの検討について」に意見を記載した。

#### (6) 保険料の見直しについて

前回の保険料の見直しは平成24、25年度で段階的に実施された。保険料の見直しについて議論された平成23年度第3回、第4回の高松市国民健康保険運営協議会の資料を閲覧した。

高齢化の影響や医療の高度化(医療費の増加)等を考慮して、平成24年度から26年度までの歳出、歳入、不足分について一般会計から繰入金で補填する金額を推計し、また、他の中核市との比較を実施した上で、保険料が決定されていた。一人当たり保険料は15.6%増加となり、値上げ後は、他の中核市との比較でも上位に入るようになったが、一人当たり療養諸費も高松市は上位に入っており、これも考慮しての値上げである。

#### < 推計と実績の比較 >

	当時の平成26年度推計	平成26年度実績
保険給付費	32,058 百万円	33,295 百万円
一般会計からの繰入金 (財源不足分のみ)	(値上げ後の推計) 2,298 百万円	1,912 百万円

実際には、保険給付費については、推計を上回って増加したものの、平成 26 年度から国の財政支援が始まったことで、財源不足額については推計額以内に収まっていた。それ以降は、国の支援がさらに拡大して、財源不足額は減少してきており、保険料の見直しはなされていない。

#### (7) 国・県・支払基金・国保連合会からの収入について

収入の内、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の内訳を入手し、内訳の中からそれぞれサンプルを抽出し、計算資料を閲覧して、収入の事務手続についてヒアリングを実施した。交付金等の申請については、所定のシートに様々な実績の数値を入力し、県の担当者のチェックも入り、調定の決裁を取って申請されていた。また概算で申請した交付金について、実績が下回った場合には、翌年度に返還の支出がなされていた。

併せて共同事業交付金の収入に対応する支出の、共同事業拠出金についても、国保連合会からの決定通知書と照合した。

交付金等の申請の計算には、様々な数値の入力が必要であるが、そのバックデータが整理して保管されていないものがあつた。また、一つの申請について、申請書に入力する個々の数値について複数の担当者が関わっており、元資料がまとまっておらず、数値を確認するのに手間取つた。これについて、「8. 意見(4) 交付金申請のバックデータの整理・保管等について」に意見を記載した。

#### (8) 保険給付費が適正に支払われているかのチェックについて

病院からの保険請求、すなわち保険給付費が正しく請求されているかどうかについては、国保連合会が一次点検を行い、更には他の団体の二次点検により再度確認をしているとのことであつた。高松市では、保険の資格のチェックをしており、住民基本台帳と照合し、エラーが出たものを調査しているとのことであつた。

#### (9) 特定保健指導の委託について

特定保健指導については、保健センター直営で実施するほか、外部委託を実施している。委託先は、公益財団法人香川県予防医学協会、公益財団法人香川県健診協会、シンコースポーツ株式会社の3法人である。社会保険診療報酬支払基金のホームページを確認したところ、いずれも委託可能な機関と判断されている法人であつた。これら委託先との契約事務や委託業務の検収・支払事務について保健センターでヒアリング及び資料閲覧により事務の執行状況を確認した。

公益財団法人香川県予防医学協会は健診専門の医療機関であり、特定保健指導だけでなく、特定健康診査、追加健診、後期高齢者医療健康診査をまとめて委託しており、1人当たり単価契約となっている。毎月請求が届き、内容を点検確認後、国保連合会を通じて支払いを行っている。

この際、毎月の請求書は確認しているが、公益財団法人香川県予防医学協会がどのような指導を実施しているかについて、保健センター職員による直接確認は実施していないかった。これについて、「8．意見（5）特定保健指導業務のモニタリングについて」に意見を記載した。

公益財団法人香川県健診協会も、検診検査機能をもつ機関であり、動機付け支援におけるグループ支援として、健診結果説明コースと食事コースの実施を委託している。契約は1人当たり単価契約となっており、契約期間内に実施したグループ支援の人数に基づき全支援後に完了届及び請求書が届くため、内容を点検確認後、支払いを行っている。グループ支援は複数回行われており、各回実施後に反省会を実施しているとのことであり、保健センター職員も可能な範囲でグループ支援の指導に立ち会い、反省会にて意見交換を行っているとのことである。

ただし、各回実施後の報告について、保健センターでは書面等での入手は行われていなかった。これについて、「8．意見（6）特定保健指導における実施報告の書面等での入手について」に意見を記載した。

シンコースポーツ株式会社には特定保健指導の一環として生活習慣の改善のための運動プログラムを実践するための事業を委託している。平成28年度はスタジオ編として5回コースでの室内運動実技指導と講義、温水プール編では5コースでの水中運動実技指導と講義を実施している。スタジオ編は9会場、温水プール編は2会場で実施され、毎回実施報告書が保健センターに提出されるとともに、全11回実施後に完了届及び請求書が届くため、内容を点検確認後、支払いを行っている。

#### （10）特定保健指導に関する目標の設定について

特定保健指導に関する目標をどのように設定しているかヒアリングを行った。

「第2期 高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画（データヘルス計画）」において、特定保健指導終了者の割合の目標値を平成28年度は55.0%、平成29年度は60.0%に設定している。これは、厚生労働省が発行した「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（厚生労働省告示第百五十号 平成25年4月1日適用）で、市町村国民健康保険の加入者に係る特定保健指導の実施率60%以上を踏まえて目標を設定する旨が記載されており、保健センターでもこの値を参考に決定しているとのことであった。

高松市の特定保健指導の終了率（6か月間）は平成26年度実績26.2%、平成27年度実績32.3%と目標である60%に及ばない状況が続いている。嘱託保健師8名により編成している特定保健指導チームにより、特定保健指導未実施者への戸別訪問を強化することで、受診率アップを図っている。今後は特定保健指導の医療機関への委託を増やすことで、同じ医療機関で特定健康診査と特定保健指導の提供を増やすことにより、実施率の向上を図るとのことである。

### (11) 保険給付費適正化の組織横断的なプロジェクトチームについて

高松市では「国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(データヘルス計画)」を策定し、保険給付費の適正化についてハイリスクアプローチ(健診を受けて疾患の発生しやすい人を対象に対処する)の観点から、糖尿病予防、介護予防、慢性腎臓病予防に取り組んでいる。また、市民全体に対して行動変容を働きかけるポピュレーションアプローチについては、「高松市健康都市推進ビジョン」等において取り組んでいる。

平成23年度の包括外部監査において、医療・介護サービスの連携ができる仕組みと組織横断的な連絡調整体制の構築についての意見があり、その後、関係課が連携し、高松市保険給付費適正化プロジェクトチームを立上げたが、専任者の人事異動により、現在は設置しておらず、平成28年4月からは各課で対応しているとのことである。

これについて、「8.意見(7)組織横断的な保険給付費適正化の取り組みについて」に意見を記載した。

## 6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

過去の包括外部監査での指摘・意見について、平成25年度に保険センターが受けた意見1件と、平成27年度の情報システムに関するもの以外については、全て措置済みとのことである。

未措置の平成25年度に保険センターが受けた意見は、「庵治ほっとぴあん」の施設運営についての今後のあり方検討であった。これについて検討状況をヒアリングした。

本件意見については、庵治ほっとぴあんを含む庵治保健センターについて、平成29年1月に、牟礼総合センターに移転し、その名称(現・庵治地域保健活動センター)や機能を変更している。本施設のあり方は、ファシリティマネジメントの観点から、「高松市公共施設再編整備計画(1次)」において、平成28年度からの5年間を目標期間として、「用途変更」する方向性を決定したところである。このようなことから、庵治ほっとぴあんの次期指定管理期間を、同計画の目標期間が満了する32年度までとして指定管理者の募集を行うが、その期間中に地元住民の意見等も参考としながら、庵治地域保健活動センターと一体的に具体的な「用途変更」について、引き続き検討を行うこととしている、とのことであった。

また、未措置の平成27年度の情報システムに関する指摘・意見は、「保険系情報システム」(国民年金保険システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療保険システム)についてのものである。

(平成27年度包括外部監査報告書より、指摘・意見のみ一部加工して引用)

	内容
意見	業務主管課に作成が要請されている「情報化推進施策業務調査票(現行業務・システム)」が作成されていない(調達ガイドライン:1110 対象業務・システムの可視化)
意見	情報政策課に作成が要請されている情報システム導入後の新業務モデルが作成されていない(調達ガイドライン:1130 新業務モデルの策定)
指摘	業務主管課に作成が要請されている「情報化推進施策業務調査票(業績測定評価シート)」が作成されていない(調達ガイドライン:1140 業績測定指標の測定)
指摘	個別情報システムに関する投資効果が測定されていない(調達ガイドライン:1170 費用と投資効果の予測)
指摘	情報政策課に作成が要請されている基本計画書が作成されていない(調達ガイドライン:1190 基本計画のとりまとめ)
指摘	情報政策課に実施が要請されている個別システムに係る費用対効果の分析がなされていない(調達ガイドライン:1340 費用対効果の分析)
指摘	業務主管課に作成が要請されている情報化評価シートが作成されていない(調達ガイドライン:1360 情報化評価シートの作成、1370 情報化の事前評価(関係部署の作業))
指摘	業務主管課に作成が要請されているプロジェクト終了判定チェックリストが作成されていない(調達ガイドライン:2320 完了検査・検収)
指摘	経費については削減効果の事後評価を実施しているが、業務効率化・簡素化についての事後評価が実施されていない。(調達ガイドライン:5110 情報化の事後評価)
指摘	業務主管課に作成が要請されている課題一覧について、情報システム導入過程において抽出された課題に関する一覧表は作成されているが、事後評価に関する課題が抽出されていない(調達ガイドライン:5210 課題の整理)。また、課題一覧表においても一部の項目で未完了のものがあり、帰結が記載されていないものも散見された。
指摘	情報政策課に作成が要請されているアクションプランが作成されていない(調達ガイドライン:5310 見直し(改善)(支援))

上記の指摘・意見は、平成22年3月に高松市で策定した「情報システム調達ガイドライン」(以下、ガイドライン)に従った事務の執行が実施できていないというものである。

これについて、国民健康保険事業の主管部門である国保・高齢者医療課と共に情報政策課に対し措置状況についてヒアリングを実施した。

これらの指摘・意見については、ガイドラインの骨子の作成を外部委託したことにより、実際の業務との乖離が発生し、ガイドラインが各主管課にとって難解なものとなり、ガイドラインで作成が必要とされている文書を作成できなかったことが主な要因であるとのことである。現在、情報システム課と連携し、ガイドラインの見直しを実施中とのことである。これについて、「8. 指摘(8) 情報システムに関する過去の指摘・意見への対応について」を記載している。

## 7. 指摘

該当事項なし

## 8. 意見

### (1) 保険料賦課計算の確認について

市民から徴収する保険料の計算は、システムで自動計算されるため、当該年度の異動種類ごと(普通徴収、特別徴収、併徴、軽減割合7割、5割、2割など)にサンプルを抽出し、オンライン画面を見ながら電卓を入れてチェックしているとのことである。ただし、チェックした結果は残していないとのことであった。特に制度変更がある場合などは、計算ミスがあれば何万人にも影響があるので、複数人でチェックし、画面のハードコピーを印刷して、チェックした結果を残しておくことが望まれる。

### (2) 効果的な回収のための滞納債権管理資料の作成について

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納者に対する実質的な徴収業務は、国保・高齢者医療課の収納係の職員が担っており、その補完的な業務として訪問徴収、納付相談等を国保・高齢者医療課の嘱託職員が行っている。高松市では、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納について、毎年3億円～4億円の不納欠損処理をしており、効果的な債権回収が必要と考えられる。

収納係が行う債権回収業務においては滞納管理システムにおいて交渉経過、処分状況等を記録し一元的に管理している。しかしながら、嘱託職員の債権回収業務においては、嘱託職員が実際に徴収してきた債権の入金データのみが記録されており、嘱託職員が滞納者に対して何度徴収依頼を実施したのか、滞納者と直接的に交渉が実施できたか否か等の徴収過程が記録できるようなシステム仕様とはなっていない。

そのため、事後的に嘱託職員が滞納債権者に対して網羅的に徴収アプローチを実施しているか否か、過去に生じた滞納債権の回収が時間の経過と共に着実に促進されているか否か、本来的に不能欠損として取り扱うべき債権を滞納債権のまま取り扱う結果となっていないか否かの確認等が困難な状況にある。

そこで、同システムに対して徴収アプローチまでを記録できるようにシステム改良する、あるいは徴収アプローチの過程を記録した管理表を別途作成する必要があると考える。そして、滞納債権者に対して網羅的かつ効果的に徴収活動を実施しているか否かを事後的に評価したり、滞納者の中からどの滞納者から優先して徴収活動を実施すべきであるかを特定するなど、滞留債権の効率的な徴収ができる管理体制の構築に努めるべきであると考えます。

### (3) 事務のアウトソーシングの検討について

事務のアウトソーシングについては、市全体の方針によるもので、行革課から話ができれば検討するということであった。一方、「4.平成28年度の予算の執行状況(2)支出」において、支出の予算管理をヒアリングしたところ、「漠然と執行するだけでなく、市の職員でできることは業者に委託せず経費を削減する。」という回答であった。国民健康保険事業特別会計(事業勘定)においては、職員の給与の財源は一般会計から繰入されるため、人件費の管理は重視されていないが、市の職員が実施するより、業者に委託して安く効率的に実施できるものは、アウトソーシングを検討し、人件費を含めた経費を削減する意識が必要である。

アウトソーシングする場合、業務を整理して切り出しできるものを把握する必要があり、保険関連の事務手続や、データの集計作業など、業務を整理して把握することにより、それだけでも効率化につながるものがあるのではないかと思われる。

### (4) 交付金申請のバックデータの整理・保管等について

交付金等の申請の計算には、様々な数値の入力が必要であるが、そのバックデータが整理して保管されていないものがあつた。また、一つの申請について、申請書に入力する個々の数値について複数の担当者が関わっており、元資料がまとまっておらず、数値を確認するのに手間取つた。

交付金申請のためのバックデータは整理して保管し、次回の申請の際に効率的に作業を実施できるようにしておくことが望まれる。

### (5) 特定保健指導業務のモニタリングについて

特定保健指導を公益財団法人香川県予防医学協会に外部委託しているが、毎月届く請求書を確認しているのみで、当協会がどのような特定保健指導を実施しているかについて、保健センター職員による直接確認は実施していなかった。委託した業務が適切に行われているかを指導に立ち会い確認すること、指導内容のフィードバックと指導方法の高度化を進めることが望まれる。

なお、現在医療機関への委託は、当協会に対してのみであるが、平成29年度以降、委託医療機関を拡大することを検討している。複数の医療機関に委託を行うこととなった場合、各医療機関で特定保健指導の質のばらつきが懸念されるため、上述した指導への立ち会いを行う体制を整え、委託医療機関の拡大の際に対応できる体制づくりを進めることが望まれる。

### (6) 特定保健指導における実施報告の書面等での入手について

公益財団法人香川県健診協会が実施した特定保健指導の実施報告について、保健センターで書面での入手等を行われていなかった。最終的な業務完了の確認のため、さらに各回の状況を保健センターが把握し次回以降へのフィードバックにつなげることを考えると、各回終了後に委託業者より書面で実施報告を受けることが望まれる。

## (7) 組織横断的な保険給付費適正化の取り組みについて

高松市では「国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(データヘルス計画)」を策定し、保険給付費の適正化についてハイリスクアプローチ(健診を受けて疾患の発生しやすい人を対象に対処する)の観点から、糖尿病予防、介護予防、慢性腎臓病予防に取り組んでいる。また、市民全体に対して行動変容を働きかけるポピュレーションアプローチについては、「高松市健康都市推進ビジョン」を策定し取り組んでいる。

平成23年度の包括外部監査において、医療・介護サービスの連携ができる仕組みと組織横断的な連絡調整体制の構築についての意見があり、その後、関係課が連携し、高松市保険給付費適正化プロジェクトチームを上げたが、専任者の人事異動により、現在は設置しておらず、平成28年4月からは各課で対応しているとのことである。

現在、高松市では、ハイリスクアプローチに力を入れており、一定の成果を上げているが、特定健診の対象である40~74歳の約6万人のうち、受診率は40%前後にとどまっていることから、さらに成果を上げるには、市民全体に対して行動変容を働きかけるポピュレーションアプローチにも力を入れていかなければならない。

ポピュレーションアプローチを実施するには、国保・高齢者医療課と介護保険課だけでなく、関連する課が連携することにより、効率的に実施できると考えられる。例えば、地域で健康づくりを支えるためには、地域コミュニティ活動を推進するコミュニティ推進課の協力が考えられ、生涯学習課と連携して、介護予防のための教室を実施することも考えられる。また活動のための施設利用については、市の施設の利用状況を把握している財産経営課の情報があれば進めやすい。国民保険事業と介護保険事業については、市民の保険料負担、市の財政の負担も大きいことから、市役所内で横断的に連携して、保険給付費適正化を実施していくことが望ましい。

## (8) 情報システムに関する過去の指摘・意見への対応について

平成27年度の包括外部監査で「情報システム調達ガイドライン」(以下、ガイドライン)に従った事務の執行が実施できていないことについて、指摘・意見を受けているが、これについては、現在ガイドラインを見直し中ということで、措置には至っていない。

情報システムは利便性が高い反面、トラブル時の対応には専門的な知識が必要になる。そのためガイドライン作成・運用の際には専門業務に対応する情報政策課と業務主管課の役割を明確に区別することが前提となる。また、ガイドラインの整備も含めシステムへの対応・体制構築に際し、現実的に実行可能なもの、投資効果の客観的な測定が可能なものである必要がある。情報政策課へのヒアリングの結果、ガイドラインの修正版の作成を現在行っているとのことである。情報システムの調達は随時発生するものであり、業務への影響度も大きいことから、ガイドラインの整備は早急を実施する必要がある。

また、ガイドライン作成にあたり留意すべき事項は以下が考えられる。

各課の役割を明確化し、ガイドライン作成にシステム利用部門も参加すること  
ガイドライン上でシステム利用部門と情報政策課の役割を明確にすることで、ガイドライン運用開始後の業務にて手戻りや問い合わせを削減することができる。各課には情報システム担当が配置されているとのことなので、情報システム担当も現場担当者の意見も取り込んで情報政策課と共有しつつ、ガイドライン作成に参加して両部門が納得するガイドラインが作成できる。  
ガイドライン作成に伴い、システム利用部門で情報システムを利用するためのマニュアルを作成すること

情報政策課が実施する個別システムに関する投資効果の測定に際し、重要な要素の一例としてその情報システムの導入によって、どれだけ業務の効率性が向上したかが挙げられる。例えば画面キャプチャなど視覚的情報を交えたシステム操作マニュアルといった業務実施手順書の作成が考えられる。これにより、システム習熟度のアップ、業務引継の簡略化などの効果が期待できる。

将来を見据えたガイドラインを作成すること

情報システムの調達・更新は今後も発生するものであるため、ガイドラインは汎用的なものである必要がある。ガイドラインを作成し運用する中で、情報システムに対する課題、要望など定期的に共有し、ガイドラインを改訂していくことで、今後のシステム導入・改修の際に役立てることができる。

## II. 国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

### 1. 事業の概要

#### （1）事業内容

離島（女木島・男木島）に設置したへき地診療所の管理・運営事業である。へき地診療所とは、医療機関のない地域で中心地から半径4kmの区域内に50人以上が居住し、容易に医療機関を利用できない地区の住民の医療を確保するため、市町村が設置する診療所をいい、現在、香川県には18箇所のへき地診療所がある。

厚生労働省ではへき地診療所における住民への医療の提供、へき地医療拠点病院等による巡回診療や代診医派遣、緊急時の輸送手段の確保や遠隔医療の導入等を推進してきており、高松市では女木診療所、男木診療所での医療体制の確保を図っている。

なお、高松市における他の離島医療体制の整備については、離島における迅速な救急搬送体制を確立するために、平成23年1月から救急艇「せとのあかり」の運用を開始しており、離島で救急患者が発生した場合の救急搬送体制の強化を図っている。また、救急患者が発生し、船舶を借り上げ輸送した場合に、その輸送費を補助することにより、離島住民及び離島を訪れる人の負担を軽減し、離島住民等の福祉の向上を図っている。

<島の状況（平成9年と平成29年の比較）>

	女木島		男木島	
	平成9年 4月1日	平成29年 4月1日	平成9年 4月1日	平成29年 4月1日
世帯数	142世帯	105世帯	165世帯	111世帯
人口	315人	169人	323人	172人
国保被保険者数	205人	70人	206人	67人

（出所：「市政概況」より監査人が加工）

#### （2）設置目的

離島（女木島・男木島）の医療体制を確保するとともに、診療所事業の適正な運営を行うことを目的として設置されている。軽度の生活習慣病改善と現地で診察を受けられるという安心感から各診療所が必要とされている。

#### （3）沿革

女木診療所は昭和25年10月1日、男木診療所は昭和26年4月1日に開設している。

#### (4) 施設の状況と役割

両診療所の診察日はともに月、火、木、金の週4日であり、女木診療所が午前中、男木診療所が午後の開設となっている。

#### (5) 施設の概要

男木診療所については男木コミュニティセンターとの複合施設となっており、昭和56年より現在の建物の1階部分で開設を行っている。女木診療所は昭和42年に現在の建物で業務を開始している。

#### (6) 主な収入

市民が診療を受けた際の診療報酬が主な収入である。

#### (7) 診療の状況（平成24～28年度）

	年度	24	25	26	27	28
女木診療所	延べ患者数(人)	2,138	2,192	2,236	2,155	2,148
	1日平均患者数(人)	11.3	11.5	12.1	11.5	11.7
	1日1人当たりの診療費(円)	5,867	6,381	6,125	5,448	4,966
男木診療所	延べ患者数(人)	1,216	1,212	1,140	1,276	1,164
	1日平均患者数(人)	6.6	6.4	6.2	6.9	6.3
	1日1人当たりの診療費(円)	7,676	8,335	8,479	7,199	7,310

(出所：国保・高齢者医療課より資料入手)

(注)1日1人当たりの診療費について

ここで言う診療費とは、患者負担分と保険負担分を併せた診療所の収入となる金額である。

## 2. 所管課及び組織

国保・高齢者医療課の管理係が両診療所の運営管理を行っている。診療所の直接的な管理については、正職員看護師1名が中心となり、非常勤看護師2名とともに事務を担っている。

### 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

#### 【直営診療施設勘定】

#### 決算収支

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	42,660	39,766	44,272	38,350	40,090
B 歳出決算額	42,660	39,766	44,272	38,350	40,090
C 形式収支（A - B）	-	-	-	-	-
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支（C - D）	-	-	-	-	-
F 単年度収支（E - 前年度E）	-	-	-	-	-

#### 歳入

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
診療収入	22,441	23,825	23,615	21,874	19,925
使用料及び手数料	11	10	26	8	6
繰入金	20,199	15,923	20,594	16,431	20,126
諸収入	9	8	38	37	33
計	42,660	39,766	44,272	38,350	40,090

#### 歳出

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総務費	27,706	29,298	32,351	28,223	28,154
医業費	14,953	10,468	11,921	10,127	11,936
計	42,660	39,766	44,272	38,350	40,090

（出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より）

#### （1）決算収支について

歳入決算額及び歳出決算額は同額であり、形式収支以下はゼロとなっている。これは、歳出超過分を一般会計からの繰入金で調整していることによる。

#### （2）歳入・歳出について

収入のほとんどは診療収入であり、支出のうち医業費については診療収入で賄っている。一方、歳出のうち医師・職員への報酬・給与については概ね一般会計からの繰入金で賄っている。

#### 4. 平成 28 年度の予算の執行状況

##### 収 入

			(単位:千円)
区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)
診療収入	21,951	19,925	2,026
使用料及び手数料	5	6	1
繰入金	24,467	20,126	4,341
諸収入	20	33	13
計	46,443	40,090	6,353

##### 支 出

			(単位:千円)
区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)
総務費	29,741	28,154	1,587
医療費	16,702	11,936	4,766
計	46,443	40,090	6,353

(出所：国保・高齢者医療課より資料を入手し監査人が加工)

予算を超えた支出は見受けられない。

#### 5. 実施した手続

##### (1) 収入事務について

診療所で診察を受けた市民から徴収した診療報酬の自己負担分の現金について、事務の流れを国保・高齢者医療課にヒアリングした。現金受領時に発行する領収書の控え、日々の業務内容をまとめた日報、及び金融機関入金後の入金データを突き合わせることで、受領した現金が適切に市の口座に入金されていることを確認しているとのことである。

##### (2) 備品・薬品管理について

診療所の備品管理について国保・高齢者医療課にヒアリングした。難易度の高い手術を行うような医療行為を行うわけではないため、大規模な機器等は必要ないとのことである。備品管理については、年度末に備品現在高報告書を国保・高齢者医療課が作成する際に、女木診療所・男木診療所の備品リストの内容について、診療所に勤めている看護師が現物を確認しているとのことである。

診療所で使用する薬品管理について国保・高齢者医療課にヒアリングした。診療所において看護師が薬品管理簿を作成、残高管理を実施しており、不足する薬品については看護師より調達部署に発注し補充を行っているとのことである。薬品管理簿は共有サーバに保管しており、診療所における在庫管理に使用するとともに、薬品発注の際に担当者が確認を行っているとのことである。

## 6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

該当事項なし

## 7. 指摘

該当事項なし

## 8. 意見

### (1) 今後の診療所運営方法の検討に関して

女木島、男木島ともに人口は減少している反面、高齢化が進み診療所を利用する高齢者が増加していることから、1日平均患者数はいずれも横ばいとなっている。ただし、今後さらなる人口減少が進むことが予想される中、年間約15百万円から20百万円の一般会計からの繰入を続け、現在と同様の体制での医療提供を行うことは市民の理解が得難くなる。国保・高齢者医療課にヒアリングしたところ、現時点で直に見直すような計画はないとのことであるが、診療所利用者数の減少が進むようであれば、診察日数の減少など今後見直しが必要になるものと考えられる。

また、少子化に伴い今後医師不足が見込まれる中、女木島・男木島といった離島を含むへき地医療においても同様に医師の確保が困難となり、現在と同様の体制での医療体制の確保が困難となる可能性がある。こうした将来の医師不足に備える方策の1つとして、ICTの活用による遠隔診療の普及が考えられる。

香川県は、平成23年3月に「香川県へき地医療支援計画」を作成しており、この中で情報通信技術（IT）による診療支援として、「県は、K-MIX やドクターコムを活用した遠隔診療システムの改善・充実を図り、へき地や離島に暮らす患者がどこでも適切な医療を受けられるよう努める。」と示している。このドクターコムは、総務省の実証事業として香川県において開発、運用している「電子カルテ機能統合型TV会議システム」であり、へき地や離島に暮らす患者とのリアルタイムな遠隔診療を行うことが可能とするものである。現在は主に小豆島町において利活用が進められている。また、香川県ではこのドクターコムに対応できる看護師（オリーブナース）の育成を進め、ドクターコム普及の基盤構築を進めている。

高松市でもこうした遠隔診療を推進する香川県の取り組みについて、香川県と協力して遠隔診療を導入推進することが今後必要になってくると考える。現在は女木島・男木島の各診療所に週4日訪問医療が提供できているものの、IT技術を利用した遠隔診療や、医師不足による訪問医療の減少に対して訪問医療とオンライン医療の併用による対応が効果的かどうか、検討することが望まれる。

### III. 後期高齢者医療事業特別会計

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業内容

後期高齢者医療事業は、従来の老人保健制度に代わり、75歳以上の高齢者を対象に、今まで加入していた医療保険から独立した制度として、平成20年4月から新たに創設されたものである。

運営は香川県後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合)が保険者となって、資格管理、給付、保険料の決定など制度全般を行い、市が被保険者証の引渡し、各種申請書の受付、保険料の徴収などの窓口業務を行っている。広域連合には香川県内全ての市町が加入しており、広域連合が主体となって、市町と連携しながら公平で安定した制度を運営するものである。



(出所：香川県後期高齢者医療広域連合制度啓発パンフより)

##### (2) 事業の根拠法

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

第4条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

第48条(広域連合の設立)

市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。

#### 第 49 条（特別会計）

後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

#### （3）沿革

平成 18 年 4 月適用 「健康保険法等の一部を改正する法律」公布  
平成 18 年 9 月 高齢者の医療の確保に関する法律施行令公布  
平成 19 年 1 月 香川県知事の広域連合設立許可  
平成 20 年 4 月 後期高齢者医療制度開始

#### （4）制度の概要

平成 20 年 4 月より開始した「後期高齢者医療制度」の主な制度概要は、以下の通りである。

対象となるのは、市内に住所を有する 75 歳以上（65 歳以上で一定の障害のある人を含む。）で、75 歳の誕生日から受給資格ができる。

後期高齢者医療の被保険者証は 1 人に 1 枚交付される（世帯ごとではない）。医療費の 1 割（現役並み所得者は 3 割）を被保険者本人が負担する。

被保険者は保険料を納付する。介護保険と同様に、原則として年金からの天引きとなる。

医療機関を受診するときは、病院などの窓口で後期高齢者医療被保険者証を提示し、一部負担金等を支払う。

#### （5）被保険者の状況

（平成 28 年度）

被保険者数	53,794人	総人口に対する 受給者の割合	12.79%	総人口	420,665人
-------	---------	-------------------	--------	-----	----------

（出所：国保・高齢者医療課からの入手資料より）

#### （6）後期高齢者から徴収する保険料

保険料は、全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、被保険者が個々に納める（原則、年金からの天引き）。保険料率は県内全ての市町で同じである。

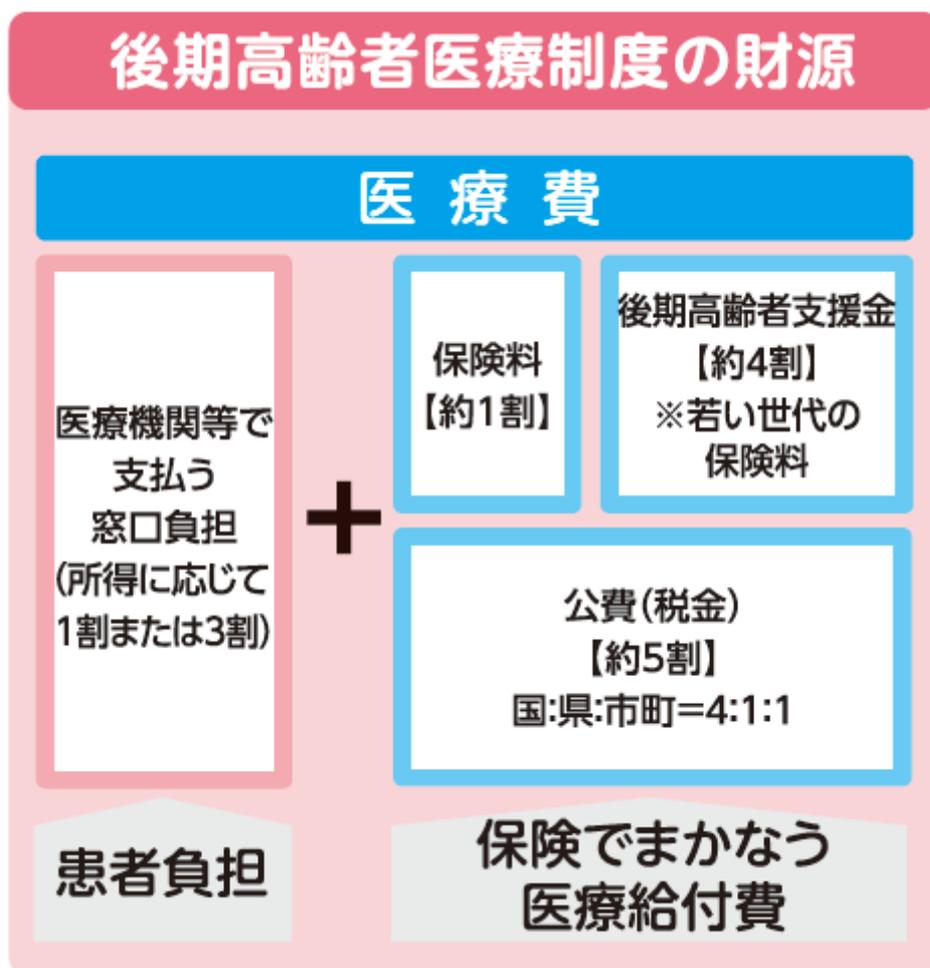
（後期高齢者医療保険料率等）

（平成 29 年度）

率	所得割額	9.26/100
	均等割額	47,300円
賦課限度額		570,000円
納付回数		年 8 回

### (7) 後期高齢者医療の制度の財源

医療に係る費用のうち、5割を公費、4割を後期高齢者支援金（若い世代の保険料）で、残りの1割を被保険者の保険料で負担している。前頁の（6）後期高齢者から徴収する保険料はこの1割部分である。



(出所：香川県後期高齢者医療広域連合制度啓発パンフレットより)

### 2. 所管課及び組織図

高松市健康福祉局 国保・高齢者医療課 長寿医療係 職員 7 名が後期高齢者医療事務を行っている。

課全体の組織図は、「 . 国民健康保険事業特別会計(事業勘定)」参照のこと。

### 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

#### 【事業勘定】

#### 決算収支

（単位 千円）					
区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	4,718,575	4,783,589	4,850,513	4,893,156	5,179,795
B 歳出決算額	4,711,457	4,781,056	4,845,396	4,888,141	5,100,813
C 形式収支（A - B）	7,118	2,533	5,117	5,016	78,982
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支（C - D）	7,118	2,533	5,117	5,016	78,982
F 単年度収支（E - 前年度E）	2,860	△ 4,585	2,584	△ 101	73,966

#### 歳入

（単位 千円）					
区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
後期高齢者医療保険料	3,742,452	3,786,124	3,794,018	3,779,188	4,046,564
使用料及び手数料	668	637	702	712	731
繰入金	967,372	986,835	1,049,295	1,103,966	1,123,718
繰越金	4,258	7,118	2,533	5,117	5,016
諸収入	3,826	2,875	3,966	4,173	3,767
計	4,718,575	4,783,589	4,850,513	4,893,156	5,179,795

#### 歳入の内、一般会計からの繰入金の内訳

（単位 千円）					
区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法定	967,372	986,835	1,049,295	1,103,966	1,123,718
法定外	-	-	-	-	-
計	967,372	986,835	1,049,295	1,103,966	1,123,718

#### 歳出

（単位 千円）					
区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総務費	170,842	171,479	166,192	181,912	176,902
後期高齢者医療広域連合納付金	4,537,850	4,607,634	4,675,611	4,702,536	4,920,790
諸支出金	2,766	1,943	3,594	3,693	3,121
計	4,711,457	4,781,056	4,845,396	4,888,141	5,100,813

（出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」、市からの入手資料より）

#### （1）歳入について

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度の対象となる被保険者から徴収する保険料収入である。平成28年度に増加しているが、平成28年度には香川県後期高齢者医療広域連合により保険料が値上げされており、値上げと被保険者数の増加の両方が影響していると思われる。

繰入金は、保険基盤安定費と事務費について、一般会計から繰入するもので、両方とも法定繰入金であり、保険事業の財源不足分を市が負担するという事はない。保険基盤安定費は、低所得者に対する保険料軽減分について、県が4分の3、市が4分の1を負担するもので、県の負担分は一般会計を通して繰入される。

## (2) 歳出について

総務費は、被保険者の資格管理、保険料の徴収等に係る事務費がほとんどを占める。

後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と、低所得者に対する保険料軽減分（保険基盤安定費分）を広域連合に納付するものである。平成28年度は保険料徴収が増えたので、納付金も増加している。

## 4. 平成28年度予算の執行状況

### 収 入

(単位：千円)

科 目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算額	対調定額
後期高齢者医療保険料	3,971,793	4,100,675	4,046,564	11,585	42,527	101.9%	98.7%
使用料及び手数料	817	731	731			89.4%	100.0%
繰入金	1,140,642	1,123,718	1,123,718				100.0%
繰越金	1	5,016	5,016				100.0%
諸収入	7,902	3,767	3,767			47.7%	100.0%
計	5,121,155	5,233,907	5,179,795	11,585	42,527	101.1%	99.0%

### 支 出

(単位：千円)

科 目	予算現額	支出済額	繰越明許	不用額	執行率 (%)
総務費	193,364	176,902	-	16,462	91.5%
後期高齢者医療広域連合納付金	4,920,790	4,920,790	-	0	100.0%
諸支出金	7,001	3,121	-	3,880	44.6%
計	5,121,155	5,100,813	-	20,342	99.6%

(出所：市提供資料より監査人が加工)

### (1) 収入について

後期高齢者医療保険料について、調定額（保険料として請求した額）4,100,675千円の内、収入済額は4,046,564千円で、98.7%が入金となっている。国民健康保険事業特別会計においては、平成28年度で82.1%である。後期高齢者の場合、年金から天引きされる特別徴収が多いため、国保よりも収納状況が良いということであった。

### (2) 支出について

予算を超えた執行は見受けられない。

### (3) 歳入歳出差額について

平成 28 年度については、プラスの収支差額が 78,982 千円発生している。これは予定より多く保険料収入があったため、翌年度に繰り越すこととなり、その分、翌期の広域連合への納付金が増加することとなる。

## 5. 実施した手続

後期高齢者医療事業特別会計に関する主な事務手続き、被保険者の資格管理、保険料の徴収等については、国民健康保険事業と併せて監査手続を実施した。詳細は、「 . 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）5 . 実施した手続、6 . 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況、7 . 指摘、8 . 意見」を参照。

## IV. 介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

### 1. 事業の概要

#### （1）事業内容

高齢社会の進展に伴い、最大の不安要因となっている高齢者介護について、老人福祉法と老人保健法の異なる制度に基づいて提供されていた高齢者介護サービスを再編成し、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、社会全体で支える新たな仕組みとして平成12年に創設された。市町村が保険者である。

市では被保険者証の発行、保険料の賦課・徴収、介護サービスの対象者を決める要介護認定、保険給付に関する業務、及び介護サービス事業者に対する指定、更新、実地指導業務などを行っている。

#### （2）事業の根拠法

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第3条（保険者）

市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

#### （3）沿革及び介護保険制度の特徴

介護保険制度は、平成12年10月より保険料の賦課・徴収が開始された。

老人福祉法と老人保健法の異なる制度に基づいて提供されていた高齢者介護サービスを再編成し、給付と負担の関係が明確な社会保険方式として創設されたものである。

介護保険制度は、利用者の選択により、保険・医療・福祉の主体から総合的に介護サービスを利用できることが特徴となっている。

#### （4）対象者（被保険者）と利用者（認定者）

介護保険制度の被保険者は、65歳以上の者（第1被保険者）、40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。介護サービスを利用するには、要介護認定申請を実施し、要介護認定を受ける必要がある。

下記のように、市の被保険者の増加に伴い、認定者も増加している。

65歳以上の被保険者の状況

	平成24年度(10/1時点) (*1)	平成28年度(3/31時点)	増減率
第1号被保険者数	99,470人	114,249人	115%

\*1 市提供資料より、推計(認定者割合21.5%)

要介護(要支援)認定者の状況

	平成24年度(10/1時点)	平成28年度(3/31時点)	増減率
第1号認定者数+第2号認定者数	21,386人	23,960人	112%
認定率(1)	21.5%	21.0%	

1 第1号被保険者の中に占める認定者合計の割合(分母は、上記の第1号被保険者数)

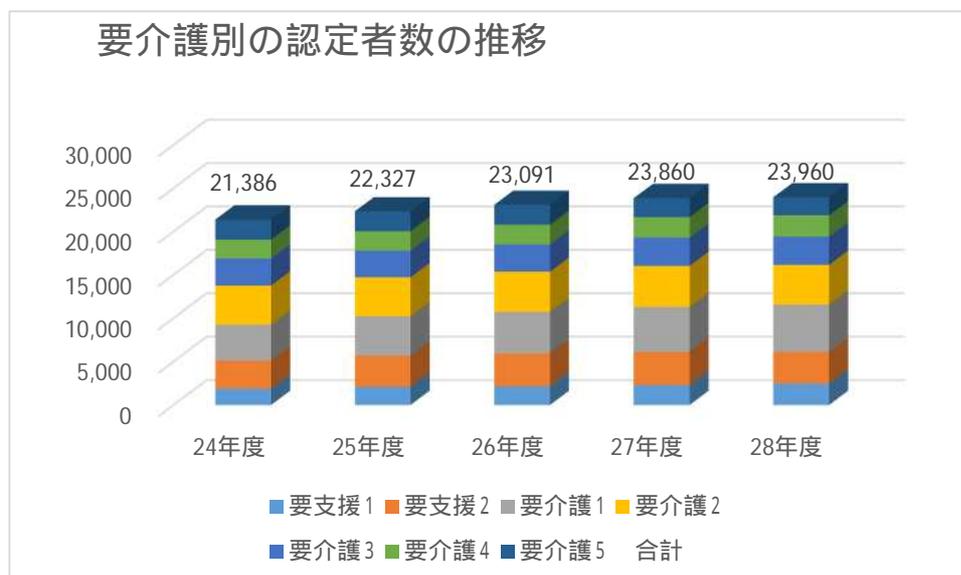
(出所:高松市介護保険課より入手資料)

(5) 要介護度別の認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、この4年間で逡増している(1.1倍)。例年、要支援2及び要介護1、2の割合が高く、認定者数の半分以上を占める。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	構成比
	10/1時点	10/1時点	10/1時点	3/31時点	3/31時点	
要支援1	1,872	2,097	2,151	2,301	2,466	10%
要支援2	3,259	3,580	3,777	3,788	3,667	15%
要介護1	4,113	4,521	4,782	5,217	5,430	23%
要介護2	4,528	4,522	4,657	4,730	4,596	19%
要介護3	3,119	3,078	3,140	3,261	3,252	14%
要介護4	2,176	2,247	2,284	2,382	2,466	10%
要介護5	2,319	2,282	2,300	2,181	2,083	9%
合計	21,386	22,327	23,091	23,860	23,960	100%

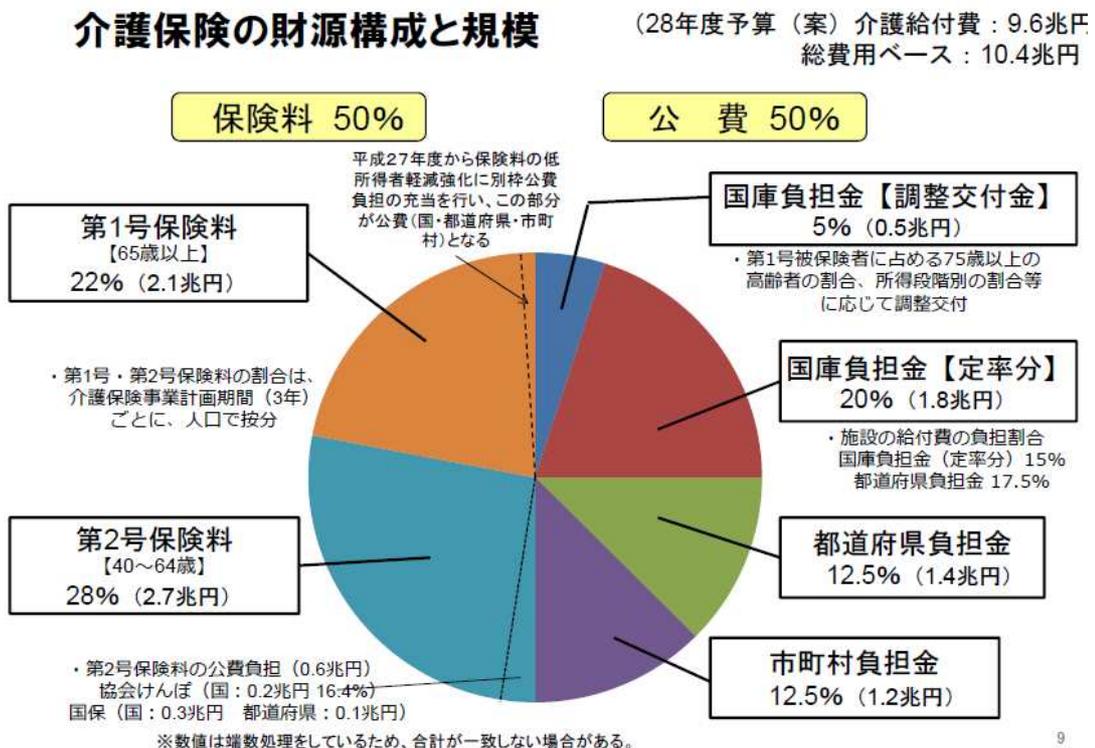
(出所:高松市介護保険課からの入手資料より、監査人が作成)



(出所:高松市介護保険課からの入手資料より、監査人が作成)

## (6) 介護保険の財源

国の介護保険制度全体の仕組みは下記の通りである。保険給付に必要な額の50%を公費で賄い、残り50%を40歳以上の被保険者から保険料として徴収している。



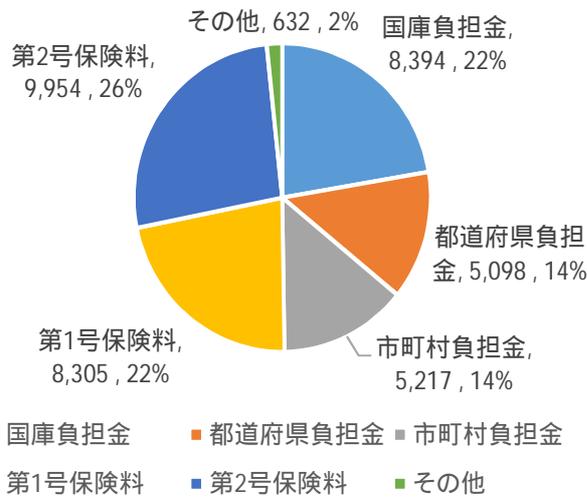
(出所：厚生労働省 HP「介護保険制度の概要 平成27年度」より)

高松市の介護保険の財源の構成は以下の通りである。

第1号保険料(65歳以上)については市町村が徴収し、第2号保険料(40~64歳)は加入している医療保険によって異なり、それぞれの医療保険の保険料に含めて徴収される。

高松市の平成28年度財源構成について、平成28年度介護保険事業特別会計(保険事業勘定)の歳入より、次のグラフを作成した。概ね国全体の財源構成と同じである。

## 高松市の平成28年度財源構成(単位:千円)



(出所:平成28年度介護保険事業特別会計(保険事業勘定)決算書より監査人が作成)

### (7) 介護保険料について

各自治体の保険料は国の状況(保険給付の見込みなど)が斟酌されるが、基本的には自治体の条例で定められるものである。高松市の介護保険料は、平成27年に一部改訂され、現行では負担能力に応じて14段階制となっている。また、介護保険料の徴収については、特別徴収と普通徴収があり、年金が年額18万円以上の人は年金から天引き(特別徴収)され、年額18万円未満の人は納付書等で納めることになっている。

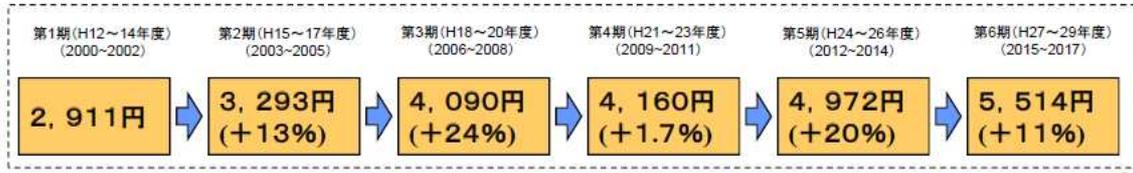
高松市の第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料の賦課状況(単位:円)

所得区分	基準額に対する割合	平成27~29年度年間保険料	平成28年度賦課対象者数(人)	高松市の基準額(月額)
第1段階	基準額 × 0.45	33,100	19,086	H12~14年度 3,267円
第2段階	基準額 × 0.68	50,000	10,141	
第3段階	基準額 × 0.72	53,000	9,923	
第4段階	基準額 × 0.90	66,200	13,035	H15~17年度 3,367円
第5段階	基準額	73,500	14,986	
第6段階	基準額 × 1.20	88,200	16,582	H18~20年度 3,950円
第7段階	基準額 × 1.30	95,600	13,333	
第8段階	基準額 × 1.50	110,300	8,535	H21~23年度 4,742円
第9段階	基準額 × 1.65	121,300	3,637	
第10段階	基準額 × 1.75	128,700	1,458	H24~26年度 5,767円
第11段階	基準額 × 1.85	136,000	797	
第12段階	基準額 × 1.95	143,400	540	H27~29年度 6,125円
第13段階	基準額 × 2.05	150,700	383	
第14段階	基準額 × 2.15	158,100	1,813	
計			114,249	

(出所:高松市HP及び市提供資料より監査人が加工)

高松市の基準額(月額)は前ページの表の右側に記載のとおり、見直しのたびに高くなってきたが、下記の介護保険料の全国平均と同様の動きをしている。

○ 65歳以上が支払う保険料〔全国平均(月額・加重平均)〕



(出所：厚生労働省 HP「介護保険制度の概要」より)

(8) 保険給付の状況

平成 28 年度の 1 人当たり平均給付月額下表のとおりである。

保険給付の状況(年間の月平均)

区 分	在宅サービス利用者	施設サービス利用者				合 計	
		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計		
利用実績	利用者数(人) a	17,058	1,589	1,074	153	2,816	19,874
	給付額(千円) b	2,095,135	440,936	310,363	54,140	805,439	2,900,574
	1人当たり給付額(円) b/a=c	122,824	277,493	288,979	353,856	286,022	145,948

(出所：市提供資料より監査人が加工)

2. 所管課及び組織図

健康福祉局長寿福祉部介護保険課

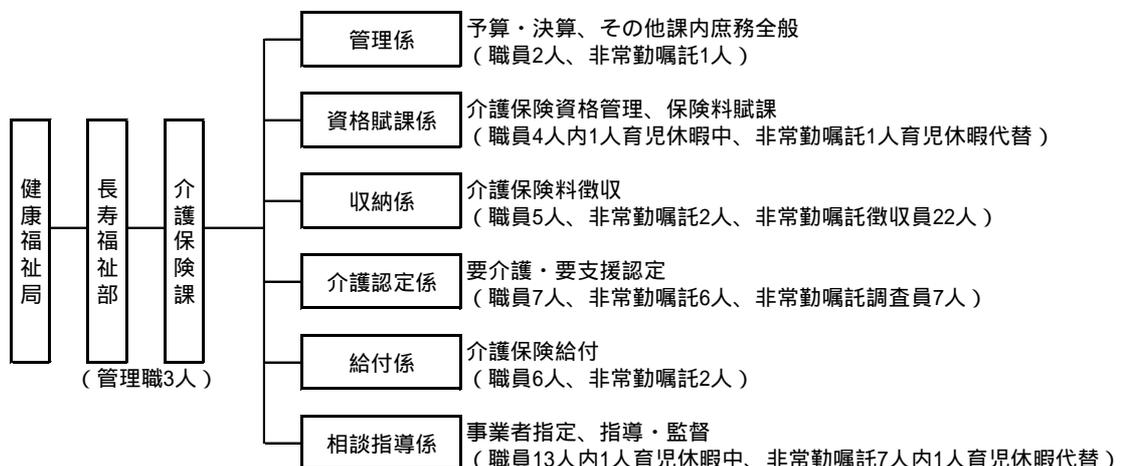
担当者数 職員 40人

非常勤嘱託職員 48人

計 88人(平成29年4月1日現在)

事務分掌及び配置人数

(平成29年4月1日現在)



### 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

#### 決算収支

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	32,548,808	33,739,510	35,486,841	36,698,605	37,600,917
B 歳出決算額	32,090,370	33,082,473	35,014,325	36,094,990	36,862,833
C 形式収支(A - B)	458,438	657,037	472,516	603,615	738,084
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支(C - D)	458,438	657,037	472,516	603,615	738,084
F 単年度収支(E - 前年度E)	221,955	198,599	184,521	131,099	134,469

#### 歳入

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保険料	6,704,773	7,034,503	7,346,708	8,084,013	8,305,477
支払基金交付金	9,011,771	9,178,871	9,690,141	9,738,454	9,953,699
分担金及び負担金	10,442	10,867	11,961	11,912	11,309
使用料及び手数料	5,311	5,811	5,223	3,673	5,138
国庫支出金	7,375,780	7,676,722	8,005,922	8,213,968	8,394,047
県支出金	4,673,806	4,638,058	4,861,657	5,052,124	5,098,330
財産収入	88	270	191	424	154
繰入金	4,513,462	4,704,211	4,881,272	5,111,216	5,217,094
繰越金	236,483	458,438	657,037	472,516	603,615
諸収入	16,891	31,760	26,729	10,307	12,054
計	32,548,808	33,739,510	35,486,841	36,698,605	37,600,917

#### 歳入の内、一般会計からの繰入金の内訳

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般会計繰入金					
法定	4,513,462	4,642,211	4,881,272	5,111,216	5,169,629
法定外	-	-	-	-	-
基金からの繰入金	-	62,000	-	-	47,465
計	4,513,462	4,704,211	4,881,272	5,111,216	5,217,094

#### 歳出

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総務費	628,565	599,540	621,672	620,890	629,945
保険給付費	30,449,246	31,669,369	33,251,563	34,495,784	34,806,894
財政安定化基金拠出金	86,667	86,667	86,667	-	0
地域支援事業費	602,325	615,747	669,475	623,733	825,817
基金積立金	214,622	270	250,191	212,289	425,792
諸支出金	108,945	110,882	134,756	142,293	174,386
計	32,090,370	33,082,473	35,014,325	36,094,990	36,862,833

(出所:「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より)

## (1) 歳入について

保険料は、被保険者の第1被保険者(65歳以上)から徴収する保険料である。前回の保険料見直しは平成27年度であり、5年推移では平成27年度で増加している。

支払基金交付金は、被保険者の第2号被保険者(40~64歳)の負担分である。第2号被保険者からは、医療保険の保険者が医療保険料と共に介護保険料を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付されて、各県ごとにプールされる。そこから介護保険の保険者(高松市など)に交付される。平成27~29年度は、保険給付費の28%が交付されている。なお、交付については、概算で交付され、年度終了後、実績との差額は、翌年度の概算交付額で調整される。(差額が大きい場合は、調整ではなく精算し、精算額は翌年度の決算の「諸支出金」に計上される。)

国庫支出金は国の負担分である。主に介護給付費の20%(施設系の介護給付費については15%)と、5%前後の調整交付金が交付される。こちらも概算で支払われるため、翌年度に差額が精算される。

県支出金は県の負担分である。主に介護給付費の12.5%(施設系の介護給付費については17.5%)が交付される。こちらも概算で支払われるため、翌年度に差額が精算される。

上記 から の支払基金交付金、国庫支出金、県支出金については、地域支援事業費に対応するものも含まれているが、平成28年度は10月から始めた総合事業の関係で、約142百万円多く申請しすぎており、平成29年度に返還する必要があり、補正予算で対応している。

繰入金については、下記「(2)繰入金について」参照。

繰越金は前年度から繰り越された資金である。

## (2) 繰入金について

繰入金は一般会計及び介護保険事業財政調整基金からの繰入である。

一般会計からは、主に、市の負担分である介護給付費の12.5%、総務費相当分(職員給与や介護認定事務に係る費用など)、低所得者保険料軽減分などが繰入される。

また、一般会計からの繰入金他に、平成25年度に62,000千円、平成28年度に47,465千円、保険事業財政調整基金から繰入をしている。基金からの繰入については、3年ごとの保険料見直しの状況や、収支のバランスを考慮し、取崩しを実施しているとのことである。なお、平成28年度末の基金の残高は、993,700千円である。基金の積立については、「(3)歳出について」参照。

このように、保険事業財政調整基金で、介護保険事業特別会計の資金超過、資金不足を調整しているが、もし基金残高がなくなった場合は、県から借入することになり、次回の保険料の見直しで保険料を引き上げて、県に返済するとのことである。

### (3) 歳出について

総務費は、主に職員給与費、介護認定事務費である。

保険給付費は、介護サービスの保険給付費である。

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業費である。(ただし、平成29年9月までは、旧介護予防事業も含まれる。)

基金積立金は保険事業財政調整基金の積立額である。基金の積立は、決算で生じた剰余金のうち、概算納付の精算のために翌年度に国や県に返還する金額を差し引いた額のうち、地方自治法に基づき2分の1を下回らない額を積み立てているとのことである。ただし、ここでいう「剰余金」とは一般事業会社という剰余金とは違い、収入から支出を差し引いて残った額である。

## 4. 平成28年度予算の執行状況

### 収 入

(単位 千円)

区分	予算額	決算額	差異
保 険 料	8,156,947	8,305,477	148,530
支 払 基 金 交 付 金	10,043,430	9,953,699	89,731
分 担 金 及 び 負 担 金	11,945	11,309	636
使 用 料 及 び 手 数 料	3,852	5,138	1,286
国 庫 支 出 金	8,352,803	8,387,783	34,980
県 支 出 金	5,158,864	5,098,330	60,534
財 産 収 入	601	154	447
繰 入 金	5,341,524	5,210,830	130,694
繰 越 金	603,615	603,615	0
諸 収 入	5,053	12,054	7,001
繰越明許(介護保険事業補助金)	6,264	6,264	0
繰越明許(職員給与費等繰入金)	6,264	6,264	0
計	37,691,162	37,600,917	90,245

### 支 出

(単位 千円)

区分	予算額	決算額	差異
総 務 費	644,596	617,417	27,179
保 険 給 付 費	35,248,579	34,806,894	441,685
財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	0	0	0
地 域 支 援 事 業 費	1,184,581	825,817	358,764
基 金 積 立 金	426,239	425,792	447
諸 支 出 金	174,639	174,386	253
繰越明許(介護保険給付事務費)	12,528	12,528	0
計	37,691,162	36,862,833	828,329

(出所：市提供資料より監査人が加工)

## (1) 収入について

保険料については、調定額から不納欠損額と収入未済額を除いた収入済額が、決算額となっている。この、調定額に対する不納欠損の状況、滞納の状況の状況については、「5.実施した手続 (2)介護保険料の収納等の事務について 不納欠損処理について」を参照。

## (2) 支出について

予算を超えた支出は見受けられない。もし介護給付費が予算を上回りそうな場合は、補正予算を組むとのことであった。

## 5. 実施した手続

### (1) 要介護・要支援認定事務について

ヒアリング及び内部管理資料の閲覧を実施した。

#### 要介護・要支援の認定

介護保険サービスを利用するために要介護・要支援認定を受ける必要がある。要介護・要支援認定とは、対象者の状態ではなく、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を全国統一の基準で判断する。

#### ア) 要介護者について

要介護者とは、要介護状態にある65歳以上の者、又は、40歳以上65歳未満の者で、かつ、要介護状態の原因が特定疾病によって生じたものと認定された者をいう。

要介護状態とは、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作について、原則6カ月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。

要介護状態は介護の必要性の程度により要介護1から5に区分され、区分に応じて介護サービスが提供される。

#### イ) 要支援者について

要支援者とは、要支援状態にある65歳以上の者、又は、40歳以上65歳未満の者で、かつ、要支援状態の原因が特定疾病によって生じたものと認定された者をいう。

要支援状態とは、身体上若しくは精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作について、原則6カ月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上的の障害があるために原則6カ月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう。

要支援状態は支援の必要性の程度により要支援1と2に区分され、区分に応じて介護予防サービス、介護予防生活支援サービスが提供される。

## 認定事務の流れ

要介護・要支援の申請から認定までの流れは以下のとおりである。

### ア) 申請

本人又は家族が、市の介護保険課又は支所・出張所等で必要書類を提出して申請を行う。この申請は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうこともできる。なお、高松市では、申請書類として「主治医意見書」が必要となる。

### イ) 認定調査

市の職員又は市から委託を受けた認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などの調査を行い、「認定調査票」を作成する。

### ウ) 判定

コンピュータによる一次判定と、それを原案として保険・医療・福祉の学識経験者が行う二次判定の二段階で行う。

- ・ コンピュータによる一次判定

「認定調査票」及び「主治医意見書」に基づき、全国統一のコンピュータソフトを利用して、一次判定を行う。

- ・ 介護認定審査会による判定

保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会が、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定（二次判定）を行う。

介護認定審査会では、一次判定では読み取れない、「認定調査票」、「主治医意見書」の特記事項（申請者固有の介護状態）も重要視される。

### エ) 要介護認定結果通知

上記の結果、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）などが記載された認定結果通知書と被保険者証が申請者に送付される。

## 要介護認定申請件数の推移

区分	26年度	27年度	28年度
新規	5,706	5,475	5,710
区分変更	1,528	1,513	1,626
更新	17,484	17,899	17,549
転入	192	152	162
合計	24,910	25,039	25,047

(出所：高松市介護保険課作成資料より監査人が加工)

### 介護認定審査会について

介護認定審査会は、要介護認定を行うために市町村に設置される（介護保険法第14条）。認定審査会は、合議体で審査及び判定案件を取り扱うものとされ、合議体の委員の定数は5名を標準として市町村が定めることとされている（介護保険法施行令第9条）。

高松市においては、高松市介護保険条例第1条の2に基づき121名の委員が任命されている。高松市の合議体の数は40、合議体を構成する委員は3名である（高松市介護保険規則第1条の2、第1条の3）。

### 【介護認定審査会の審査・判定状況の推移】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
審査・判定依頼件数		28,003	構成比	29,129	構成比	28,123	構成比
結果	非該当	148	0.5%	163	0.6%	189	0.7%
	要支援1	3,055	10.9%	3,305	11.3%	3,376	12.0%
	要支援2	5,215	18.6%	5,237	18.0%	4,878	17.3%
	要介護1	5,484	19.6%	5,922	20.3%	5,821	20.6%
	要介護2	4,997	17.8%	5,129	17.6%	4,679	16.6%
	要介護3	3,529	12.6%	3,627	12.5%	3,636	12.9%
	要介護4	2,962	10.6%	3,004	10.3%	3,155	11.2%
	要介護5	2,613	9.3%	2,737	9.4%	2,478	8.8%
	小計	28,003	100.0%	29,124	100.0%	28,212	100.0%
	再調査	0	0.0%	5	0.0%	1	0.0%
	合計	28,003	100.0%	29,129	100.0%	28,213	100.0%

（出所：高松市介護保険課資料より監査人が加工）

### 【開催状況の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
審査・判定依頼件数	28,003	29,129	28,213
合議体開催回数	773	794	775
合議体1回当たりの件数	36.2	36.7	36.4
合議体1回当たり平均開催時間(分)	58.3	56.9	51.1
1件当たり審査・判定時間(時間)	1.6	1.6	1.4

（出所：高松市介護保険課資料）

## 要介護認定の結果通知までの期間について

介護保険法では、要介護認定申請に対する結果の通知は、申請のあった日から 30 日以内とされており、これを延長できるのは、申請者の心身の状況の調査に日時を要する等、特別な理由がある場合とされている（介護保険法第 27 条 11 項）。

### 【申請から通知までの期間の構成割合推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
30 日以内	66.4%	38.0%	40.4%
31 日～40 日	24.2%	48.6%	46.9%
41 日以降	9.3%	13.4%	12.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%

（出所：高松市介護保険課資料より監査人が加工）

上記「申請から通知までの期間の構成割合推移」表のとおり、高松市においては、介護保険法が定める 30 日を超過している状況が継続している。

主な遅延の要因は、ヒアリングによると以下のとおりである。

- ・ 申請者との訪問日程調整に時間を要しており、その結果、一次判定までに相当の期間が経過している。
- ・ 申請に必要な書類の不備により認定審査に時間を要している。

これについて、「8．意見（1）要介護認定の結果通知までの期間について」に意見を記載した。

## （2）介護保険料の収納等の事務について

### 徴収について

第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、納付書又は口座振替による納付（普通徴収）がある。特別徴収が原則であり、普通徴収となる場合は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が年額 18 万円未満の人等が該当するのみである。また、次の場合等は、特別徴収ができず、普通徴収で納めることとなる。

- ・ 受給している年金が、老齢福祉年金又は恩給等である場合
- ・ 年度途中で 65 歳になった場合、また、高松市に転入した場合
- ・ 年金の受給権を担保に借入れをしている場合
- ・ 現況届の提出遅れにより、一時、年金が支給停止になった場合
- ・ 年金の登録上の住所、生年月日、名前の読みなどが住民基本台帳と違うため、本人の特定ができない場合

平成 28 年度において、介護保険料の徴収のうち 92.7%が特別徴収となっており、普通徴収は 1 割弱である。特別徴収の収納率が 100%であるのに対し、普通徴収の収納率は 84.6%程度となっている。徴収方法は窓口納付、口座振替、コンビニエンスストアでの納付が可能となっており、うち口座振替の割合は約 2 割程度である。これは、普通徴収の中では年度途中で 65 歳になった人の割合が高く、そういった人は翌年度より年金からの特別徴収に切り替わるため、口座振替を行う必要がないためとのことである。口座振替への切替案内は随時実施しており、納付書へのチラシ同封や広報への記載、窓口納付者への案内などを継続的に行っている。

#### 滞納者への督促について

滞納者については納期後 20 日以内に督促状を発送するほか、納付計画が未作成な滞納者に対し年 3 回催告書を送付し納付を促している。滞納者のうち金額上位者については移管予告通知を行った上で債権回収室に徴収を移管し、債権回収室で徴収を依頼している。平成 28 年度の移管予告数は 189 件、そのうち 137 件を移管している。

催告方法は書面と、コールセンターによる電話催告の他、推進費による戸別訪問も行っている。介護保険料は強制徴収公債権であり、滞納処分として財産等の差押えが可能のため、差押え可能財産の把握と差押えに注力することが効率的な収納率の向上につながるのとことである。

#### 延滞金及び督促手数料の請求について

高松市介護保険条例第 7 条及び高松市国民健康保険条例第 22 条、附則第 4 条において、滞納者は、納付金額に以下の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないと定められている。

##### 1) 納期限の翌日から 1 カ月を経過するまでの期間

特例基準割合(貸出約定平均金利に年 1%を加算した割合)に年 1%を加算した割合(年 7.3%を上限)

##### 2) 納期限の翌日から 1 カ月を経過する日の翌日以後の期間

特例基準割合に年 7.3%を加算した割合(年 14.6%を上限)

上記に基づき算定された各年度の延滞金の割合は以下のとおりである。

期間	割合	
	納期限の翌日から 1 カ月を経過 するまでの期間	納期限の翌日から 1 カ月を経過 するまでの期間
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日	2.9%	9.2%
平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%
平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%
平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日	2.7%	9.0%

また、市では滞納者に対して送付する督促状について、1通につき100円の督促手数料を徴収している。

督促手数料及び延滞金の実績は以下のとおりである。延滞金、督促手数料ともに概ね各年度100万円から200万円内で推移している。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延滞金(円)	1,854,200	1,279,100	1,282,100
督促手数料(円)	1,120,400	1,029,800	1,027,900
合計(円)	2,974,600	2,308,900	2,310,000

(出所：健康福祉局長寿福祉部介護保険課資料より)

#### 保険料の減免、徴収猶予

高松市介護保険条例第8条及び第9条において、次のいずれかに該当する場合において、減免若しくは徴収猶予(納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限り、その徴収を猶予)することができる。

- ・ 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ・ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- ・ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- ・ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- ・ その他特別の事情があるとき。

減免実績は以下のとおりである。前述のとおり減免理由が限られていることから、調定額全体に対する減免額の割合は平成28年度で0.004%程度と小さくなっている。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人数(人)	25	19	13
減免額(円)	506,400	438,700	315,300
減免額の割合(%)	0.007	0.005	0.004

(出所：健康福祉局長寿福祉部介護保険課資料より)

減免理由としては、高松市介護保険料徴収猶予・減免取扱基準において、申請の添付書類も含めて規定されている。災害による損害の場合、刑事施設等に拘禁された者の場合、1か月を超える期間において国外滞在する場合において、それぞれ当基準の別表に記載されている添付書類に基づき申請が行われ、受理されていることを確認した。

徴収猶予については、平成28年度実績がなかったとのことである。

#### 財産等の調査

介護保険法第144条及び地方自治法第231条の3第3項において、督促を行ったにもかかわらず滞納となっている保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができることあり、財産等の差押えを行うことができる。介護保険課では、債権回収室に移管していない滞納保険料について、預金及び年金に関する財産調査を行い、財産があれば差押えを行っている。

このうち、預金調査については、市内に本・支店を有する金融機関に対し、年間300件程度の預金の「全店照会」を実施しており、主に高額滞納者分を中心に照会を実施している。この預金調査は、介護保険課のみならず、財産等の差押えを目的とする場合に各課で実施しているが、重複して照会が行われないよう各課間の情報共有を行う体制が整っていないとのことであった。不要な照会が行われないよう、どの部署が金融機関等にいつ誰の照会を行ったかの情報を各課共有できる体制を整えるべきである。

また、金融機関等への照会を一元化することで各課の事務の効率化を図るとともに、先述の重複照会を避けることができると考えられ、例えば債権回収室が一元化して金融機関等への照会を行うなど、効率的な組織体制を検討することが望まれる。これについて、「8.意見(2)財産調査に関する情報共有と財産調査実施部署の一元化について」に意見を記載した。

債権回収室では生命保険等の保険調査、年金調査を実施しているが、介護保険課では保険調査、年金調査を課単独では実施していない。調査範囲を拡大することで徴収原資が増加し、徴収率の向上につながると考えられるため、職員数との兼ね合いはあるものの、保険調査、年金調査への調査範囲の拡大を進めることが望まれる。これについては、「8.意見(3)介護保険課における財産調査の範囲拡大について」に意見を記載した。

また、介護保険料の納付に関しては、介護保険法第132条第2項、第3項において、世帯主は世帯に属する者の保険料を、配偶者の一方は他方の配偶者の保険料について連帯して納付する義務を負うと規定している。

現時点では世帯主や配偶者に対して、被保険者の介護保険料の請求を行っていないが、保険料納付の公平性の観点からは、介護保険法で規定されている事項に基づき保険料の徴収を行うべきであり、被保険者が滞納している場合に、介護保険法の規定に基づき世帯主、配偶者といった連帯納付義務を負う者に請求できていな

い状況は見直すことが望まれる。連帯納付義務を負う者への請求については徴収率の向上というメリットがある一方、追加コストや職員の業務量の増加といったデメリットも考えられるため、こうしたメリット、デメリットを踏まえ実施可能性について検討することが望まれる。これについては、「8.意見(4)介護保険料の連帯納付義務を負う者への請求について」に意見を記載した。

#### 財産等の差押え

滞納処分のための財産等の差押えについては、直接金融機関に出向いて差押えを行う場合と、書面による通知により差押えを行う場合がある。本人に「差押調書(謄本)」を送付するとともに、金融機関に「差押調書(副本)」とその控、及び「債権差押通知書」を手渡し若しくは郵送するとともに、控えは金融機関の押印を得て市へ返却され、市で保管している。また、金融機関に対しては「金融機関等の債権等の調査証」を発行し、調査を行った上で差押えを行っている。

財産等の差押えについて、現時点で介護保険課では、課長の事前決裁を得た上で書面通知による差押えを中心に実施している。この際、「金融機関等の債権等の調査証」については、市長印の押印が必要となるため、当決裁時に合わせて市長印押印の決裁を得て押印発行している。

一方、預金調査を実施後すぐに差押えを行うことが適切と判断した場合には、金融機関に出向いて差押えを行った後に課長の決裁を得ている。この際、「金融機関等の債権等の調査証」については、年度当初に未入力のものを作成し、あらかじめ高松市長印を押印したものを用意することで、機動的な差押えを実践している。

この未入力の「金融機関等の債権等の調査証」については「事前押印文書受払簿」において払出枚数及び残枚数の管理を行っており、担当者が記入押印し、課長が承認印を押印することとなっている。ただし、監査人が閲覧した際に、当受払簿に未記入のものや、受払簿に担当者記入及び押印はあるものの、課長印が押印されていないものが発見された。これについては、「7.指摘(1)「事前押印文書受払簿」での管理を徹底すべきもの」に指摘を記載した。

#### 不納欠損処理について

介護保険法第200条第1項において、保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅するとあり、時効が成立した介護保険料について、不納欠損処理が行われる。

不納欠損処理の年度別実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
現年度調定額（円）	7,404,913,300	8,146,938,800	8,361,928,600
滞納繰越調停額（件）A	25,796	24,430	24,788
滞納繰越調定額（円）B	182,282,133	181,558,698	190,949,745
不納欠損額（件）C	8,277	8,197	8,201
不納欠損額（円）D	58,978,300	57,580,500	56,957,800
欠損率（％） C ÷ A	32.09	33.55	33.09
欠損率（％） D ÷ B	32.36	31.72	29.83

（出所：健康福祉局長寿福祉部介護保険課資料より）

年々調定額が増加する中、滞納繰越調定額も増加傾向にある。ただし差押えの強化等の効果もあり、不納欠損額及び欠損率は改善傾向にある。

### （3）介護サービス事業者の指定について

介護サービス事業者は大きく3つに区分され、施設系サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者がある。

施設系サービス事業者は、利用者の状況により、高松市で必要な利用定員に相当する事業者数しか公募せず、公募によって選定される。地域密着型サービス事業者の一部についても、公募によって選定される。

これらに対し、居宅サービス事業者は、指定申請を実施して、基準に適合しているかどうか審査を受け、これが通れば指定を受けられる。よって、事業者の数に制限がなく、増加してきている。

事前協議の実施、申請、指定及び公示について、事前協議の起案書、指定及び公示の起案書をサンプルで1件閲覧し、ヒアリングを実施した。

事前協議の際には、「定款その他の事業約款」、「事業所の設置予定地の位置図」、「事業所の設置予定地の公図の写し及び土地登記事項証明」、「建物の登記事項証明書」、「事業所の建物の計画平面図」、「事業所の開設スケジュールがわかる書類」が必要で、これらを元に協議を実施する。

申請時点では、上記の書類の他に、「申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等」、「従業員の職務体制及び勤務形態一覧表」、「事業所の管理者の経歴書」、「運営規程」、「当該申請に係る資産の状況（決算書、損害保険証書等）」などが必要である。介護保険課相談指導係において、指定の要件が満たされているかチェックを実施し、起案書にはチェックリストも添付した上で、決裁を受けている。

サンプルのケースでは、事業に使用する建物について、補助金を受けずに自前で建設するケースであった。施設系サービス事業者で補助金を受けて施設を建設する場合は、公募による選定の際に、事業計画や資金計画についても検討の対象となるが、このように事業者の指定のみを受けるケースでは、事業計画や資金計画は検討されていない。

また、事前協議の段階では、資産の状況や決算書は検討されておらず、建物ができた後の申請時点で、資産の状況や決算書を検討している。

もし、資金繰りに問題があれば、事業者として指定を受けたとしても運営が立ち行かなくなることが考えられる。よって、事前協議の段階で、資産の状況や決算書、資金計画を検討することが望ましい。

また事前協議書については、事業実施予定者の住所、名称、指定を受けようとするサービスの種類などは記載されているものの、協議内容については、記載がなかった。事前協議書であるが、様式自体に協議内容を記載する欄がない。協議内容を記載する欄を作成し、協議内容を記載すべきである。

また実際には、設計について基準を満たさない点があり、変更の指導をしたとのことであるが、設計の変更をすると、変更協議書を作成しないといけないので、最初から最終の設計図のみを事前協議書に添付して保管している(運用で対応)とのことであった。重要な変更協議内容は、事前協議書に記載しておくべきであり、運用で対応するよりも、事前協議書の様式を見直して、協議内容を記載する欄、変更内容を記載する欄などを作成し、一連の重要な協議の内容がわかるようにしておくことが望まれる。なお、様式を見直す場合には実施要領も見直す必要がある。これについて、「8.意見(5)居宅サービス事業者の指定申請の事前協議について」に意見を記載した。

#### (4) 介護サービス事業所の指導・監督について

高松市では、市内の全ての事業者の指導・監督を行っている。介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において「サービスの質の確保と向上」「尊厳の保持」「適正な介護報酬の請求」等を踏まえ実地指導を実施している。また、サービス提供時の相談に応じるほか、介護サービスの質の確保を図るため、ケアプラン点検を実施している。

##### サービス事業所の実地指導の状況

介護保険課相談指導係にヒアリングしたところ、実地指導については、事業所の指定の更新が6年に1回であるため、6年に1回は実地指導に行く方針である。ただし、利用者から苦情があったところは、臨時で実地調査をしている。平成28年度は133件の実地指導を実施している。事業所は指定サービスごとに集計すると約1,000件あるとのことで、 $1,000 \text{ 件} \div 133 \text{ 件} = 7.5 \text{ 年}$ であり、6年で回りきれないペースとなっていた。しかし、平成29年度からは2名増員し、6年で回りきれなくなったとのことである。現在、相談指導係は19名で、1事業所4人程度で半日をかけて実地指導を実施し、指導の頻度は平成28年度より増えているとのことである。

実地指導が網羅的に実施されているかどうかを確認するため、特に事業所数の多い、以下の事業所について実地調査のローテーション表を閲覧した。

#### (ア)訪問介護

平成 24 年度から高松市において実地調査を実施しているが（平成 23 年度までは県で実施）平成 23 年度以降、新しく事業の指定を受けた事業所は実地調査できているが、それ以前に指定を受けた事業所については、実地調査ができていない。このため、これらの事業所は県で実地調査をしてから 6 年以上経過している。なお、利用者等から苦情等があった事業所については、臨時調査を実施している。

#### (イ)通所介護・地域密着型通所介護

(ア)の訪問介護と同様である。

#### (ウ)居宅介護支援

ローテーション表より、平成 25、26、27 年度に集中的に調査を実施しており、6 年に 1 回以上は実施していると見受けられる。

#### (エ)認知症対応型共同生活介護

ローテーション表より、平成 25、26、27 年度に集中的に調査を実施しており、6 年に 1 回以上は実施していると見受けられる。

平成 28 年度においては、実地指導を実施したほとんどの事業所に指導事項があり、改善報告書を提出させているとのことである。また、このうち悪質なものについては、「監査」を実施することとなるが監査事業者数は 26 件である。「監査」の結果、不正請求等があった場合は行政処分を行う。平成 28 年度の行政処分は、不正請求の事業所が 2 件、要介護者の人格尊重義務違反が 1 件であった。

実地指導を実施したほとんどの事業所に指導事項があるとのことから、優良な事業所も 6 年経過すると管理運営が低下していると思われ、6 年に 1 度のローテーションでも間隔が空きすぎている可能性がある。人を増やして、体制を整えることは難しいと思われるので、チェックや手順の見直しや、事業所の規模に応じてチェック項目に差をつけるなどして、効率的に回る方法を考えることが望まれる。これについて、「8．意見（6）介護サービス事業所の実地指導について」に意見を記載した。

#### ケアプラン点検の実施

居宅介護支援事業所新規実地指導及び重点的な指導が望ましい事業所に対しては、介護保険報酬請求データを、システムのケアプラン分析メニューで分析し、異常サンプルを抽出している。指導調査において、これらの抽出サンプルについて適切なケアプランを基に介護サービスが提供されているかチェックしている。利用者自身が自らできるであろう行為までも過剰に援助するといったことがないかを確認しているとのことである。

これについて、「8．意見（7）適正な介護保険給付の観点からのデータ分析」に意見を記載した。

## 事業所実地指導結果の閲覧

実施結果については、サンプルでファイルを閲覧した。実地指導の結果通知、実施項目のチェックリスト、事業所の改善報告、介護給付費の自主返還がある場合は返還報告書がファイルされていた。

### (5) 介護保険料の見直しについて

保険料の見直しについて、ヒアリングを実施した。介護保険事業計画については3年ごとに計画策定されており、現在の計画は平成26年度に決定された第6期平成27年度～平成29年度の計画である。向こう3年間の保険給付費の推計については、国からワークシートが配布され、これに高齢者人口の過去の実績と将来推計、認定者数の過去の実績、保険給付の過去の実績を入力することにより、推計される。この保険給付費を賄えるような歳入があるように、保険料も見直される。

第6期平成27年度～平成29年度の計画において、作成されたワークシートを閲覧し、介護保険事業計画に反映されていることを確かめた。

また、平成28年度について、推計された介護給付費と平成28年度の決算の実績を比較した。

(単位：千円)

	平成28年度推計	平成28年度実績	差異
介護給付費	35,100,488	34,806,894	293,594
地域支援事業費	2,200,117	825,817	1,374,300
合計	37,300,605	35,632,711	1,667,894

介護給付費の実績値は推計値を合計で4.4%下回っており、平成28年度決算においては、余った資金については基金への積立425,792千円がなされている。

### (6) 保険給付費の適正化、地域支援事業について

地域支援事業費は、「介護保険事業特別会計(保険事業勘定)」に計上されているが(平成28年度で825,817千円)、地域支援事業、保険給付費の適正化については、地域包括支援センターにて、介護サービス事業勘定の介護予防事業と併せてヒアリングを実施したため、「介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)5.実施した手続」にとりまとめて記載している。

## 6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

介護保険課では、平成 23 年度の包括外部監査において、指摘及び意見を受けていたが、今回の特別会計に関連するところについては、1 件を除いて措置済みであった。この 1 件については、当面措置できない旨の報告がなされていたが、これについて追加の意見はない。

長寿福祉課では平成 23 年度の包括外部監査において、指摘及び意見を受けていたが、ほとんどが未措置であった。特別会計で実施している事業についてではなく、一般会計で実施している事業についての指摘及び意見であり、今回の監査対象ではなくヒアリングは省略したが、多くの指摘及び意見が未措置のままであり、対応するか、対応できない旨と理由を報告するか何等かの対応が望まれる。

また、平成 27 年度には、情報システムに関する指摘と意見を受けていたが、これについては未措置であり、内容的には「国民健康保険事業特別会計(事業勘定)」で受けた指摘及び意見と同様であるため、「国民健康保険事業特別会計(事業勘定)」においてヒアリングを実施し、意見を記載している。

## 7. 指摘

### (1) 「事前押印文書受払簿」での管理を徹底すべきもの

財産等の差押えに用いる「金融機関等の債権等の調査証」については機動的な差押えを可能とするため、決裁の上で市長印が事前押印されているものを準備している。事前押印された調査証については、紛失や盗難があった場合、徴収吏員でない者が徴収吏員を装って調査を行い、個人情報の流出が生じる可能性があるため、「事前押印文書受払簿」において払出枚数及び残枚数の管理を行っており、担当者が記入押印し、課長が承認印を押印することとなっている。

しかし、監査人が閲覧した際に、平成 27 年 4 月 1 日の受入、平成 28 年 3 月 18 日の払出について、当受払簿に未記入となっており、また平成 28 年 12 月 6 日の払出については、当受払簿に担当者記入及び押印はあるものの、課長印が押印されていない。また、平成 29 年度についても各払出時に担当者記入及び押印はあるものの、課長印が押印されていない。

市長印が事前押印された調査証は、受払簿への記入、担当者と課長の確認により、適切に現物管理する必要がある。また、当受払簿を課長が確認することにより、差押えの事後決裁漏れがないかも確認できるため、受払簿への記入及び課長承認を徹底すべきである。

## 8. 意見

### (1) 要介護認定の結果通知までの期間について

介護保険法では、要介護認定申請に対する結果の通知は、申請のあった日から 30 日以内とされており、これを延長できるのは、申請者の心身の状況の調査に日時を要する等、特別な理由がある場合とされている（介護保険法第 27 条 11 項）が、高松市では、30 日以内に結果の通知ができていたのは、平成 26 年度で 66.4%、平成 27 年度で 38.0%、平成 28 年度で 40.4%である。

主な遅延の要因は、ヒアリングによると以下のとおりである。

- ・ 申請者との訪問日程調整に時間を要しており、その結果、一次判定までに相当の期間が経過している。
- ・ 申請に必要な書類の不備により認定審査に時間を要している。

結果通知の遅延については、他の市町村においても同様の課題を抱えており、国においても要介護認定事務の負担軽減等に向けた下記の制度変更を予定している。

- ・ 更新認定有効期間の上限を 2 年から 3 年に延長する。
- ・ 状態が安定している高齢者については、二次判定手続を簡素化する。

しかし、今後、介護の認定を受ける世代が増加することから、高松市としては、申請から認定結果の通知までの過程で何がボトルネックとなり、認定が遅れているのか、より詳細な原因調査を行い、その対策を実施することが望まれる。

### (2) 財産調査に関する情報共有と財産調査実施部署の一元化について

滞納保険料の回収において財産等の差押えを行う際に行う預金調査について、介護保険課では、市内に本・支店を有する金融機関に対し、年間 300 件程度の預金の「全店照会」を実施しており、主に高額滞納者分を中心に照会を実施している。こうした預金調査は、介護保険課のみならず、財産等の差押えを目的とする場合に各課で実施しているが、介護保険課では、照会をかけようとしている人物に対して他課ですでに照会が行われたかの情報については確認できておらず、重複して照会が行われないよう各課間の情報共有を行う体制が整っていないとのことであった。重複照会を行わず、効率的に業務を行うためにも、どの部署が金融機関等にいつ誰の照会を行ったかの情報を各課共有できる体制を整えるべきである。

また、財産等の差押えを行う際に実施する財産調査について、金融機関等への照会を一元化することで各課の事務の効率化を図るとともに、先述の重複照会を避けることができると考えられる。例えば債権回収室が一元して金融機関等への照会を行うなど、効率的な組織体制を検討することが望まれる。

### (3) 介護保険課における財産調査の範囲拡大について

債権回収室では生命保険等の保険調査、年金調査を実施しているが、介護保険課では保険調査、年金調査を課単独では実施していない。保険については預金よりも換金性が劣ること、年金は担保に入っている場合があり必ずしも差押えができるとは限らず、また年金が預金に振り込まれた段階で差押えられるためとのことであった。現時点では限られた人員の中で預金調査の精度を高めることで徴収率を高めることを目指している。ただ、調査範囲を拡大することで徴収原資が増加し、徴収率の向上につながると考えられるため、職員数との兼ね合いはあるものの、保険調査、年金調査への調査範囲の拡大を進めることが望まれる。その際、債権回収室で実施している保険調査、年金調査のノウハウを活かすことで、より効率的な調査実施につながると考えられる。

### (4) 介護保険料の連帯納付義務を負う者への請求について

介護保険料の納付に関して、世帯主は世帯に属する者の保険料を、配偶者の一方は他方の配偶者の保険料について連帯して納付する義務を負っている。

市では、現時点では世帯主や配偶者に対して、被保険者の介護保険料の請求を行っていない。被保険者が滞納していない段階から世帯主若しくは配偶者に納入通知による請求を行うことは、納入通知等の増加によるコスト増加につながることで、滞納者に対する預金差押えを強化することにより徴収率を高める取組を行っているため、実施していないとのことである。

しかし、保険料納付の公平性の観点からは、介護保険法で規定されている事項に基づき保険料の徴収を行うべきであり、被保険者が滞納している場合に、介護保険法の規定に基づき世帯主、配偶者といった連帯納付義務を負う者に請求できていない状況は見直すことが望まれる。具体的には、世帯主に世帯分の納付通知をまとめて送ることで納付を促すなどの対応が考えられる。

世帯主若しくは配偶者といった連帯納付義務を負う者に請求を行うことで納付徴収原資が増加し、徴収率が向上し、介護保険制度の財源確保につながるというメリットが考えられる一方、世帯主や配偶者への納付通知の送付による追加コストの発生や、徴収対象者の増加による業務の増加などのデメリットも考えられる。こうしたメリットやデメリットを踏まえ、連帯納付義務を負う者への請求の実施可能性について検討することが望まれる。

#### (5) 居宅サービス事業者の指定申請の事前協議について

居宅サービス事業者の指定申請については、事前協議の段階では、資産の状況や決算書は検討されておらず、事業者が建物建設した後の申請時点で、資産の状況や決算書を検討している。もし、資金繰りに問題があれば、事業者として指定を受けたとしても運営が立ち行かなくなることが考えられるため、事前協議の段階で、資産の状況や決算書、資金計画を検討することが望ましい。

また事前協議書については、事業実施予定者の住所、名称、指定を受けようとするサービスの種類などは記載されているものの、協議内容については記載されておらず、様式自体に協議内容を記載する欄がない。協議内容を記載する欄を作成し、協議内容を記載すべきである。

さらに抽出したサンプルの検討の結果、設計について基準を満たさない点があり、変更の指導をしたとのことであるが、設計の変更をすると、変更協議書を作成しないといけないので、最初から最終の設計図のみを事前協議書に添付して保管している（運用で対応）とのことであった。重要な変更協議内容は、事前協議書に記載しておくべきなので、運用で対応するよりも、事前協議書の様式を見直して、協議内容を記載する欄、変更内容を記載する欄などを作成し、一連の重要な協議の内容が分かるようにしておくことが望まれる。なお、様式を見直す場合には実施要領も見直す必要がある。

#### (6) 介護サービス事業所の実地指導について

介護サービス事業所の実地指導について、高松市では6年に1回は実地指導に行く方針である。実地指導を実施したほとんどの事業所に指導事項があることから、優良な事業所も6年経過すると管理運営が低下していると思われ、6年に1度のローテーションでも間隔が空きすぎている可能性がある。人を増やして、体制を整えるのは難しいと思われるので、チェックの手順の見直しや、リスクの高い項目を優先的にチェックするなどして、効率的に回る方法を考えることが望まれる。

#### (7) 適正な介護保険給付の観点からのデータ分析

最近では全国的に介護保険給付費膨張の原因として過剰な介護サービスが問題視されている。サービス付き高齢者住宅に、住宅の運営者の企業などが自社系列の事業者を使い、頻繁な在宅サービスを提供するケースも急増している。必要などころにサービスが行き届くように、過剰なサービスは見直されるべきである。

高松市ではシステムの分析メニューによるケアプラン点検を、居宅介護支援事業所新規実地指導及び重点的な指導が望ましい事業所に対して実施しているが、過剰なサービスを抑制し、必要などころにサービスが行き届くように、介護保険報酬請求データを全体的にデータ分析するなどの検討が望まれる。

## V. 介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）

### 1. 事業の概要

#### （1）事業内容

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が住み慣れた地域で、自立した生活を送るため、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、適切な介護予防の支援を図るための事業を行っている。

具体的には、介護保険で「要支援1・2」と認定された人に対して、健康づくりや介護予防の支援などの介護予防ケアマネジメントを行っており、それぞれの方にあったケアプランを作成し、介護予防サービスを利用できるよう施設等と連絡を行っている。

#### （2）事業の根拠法

「 . 介護保険事業特別会計（保険事業勘定）」参照。

#### （3）沿革

平成 18 年 4 月 地域における高齢者に対する総合的マネジメントを行う介護予防拠点として、保健所保健センター内に地域包括支援センターを設置。

平成 18 年 10 月 介護保険法第 115 条の 46 に定める「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」として高松市が地域包括支援センターを指定し、介護予防ケアマネジメントの業務を開始。

#### （4）施設の状況と役割

保健所保健センター内に地域包括支援センターを、また総合センター内などに7つのサブセンターを設置している。高齢者に関する総合相談支援・高齢者の人権うあ財産を守る権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントを行っている。

高松市は、公平性・中立性を確保するため、地域包括支援センターの運営を市直営で実施している。

### (5) 主な利用料

介護予防ケアプランの作成及び相談については自己負担は無しとなっている。

要支援1・2と認定された人及び基本チェックリストの判定結果、事業対象者となった人は、アセスメント・現状の課題分析、ケアプランの作成及び介護予防サービス等の利用までの調整を行ってもらえる。ここまでが、当該サービス事業勘定及び介護保険事業勘定の介護予防ケアマネジメントの事業内容となる。

利用者は、その後、ケアマネジャー等が作成した介護予防サービス等計画に基づき、介護予防サービス等を利用することができ、その場合は原則1割又は2割の自己負担額を支払う。この介護予防サービス利用に係る事業は保険事業勘定に区分される。

### (6) 介護予防ケアマネジメント実施状況(平成28年度)

要支援1・2と認定された人及び基本チェックリストの判定の結果、事業対象者となった人が対象である。ケアプランを作成し、サービス利用状況を確認しながらモニタリングや給付管理を行う。

(単位：件)

	介護予防支援	介護予防 ケアマネジメント	計
平成28年4月分	4,016	—	4,016
5月分	4,031	—	4,031
6月分	4,056	—	4,056
7月分	4,072	—	4,072
8月分	4,027	—	4,027
9月分	4,064	—	4,064
10月分	3,920	158	4,078
11月分	3,761	404	4,165
12月分	3,574	695	4,269
平成29年1月分	3,398	912	4,310
2月分	3,210	1,169	4,379
3月分	3,029	1,442	4,471
合計	45,158	4,780	49,938

(出所：市提供資料より)

## 2. 所管課及び組織

所管課は、健康福祉局長寿福祉部 地域包括支援センター「あんしんサポート」である。所属する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員の4職種が介護予防ケアマネジメントに従事している。なお、介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センター職員が直接業務を行う方法と、居宅介護支援事業者（民間）に一部を委託（介護保険法第115条の23第3項）する方法で実施している。

## 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

### 決算収支

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	231,015	245,037	262,693	277,151	244,701
B 歳出決算額	231,015	245,037	262,693	277,151	244,701
C 形式収支（A - B）	-	-	-	-	-
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支（C - D）	-	-	-	-	-
F 単年度収支（E - 前年度E）	-	-	-	-	-

### 歳入

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
サ - ビ ス 収 入	175,940	188,709	199,159	214,686	206,576
繰 入 金	55,075	56,319	63,431	62,450	38,001
諸 収 入	-	9	103	16	125
計	231,015	245,037	262,693	277,151	244,701

### 繰入金内訳

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法 定	55,075	56,319	63,431	62,450	38,001
法 定 外	-	-	-	-	-
計	55,075	56,319	63,431	62,450	38,001

### 歳出

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
事 業 費	231,015	245,037	262,693	277,151	244,701
計	231,015	245,037	262,693	277,151	244,701

（出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」より監査人が加工）

#### (1) 歳入・歳出について

歳入のサービス収入は、地域包括支援センターで実施している介護予防ケアマネジメントサービスが介護保険の対象であり、一般の居宅介護支援事業所と同様に国保連合会に保険請求して収入を得たものである。

ただし、歳出の事業費の方が、サービス収入を上回っており、不足額は一般会計から繰入されている。

事業費の内、ほぼ4割が職員の人件費（直営部分）、5割は委託費（外部業者へ委託部分）、1割はその他の費用である。

#### 4. 平成28年度の予算の執行状況

##### 収 入

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差異
サービス収入	205,478	206,576	1,098
繰入金	49,411	38,001	11,410
諸収入	1	125	125
計	254,890	244,701	10,188

##### 支 出

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差異
事業費	254,890	244,701	10,189
計	254,890	244,701	10,189

(出所：地域包括支援センターから入手資料より監査人が加工)

内部管理資料の「歳出予算執行状況(科目別)」を閲覧したところ、予算を超えた事業費の執行は見受けられなかった。

## 5. 実施した手続

### (1) 介護給付費適正化の取組

市では第7次高松市行財政改革計画（平成28～31年度）において、保険給付費の適正化を目指しており、増大する国民健康保険給付費、介護保険給付費の抑制に取り組んでいる。

平成25年4月に、関係課が連携を強化し、効率的・効果的に集中して取り組むため、高松市保険給付費適正化プロジェクトチームを発足した。また平成25年12月に、第1期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画（平成25～27年度）を策定し、平成28年3月には第2期適正化計画（平成28～29年度）を策定している。

なお、保険給付費適正化のプロジェクトチームについては、人事異動等により、現在は設置しておらず、平成28年4月からは各課で対応しているとのことであった。

指標の意味や目標値の目安について、介護保険課と地域包括支援センターにヒアリングを行った。

当該計画のうち、介護保険に関する目標は下記の4つである。

NO.	介護保険に関する目標	指標	対策
1	介護・支援を必要としていない65歳以上の高齢者の割合の維持	自立高齢者率 (高いほうが良い)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護(要支援)認定者のサービス未利用者対策</li> <li>・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)</li> <li>・通所型サービスC(短期集中サービス)</li> <li>・高齢者居場所づくり事業</li> <li>・介護予防普及啓発事業</li> <li>・瓦町健康ステーション事業</li> </ul>
2	介護・支援を必要としていない75歳以上の高齢者の割合の維持	自立後期高齢者率 (高いほうが良い)	
3	要支援認定者(サービス利用者)のうち、新規認定者の悪化率の抑制	要支援認定者(サービス利用者)のうち、新規認定者の悪化率 (低いほうが良い)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防ケアマネジメント</li> </ul>
4	1人当たりの介護サービス費の上昇の抑制	1人当たりの介護サービス費用額 (減少傾向が良い)	上記の事業に加え、以下の事業。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康チャレンジ事業</li> <li>・保険給付費適正化に関する周知啓発活動</li> </ul>

(出所：第2期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画（平成28～29年度）より)

監査人が加工)

【自立高齢者率・自立後期高齢者率】

要介護・要支援認定を受けていない高齢者は、元気で介護等を必要せず自立した生活をしているとして、この方たちの割合を 65 歳以上の高齢者は 8 割弱で、75 歳以上の高齢者は 6 割弱で維持していこうというものである。

評価指標	自立高齢者率（介護・支援を必要としていない 65 歳以上の高齢者の割合）		
目標値	現 状	平成 28 年度	29 年度
	78.9% (27 年 9 月末時点)	78.5%	78.0%
事 業	(12) 要介護（要支援）認定者のサービス未利用者対策 (13) 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）（※1） (14) 通所型サービス C（短期集中サービス）（※2） (15) 高齢者居場所づくり事業 (16) 介護予防普及啓発事業 (17) 瓦町健康ステーション事業【新】		

※1 平成 27 年度及び 28 年 9 月末までは、はつらつ介護予防教室継続教室を実施

※2 平成 27 年度及び 28 年 9 月末までは、はつらつ介護予防教室を実施

評価指標	自立後期高齢者率（介護・支援を必要としていない 75 歳以上の高齢者の割合）		
目標値	現 状	平成 28 年度	29 年度
	61.6% (27 年 9 月末時点)	60.3%	59.0%
事 業	目標 6 と同じ		

（出所：第 2 期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画（平成 28～29 年度）より）

【新規認定者の悪化率】

新規認定者の悪化率というのは、要支援認定を受けた人が初めて更新した時に、介護認定結果が悪化した人の割合で、これを 2 割程度にしていこうというものである。

評価指標	要支援認定者（サービス利用者）のうち、新規認定者の悪化率		
目標値	現 状	平成 28 年度	29 年度
	24.1% (27 年 9 月末時点)	20.8%	20.8%
事 業	(18) 介護予防ケアマネジメント		

（出所：第 2 期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画（平成 28～29 年度）より）

### 【一人当たりの介護サービス費用】

年間の月平均の介護サービス費用額を利用者人数で割った1人当たりの介護サービス費用(月額)である。在宅サービス利用者、施設サービス利用者をあわせた合計であり、これを現状維持しようというものである。

評価指標	1人当たりの介護サービス費用額		
目標値	現状(※1)	平成31年度(※2)	35年度
	146,900円	146,900円	146,900円
事業	上記(12)～(18)及び下記(19)～(20)の事業		

※1 平成26年度実績

※2 評価年度及び目標値は、第6次高松市総合計画に準じています。

(出所：第2期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(平成28～29年度)より)

### (2) 目標数値のモニタリングについて

地域包括支援センターにて、業務の概況や課題についてヒアリングを行った。必須事業である指定介護予防支援事業を実施していくための拠点となっていることから、一定の維持改善の目標値を達成していくことが重要であると考えているとのことであった。

関連する計画において、介護予防ケアマネジメント事業の成果の指標を「要支援認定者(サービス利用者)の悪化率」と定めていることから、この数値目標についてどのように課内で共有しているかをヒアリングした。

課内での、目標値のモニタリング状況について質問及び資料の閲覧を実施したところ、趨勢数値は毎月報告されており、課内で回覧されていることを確認した。一方、大きく目標数値が変動することもないことから、課内での分析(変動に対する理由の調査)は特に実施されていないとのことであった。これについて、「8.意見(1)目標数値のモニタリングについて」に意見を記載した。

### (3) 保険給付費適正化計画(データヘルス計画)の目標設定について

第2期 高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(データヘルス計画)計画年度平成28～29年度についての目標設定について、第1期からの変更点について主に質問等を行った。

第2期計画では、当該特別会計で実施している介護予防ケアマネジメント事業の成果の指標を「要支援認定者(サービス利用者)のうち、新規認定者の悪化率」に変更し、この数値目標を20.8%としている。第1期計画での指標は「要支援認定者(新規、更新)」を分母とした比率であったが、第2期計画では更新の方は含まず、「新規認定者」に限って評価指標を用いることとしている。

まず、指標であるが、新規認定者つまり、本当に初めて要支援1・2の認定を受けた者で、かつ介護予防サービスを利用した者が、更新時に要介護1～5に悪化してしまう割合を20%程度に抑えたいというものである。つまり、要支援1・2で踏みとどまってもらい、要介護に悪化することを極力予防したい、そのために、新規認定者をターゲットにできるだけ早い段階で意識改革をすすめることが効果的であるため、このように指標を変更したとのことである。

次に、第2期の目標数値について、その水準の設定根拠についてヒアリングした。データヘルス計画書に記載されている数値目標は下記のとおりである。

評価指標	現状 (平成27年9月末時点)	目標値	
		平成28年度	平成29年度
要支援認定者(サービス利用者)のうち、新規認定者の悪化率	24.1%	20.8%	20.8%

(出所：市作成の第2期データヘルス計画より)

上記のような数値目標が掲載されているが、現状の数値は、年間のデータではなく、平成27年度上期だけのデータであった。1年を通して数値は平均的ではなく、季節的な変動もあるとのことなので、平成28年度及び平成29年度の目標値が妥当であるかどうか判断しにくい。これについて、「8.意見(2)数値目標の過年度実績について」に意見を記載した。

#### (4) 介護予防ケアマネジメントのサービス収入の保険請求について

国保連合会に対する保険請求の管理についてヒアリングを実施した。

保険請求については、基本的にケアマネジャーが毎月、請求内容の確認を行い、請求件数の把握をしている。ケアマネジャーは8つのサブセンターに、合計36名いるとのことである。最近3か月間の請求件数の資料を見たところ、通常請求が1月当たり2,000件～2,500件程度、金額にして13百万円程度である。可能であれば、請求漏れがないか確認するのが望ましいが、費用対効果から、毎月の請求件数を把握し、異常がないか確認している。

#### (5) 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援業務の業務委託について

業務委託の内容と、業務委託先の管理方法についてヒアリングを実施した。

業務を実施できるのは、高松市から指定を受けた事業者である。ヒアリング時点で162カ所の事業所であった。毎月の事業実施実績の報告書により、事業実施状況を把握しているとのことである。サンプルで1事業者について、契約書、業務委託仕様書、請求明細書を閲覧した。

一つの事業者が、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援業務を実施しており、を実施した場合は介護保険事業特別会計(保険事業勘定)の地域支援事業費として支出され、を実施した場合は介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)の事業費として支出されるとのことであった。

## 6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

地域包括支援センターでは、関連諸団体をテーマとした平成 24 年度の包括外部監査において、11 件の意見を受けているが、監査委員事務局では未措置の扱いであった。しかし、ヒアリングしたところ、9 件については対応済みで、残る 2 件についても対応を進めているということであった。今年度のテーマの対象外であり、これ以上のヒアリングは省略した。

## 7. 指摘

該当事項なし

## 8. 意見

### (1) 目標数値のモニタリングについて

データヘルス計画など報告形式にまとめる際には、過去を振り返って課内で分析を実施するとのことであるが、通常は、毎月趨勢数値は報告されているものの、分析はされていないということであった。報告をまとめる際に、1 年を振り返って調査することは容易ではない。悪化の原因や理由については、月次で分析し、課内で概括的に状況を把握することが望ましい。

例えば、以下は、第 1 期データヘルス計画の数値目標であった「要支援 1・2 の維持・改善率」である。

要支援 1，2 の維持・改善率（介護サービス有）

年度	維持・改善	悪化		合計	悪化（悪化の内数）	
		要支援 1 要支援 2、 要支援 1，2 要介護 1～5	要支 援 2、 要支 援 1，2 要介 護 1～5		要支援 1・2	要介護 1～5
	人数	人数	人数	人数	比率	
H24年度	3,051	838	3,889	544	14.0%	
H25年度	3,221	934	4,155	581	14.0%	
H26年度	3,312	1,050	4,362	669	15.3%	
H27年度	3,457	998	4,455	667	15.0%	
H28年度	3,391	876	4,267	628	14.7%	

（出所：市提供資料より、監査人が加工）

平成 26 年度は悪化率が 15.3% に上昇しているが、合計人数も 4,362 人と前年比で 207 人増加（約 5% 増加）しており、例年のない特別な要素や当時の人的資源が十分であったかなどの分析が可能であったかと考えられる。このような分析も、月次又は四半期で分析されていれば、容易に確認することができるので、目標数値については、その変動について適時に分析をして課内で情報共有し、問題点を把握して、数値改善に活かしていくことが望ましい。

(2) 数値目標の過年度実績について

計画書の数値目標を3か年並べているが、内容は、「現状」として計画時直近の数値、及び向こう2年（平成28,29年度）の「目標値」となっている。

評価指標	現状 (平成27年9月 末時点)	目標値	
		平成28年度	平成29年度
要支援認定者（サービス利用者）のうち、新規認定者の悪化率	24.1%	20.8%	20.8%

(出所：市作成の第2期データヘルス計画より)

現状の数値は、平成27年度の年間のデータではなく、平成27年度上期だけのデータであった。1年を通して数値は平均的ではなく、季節的な変動もあるとのことなので、平成28年度及び平成29年度の目標値が妥当であるかどうか判断しにくい。

様式については、統一様式で作成したということであるが、過年度の同時期（年度末）の数値を少なくとも2~3か年は実績値として時系列で記載するほうがその目標度合いを理解するために望ましい。

例えば、第2期データヘルス計画の数値目標について、市担当課より入手したデータによると次のとおりである。目標値設定の妥当性につき十分な説明が必要である。

評価指標	実績値		現状 平成27年9月 末時点	目標値	
	平成25年度	平成26年度		平成28年度	平成29年度
要支援認定者（サービス利用者）のうち、新規認定者の悪化率	19.2%	19.1%	24.1%	20.8%	20.8%

(出所：市提供資料及び第2期データヘルス計画より監査人が加工)

## VI. 母子福祉資金等貸付事業特別会計

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業内容

高松市に居住する母子・父子家庭及び寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行っている。

基本的には、国及び都道府県が行う法定業務であるが、中核市については、当該市民への貸付業務窓口は市が行うこととされている。このため、高松市民には高松市が、丸亀市などの香川県内の他市民については、香川県が窓口となって貸付業務を行っている。

#### (2) 事業の根拠法

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）

第3条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

第36条（特別会計）

都道府県は、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付けを行うについては、特別会計を設けなければならない。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）

第15条（中核市の特例）

中核市が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務を処理する場合には、「都道府県」とあるのは「中核市」と読み替えるものとする。

#### (3) 沿革

平成11年4月 中核市に移行したことにより、県から福祉資金貸付事業及び債権を引き継ぎ、高松市にて業務を開始。

平成26年10月 法改正により父子家庭も対象となる。

#### (4) 制度の概要

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等を対象として、修学資金等その目的にあわせて計12種類の貸付金があり、無利子又は年1%の利子で貸付をしている。貸付期間は、貸付金の種類によって異なるが、一定の据置期間（6か月又は1年間）の後、償還期間は3年から20年以内となっている（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6、第37条）。

市では、「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」に従って貸付業務を行っている。主な貸付業務の流れは次の通りである。

(貸付までの流れ)

- 子ども家庭課の母子・父子自立支援員との相談
- 貸付申請書の提出
- 貸付けについての調査(連帯保証人など)
- 貸付審査会での審査
- 貸付決定通知(貸付が決定した場合)
- 借用書の提出
- 貸付金の振込

(5) 主な貸付金の種類と内容

(平成29年4月1日現在)

資金の種類別	内容	貸付限度額 (一部抜粋) 千円	据置期間	償還期間 (据置後)
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	2,850	1年	7年以内
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	1,430	6か月	7年以内
就学支度資金	児童等が学校等へ入学する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	学校別に40～590	修学修業期間終了後 6か月	5年以内
修学資金	児童等が学校に修学するために必要な資金	月額 27～96	修学終了後 6か月	貸付期間の4.5倍以内
技能習得資金	事業開始または就職に必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68	技能習得後 1年	20年以内
修業資金	児童等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68	技能取得後 1年	6年以内
就職支度資金	就職に際して必要な資金	100 通勤車購入330	1年	6年以内
医療介護資金	親等または児童が医療・介護を受けるために必要となる資金	医療 340 介護 500	療養介護終了後 6か月	5年以内
生活資金	生活安定のための生活補給資金	月額 103～141	生活安定後 6か月	5～20年以内
住宅資金	住宅の補修、保全等、購入に必要な経費に充てる資金	1,500	6か月	6年以内
転宅資金	移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金	260	6か月	3年以内
結婚資金	児童等の婚姻に際し、必要な経費に充てる資金	300	6か月	5年以内

(出所:「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準」より監査人が加工)

(6) 利用状況の推移(過去5年間)

過去、5年間の利用状況の推移は、以下の通りである。

母子福祉資金貸付状況

年度	24		25		26		27		28	
区分	件数 (件)	金額 (千円)								
事業開始									1	2,830
事業継続										
修学	90	51,209	71	37,875	51	28,170	33	18,468	31	16,574
技能習得	5	2,948	2	1,632	1	111	1	444	1	444
修業	3	815	3	1,401	1	390	1	384	2	694
就職支度										
医療介護										
生活										
住宅										
転宅	1	90	1	260						
就学支度	20	4,333	5	991	4	1,080	9	2,552	6	1,382
結婚										
計	119	59,396	82	42,159	57	29,751	44	21,848	41	21,924

(注)平成27年度については、返還金を控除した額を記載している。

寡婦福祉資金貸付状況

年度	24		25		26		27		28	
区分	件数 (件)	金額 (千円)								
事業開始										
事業継続										
修学	4	1,974	3	1,932	3	1,932	2	1,272	1	636
技能習得										
修業										
住宅										
転宅										
医療介護										
就学支度							1	150		
結婚										
計	4	1,974	3	1,932	3	1,932	3	1,422	1	636

(出所：市提供資料より監査人が加工)

平成 24 年度以降の利用状況は、減少傾向にある。これは、近年景気が好転し、扶養者自身が職に就いて自立しやすくなったことから、全体的に利用が減少していると考えられる。

また、種類別にみると、児童等が学校に通うための資金（修学資金）の利用がほとんどである。修学に関しては他の奨学金制度や給付型支援制度が多方面で用意されているが、申請期限があるものが多く、期日に間に合わなかった場合に、母子福祉資金貸付制度を利用するケースが多いとのことであった。母子福祉資金等は申込期限等もなく、随時受付であることから利用しやすくなっている。

なお、父子福祉資金貸付制度については、平成 26 年 10 月から開始され 3 年が経過しているが、これまでに利用実績はゼロとなっている。

## 2. 所管課及び組織

高松市健康福祉局 こども未来部福祉事務所 こども家庭課

家庭支援係 職員 2 名、非常勤嘱託職員 8 名

うち、母子・父子自立支援員（非常勤嘱託職員） 3 名

うち、償還促進員（非常勤嘱託職員） 1 名

### 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

#### 決算収支

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	141,660	154,906	205,479	245,387	292,605
B 歳出決算額	63,867	46,766	40,519	30,051	112,826
C 形式収支（A - B）	77,793	108,140	164,960	215,336	179,779
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支（C - D）	77,793	108,140	164,960	215,336	179,779
F 単年度収支（E - 前年度E）	21,707	30,347	56,820	50,376	35,557

#### 歳入

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
繰入金	2,497	2,675	8,836	3,123	3,022
繰越金	56,086	77,793	108,140	164,960	215,336
諸収入	83,077	74,438	88,503	77,304	74,247
計	141,660	154,906	205,479	245,387	292,605

#### （繰入金の内訳）

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法定	2,497	2,675	8,836	3,123	3,022
法定外	-	-	-	-	-
計	2,497	2,675	8,836	3,123	3,022

#### 歳出

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
母子寡婦福祉資金貸付事業費					
・福祉資金貸付金	61,370	44,091	31,683	23,270	22,559
・事務費	2,497	2,675	8,836	3,123	3,022
公債費	-	-	-	2,507	59,090
諸支出金	-	-	-	1,152	28,156
計	63,867	46,766	40,519	30,051	112,826

（出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より）

## (1) 歳入について

「繰入金」は、事務費について一般会計から繰入するものである。母子福祉資金等貸付事業特別会計の資金は、当該貸付事業のみに使用されるため、人件費やシステム改修費用などの事務費については、この特別会計から支出した場合、一般会計から同額が繰入される。平成26年度はシステム改修費用が発生し、繰入金が一時的に増えている。

「繰越金」は、収支の上では余った資金の繰越であるが、当該貸付事業においては、翌期以降の貸付又は、国や市の一般会計への償還に使われる資金である。

「諸収入」は、貸付金の返済による収入である。

歳入の合計額は近年、増加している。これは、新たな貸付による支出が減少していることから、繰越金が増加しているためで、実質的な収入が増えた訳ではない。

## (2) 歳出について

「福祉資金貸付金」は年々減少している。これは利用件数が減少しているためである。

「事務費」は主に人件費である。平成26年度に一時的に増加したのは、システム改修費が発生したためである。なお、「事務費」については、全額一般会計からの繰入金で賄っている。

「公債費」は、国への借入金返済額である。

「諸支出金」は、一般会計への繰出金である。

当該特別会計は、貸付資金を国と一般会計から借入している。「繰越金」が増えてくると、次ページの計算式に基づいて算出された金額を、国と一般会計に返還する必要がある。平成27年度、28年度は返還しており、国への返還額が「公債費」に、一般会計への返還額が「諸支出金」に計上されている。

剰余金の償還基準額超過の計算式（平成28年度）

（単位：千円）

剰余金の償還基準額超過額

前年度以前の 3年度の貸付実績平均額			国に償還しなければならぬ金額の基準額	前年度（平成27年度）の特別会計の決算上の剰余金の額	剰余金の償還基準額超過額
A			$B = A \times 1.7$ 年分	C	$D = C - B$
平成24年度	平成25年度	平成26年度	77,715	164,960	87,245
61,370	44,091	31,683			
3年平均					
45,715					

国に償還しなければならぬ額

剰余金の償還基準額超過額	前年度までの国からの借入金の額	前年度までに特別会計に繰り入れた金額の総額	借入総額	国に償還しなければならぬ金額（平成28年度）
E	F	G	$H = F + G$	$E \times F / H$
87,245	516,310	246,016	762,325	59,090

市の一般会計へ繰り出すことができる金額

市の一般会計へ繰り出すことができる金額（平成28年度）
$E \times G / H$
28,156

（出所：市提供資料より監査人が加工）

「国に償還しなければならぬ金額」59,090千円が、平成28年度歳出の「公債費」に、「市の一般会計へ繰り出すことができる金額」28,156千円が、同じく歳出の「諸支出金」に計上されている。

#### 4. 平成 28 年度の予算の執行状況

(単位：千円)

	区分	平成28年度 予算	平成28年 決算額	差異
歳入	前年度からの繰越金	96,048	215,336	119,288
	一般会計からの繰入金	4,505	3,022	1,483
	国庫貸付金	-	-	-
	母子福祉資金償還金	60,946	71,476	10,530
	父子福祉資金償還金	-	-	-
	寡婦福祉資金償還金	2,505	2,771	266
	計	164,004	292,605	128,601
歳出	母子福祉資金貸付金	53,310	21,923	31,387
	父子福祉資金貸付金	12,391	-	12,391
	寡婦福祉資金貸付金	6,554	636	5,918
	事務費	4,505	3,022	1,483
	償還金、利子および割引料	59,090	59,090	-
	一般会計への繰出金	28,156	28,156	-
	翌年度への繰越金	-	179,779	179,779
	計	164,004	292,605	128,601

(出所：市提供資料より監査人が加工)

##### (1) 歳入について

繰越金については、予算上は翌年度繰越金をゼロとして予算を組むため、予算額と決算額に差異が出ている。

貸付金償還金の予算額は過年度の確定した貸付け実績をもとに「償還予定額」をシステムにて集計しており、予算作成時期が前年度の10月前後であることから、前年度下期の貸付実績により、例年予算と決算に差異が生じているとのことであった。

##### (2) 歳出について

貸付金額の予算額は、過去7年間の実績値の平均としているとのことであった。過去の貸付実績から算出される予算と決算がかい離しているが、福祉目的の趣旨から貸し付ける資金が不足するような事態を極力避けるため多めの予算を計上しているとのことであった。また、父子福祉資金貸付金は実績がないものの、同様の趣旨から一定の額を予算計上しているとのことである。

全体として、償還については計画通りに進んでおり、貸出については、長期の実績値をもとに予算額を計上しているものの、近年の減少傾向が顕著になっている。

## 5. 実施した手続

### (1) 貸付審査について

貸付の審査が、「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準」に基づいて実施されているかどうかについて、サンプルテストを実施した。

平成 28 年度新規貸付案件は 19 件で、修学資金 11 件、就学支度資金 6 件、修業資金 1 件、事業開始資金 1 件だった。この中から下記のサンプルを抽出した。なお、1-1 と 1-2、2-1 と 2-2 は同じ者への貸付である。

(単位：円)

	資金の種別	貸付総額	貸付額	返済月額	貸付年月	償還開始～償還終了予定
1-1	修学資金	4,080,000	1,020,000	85,000	H28/4～H32/3	H32/10～H50/9
1-2	就学支度資金	250,000	250,000		H28/4	H32/10～H50/9
2-1	修学資金	3,888,000	486,000	81,000	H29/2～H33/3	H33/10～H51/9
2-2	就学支度資金	280,000	280,000		H29/2	H33/10～H51/9
3	修業資金	682,000	310,000	31,000	H28/6～H30/3	H30/10～H36/9
4	事業開始資金	2,830,000	2,830,000		H28/10	H29/11～H36/10

必要書類の整備

「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」に定められた必要書類が揃えられ、母子福祉資金貸付調査書が作成されているかどうかを確かめた。

	1-1	1-2	2-1	2-2	3	4
<b>【共通書類】</b>						
貸付申請書						
(高松市の調査の)承諾書						
戸籍謄本または抄本						
収入・資産・納税状況の確認書類						
・収入所得証明書	注1	注1	注1	注1	注1	注1
・納税証明書	注2	注2	注2	注2	注2	注2
生活歴等申立書						
身分証明書						
<b>【連帯保証人の提出する書類】</b>						
住民票の写し(本籍が記載されているもの)			注1	注1	注1	
収入・資産・納税状況の確認書類						
・収入所得証明書			注1	注1	注1	
・納税証明書			注2	注2	注2	
連帯保証確認書						
身分証明書						
<b>【修学資金】</b>						
入学案内等、必要経費が確認できる書類						
修学(予定)を証明する書類						
(在学証明書、合格通知書、入学に関する誓約書など)						
<b>【就学支度資金】</b>						
就学支度計画書						
合格通知書または入学許可証の写し		注3				
入学案内等、必要経費が確認できる書類						
就学に当たり必要な物品の購入を証明する領収書		注4		注4		
<b>【修業資金】</b>						
技能習得・修業計画書					注5	
在籍証明書等						
<b>【事業開始資金】</b>						
事業開始計画書						
積算基礎表						
(以下の2つはこども家庭課の内部資料)						
<b>【貸付調査書】</b>						
<b>【中小企業診断士の経営指導・診断報告書】</b>						

注1 福祉総合システムにて、市役所内のデータを確認

注2 高松市の滞納無証明書

注3 4月2日時点の在学証明書にて代替されている。

注4 入学金として貸付するため該当なし

注5 授業料として貸付するため該当なし

なお「-」については、貸付の種類によって必要のないものであり、必要な書類は揃えられていた。

サンプルについて、「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準」より、下記の項目について、チェック方法をヒアリングした。

1) 貸付対象者の要件

サンプルについては、全て母子福祉資金であり、提出を受けた戸籍謄本等から確認している。

2) 申請者の所得制限

特別児童扶養手当等の支給と同じ所得制限であり、高松市の福祉総合システムにより、手当の支給の有無から、又は、所得金額自体を確認している。

3) 償還不良者又は租税滞納者

償還不良者が否かは、福祉総合システムのデータにより確認している。租税滞納者が否かは、滞納無証明書にて確認している。

4) 自己破産者、債務整理者に対する取扱い

申請前の相談段階でヒアリングにより確認している。

5) 連帯保証人の要件

連帯保証人については、面接(難しい場合は電話)で意思を確認した上で確認書を提出させることとなっており、面接又は電話で意思を確認し、その旨と確認日付を、貸付金調査書に記載している。

なお、審査基準において、「市内に1年以上居住しているものであること。ただし、連帯保証人の資格を有する者が市内に在住しておらず、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。」とあるが、市外居住者のケースがあった。また「連帯保証人を2人以上とする場合においては、連帯保証人はそれぞれ異なる世帯に属する者で、そのうち少なくとも1名は市内在住者でなければならない。」とあるが、2名とも市外居住者のケースがあった。これについては、実質的には問題ないと判断して、認めているとのことであった。

6) 多重債務者でないことの確認

申請前の相談段階でヒアリングにより確認している。

7) 重複貸付がないことの確認

福祉総合システムのデータにより、確認している。なお、上記のサンプルにもあるように、修学資金と就学支度資金の重複貸付のように、審査基準で認められている場合もある。

8) 子供夫婦との同居(生計の中心者が他に居る場合)

世帯情報で確認している。

9) 事業計画の大きいものの取扱い

貸付金と自己資金の比率についてであるが、上記のサンプルについては抵触していなかった。

10) 生活保護法との関係

福祉総合システムのデータにより確認しているとのこと。

11) 住所が不安定なもの

申請前の相談段階で住所と連絡先を確認している。

1 2 ) 申請者の居住地が住民票の住所と異なる場合の取扱い

今回のサンプルについては該当なし。

1 3 ) 外国人への貸付の取扱

今回のサンプルについては該当なし。

以上が、「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準」の貸付全般にわたるものであり、さらに資金の種別ごとにも確認すべき項目がある。

ヒアリング及び資料の閲覧により、審査基準に記載された項目についてチェックされている心証は受けたものの、項目が多いため、全ての新規貸付について、網羅的にチェックできているかどうかは確認することが難しい。

また今回のサンプルテストからは、実質的には問題ないものの、上記の5)連帯保証人の要件にそぐわない事例があった。

平成 23 年度の包括外部監査において、「申請時の検討項目を記載したチェックリストの作成について」の意見があり、こども家庭課の対応としては、「個々の相談者及び資金種別により聞き取り項目が異なるため、標準化は行っていない」とのことであったが、やはり、審査基準において、確認すべき項目が多いため、これらの項目をチェックリストにして、網羅的にチェックしたことが確認できるようにしておくことが望まれる。これについて「8.意見 (1)貸付要件のチェックリスト化について」に要約した。

サンプルについて、母子福祉資金等貸付審査会について、審査結果と審査会会議録を閲覧した。

サンプル NO.	審査会議事録 審査結果日付	審査結果
1-1、1-2	H28/4/28	適当と認める
2-1、2-2	H29/2/2	適当と認める
3	H28/7/1	適当と認める
4	H28/10/7	適当と認める。ただし中長期的な収支計画等の提出、中小企業診断士の意見を踏まえた事業展開を行うことを条件に付す。

サンプルの 4 については、後日、中長期的な収支計画の提出を受けていた。また、中小企業診断士の意見を踏まえた事業展開を行う点については、本人に念押しし、また返済の過程の中で、今後も見守っていくとのことであった。

貸付金限度額について、「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付審査基準」と「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金のしおり」を照合したところ、一部、相違があった。

	審査基準	しおり
技能習得資金（月額）	65,000 円	68,000 円
技能習得資金（一括）	780,000 円	816,000 円
修業資金	65,000 円	68,000 円

審査基準は国の法令等に沿ったものであり、法令等の改正があれば、審査基準も改正しているとのことである。しかし、平成 22 年 4 月に国の改正政令が施行されており、65,000 円から 68,000 円に引き上げられていたが、入力ミスか修正漏れにより、古い金額のままであった。これについて「8.意見（2）法令等が変更になった場合の関連資料の変更について」に意見を記載した。

## （2）貸付金残高の把握及び滞納者への督促などの対応の十分性について

母子福祉資金貸付金は、システム上整備されている「母子福祉資金償還台帳」により、貸付番号、貸付種類、貸付額、償還額、借受者、連帯債務者、連帯保証人などの情報が一元管理されている。また、償還滞納者については、それぞれの貸付先毎に決められた担当者が、滞納理由、督促情報など実際に聴取した情報を同一システム上に存在する「母子寡婦父子福祉資金返済指導カード」に時系列に書き込むことにより管理されている。

このように、個々の貸付先毎については一定程度満足できる管理が実施されているが、以下 2 点について問題がある。

第 1 に、個々の貸付金の合計がいくらであるか、またそれがあるべき金額に合致しているかの検証がなされていない。

第 2 に、貸付先の状況は、システムの個々の貸付先毎に「母子福祉資金償還台帳」と「母子寡婦父子福祉資金返済指導カード」を開けて見る必要があり、一覧性がないため、決められた担当者の督促活動などの十分性、適切性を管理者がチェックするのに極めて不便である。

このような現状を踏まえ、以下のとおりの検討を実施した。

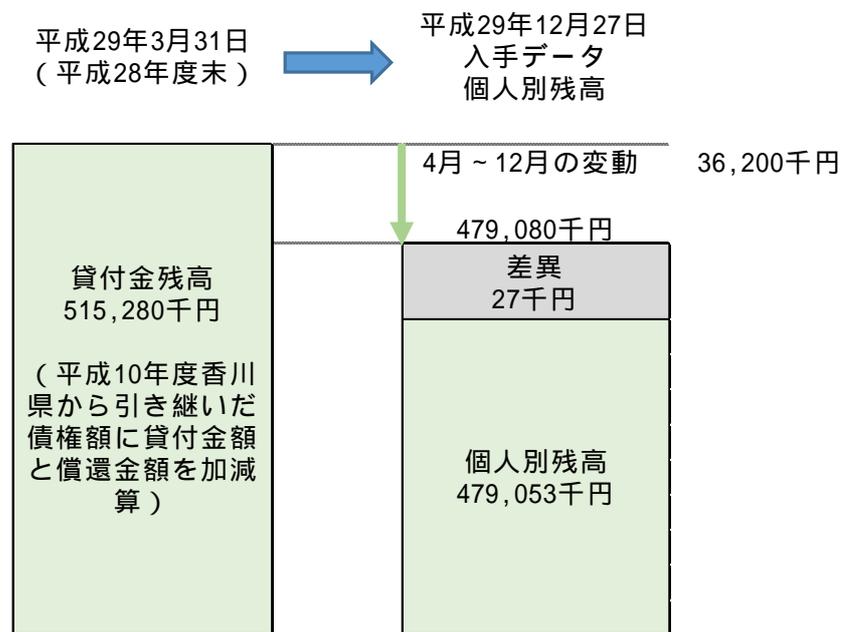
（問題点 1 について）

平成 29 年 12 月 27 日現在までのシステム内にデータがある貸付実行案件 1,108 件から、貸付番号、貸付先、貸付期間、償還期間、貸付金額、償還済み額、未償還残高、滞納金額のデータを表計算ソフトに変換してもらい、未償還残高を集計した。

その結果、同日現在市が貸付先別に把握している未償還残高の合計は、479,053 千円である。

一方、年度末現在のあるべき貸付金残高は、平成 11 年 4 月に香川県から引き継いだ債権金額にその後の各年度の貸付金額と償還金額を加減算し、さらに利子加算額・違約金加算額・不納欠損額を調整することにより算出できる。これによると、平成 28 年度末の貸付金残高は 515,280 千円である。さらに、この金額に平成 29 年 12 月 27 日までの貸付額 15,383 千円と償還額 51,583 千円を加減した残高は 515,253 千円となり、個人別に把握している上記の未償還残高 515,280 千円よりも 27 千円少ない結果となった。この差については、集計しきれなかった利子加算額、違約金加算額等の可能性がある。

これについて「8. 意見 (3) 貸付金残高の把握について」に意見を記載した。



(問題点 2 について)

平成 29 年 12 月 27 日入手の上記表計算ソフトの資料で集計した個人別残高 479,053 千円のうち滞納金額の合計は 88,800 千円である。そこで、滞納金額のある相手先を中心に 9 件のサンプルを抽出し、「母子福祉資金償還台帳」「母子寡婦父子福祉資金返済指導カード」の内容を見ることにより、市の担当者の対応の十分性などを検討した。

抽出したサンプルの内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

サンプル番号	貸付番号	貸付種類	貸付額	未償還残高	うち滞納額
	100040	修学資金	2,460	2,067	2,067
	100042	事業開始	1,900	1,797	1,797
	100058	修学資金	2,592	2,259	2,259
	100126	修学資金	2,352	2,306	2,306
	100231	修学資金	2,448	2,190	2,020
	100328	修学資金	4,536	4,053	1,575
	100539	修学資金	4,608	3,000	21
	100986	修学資金	2,688	2,619	106
	200015	事業開始	2,000	1,644	1,644

検討の結果、気づいた事項は以下のとおりである。(気づきがあるサンプルについてのみ記述する)

サンプル について、

母親が息子の修学資金を借りた案件であるが、母親は脳梗塞を発症し返済が困難な状況にある。にもかかわらず、市は連帯債務者である息子の仕事の状況を把握していない。早急に息子の返済能力を把握し、能力に応じた返済を進めるべきである。

サンプル について、

サンプル と同様、息子の修学資金を母親が借りた案件であるが、母親は月額1万円の返済能力しかない。早急に連帯債務者である息子と接触し、息子の返済能力を把握し、親子合わせての返済計画を策定すべきである。

サンプル について、

息子が借受者で、母親が連帯保証人となった修学資金である。連帯保証人の母親と接触するのみで、30歳になる借受者の勤務先を把握していない。母親の返済資力は乏しいと認められるため、早急に息子と接触し返済計画を策定し、実行すべきである。

サンプル について、

母親が息子の修学資金を借りた案件である。据置期間が終了し、返済が始まったばかりであるが、すでに滞納が発生している。連帯保証人も本人も年齢は40代半ばであり、支払い能力について危機的な状況にはないが、連帯債務者である息子(23歳)の住所を把握していない。万が一の事態に備え、連帯債務者の状況は把握しておく必要がある。

これについて「8.意見 (4) 滞納債権の一覧管理について」に意見を記載した。

### (3) 償還率が低いことについて

償還率について、管理状況をヒアリングした。平成 28 年度当年分の償還率は 94.9%となっているが、過年度分（滞留債権）がほとんど回収できておらず、全体の償還率は 44.2%と低い。

（平成28年度、単位：千円）

	平成28年度分			過年度分			合計		
	調定額	収入額	償還率	調定額	収入額	償還率	調定額	収入額	償還率
償還金	67,908	64,440	94.9%	97,810	9,571	9.8%	165,717	74,011	44.7%
利子	13	13	100.0%	2,070	182	8.8%	2,083	195	9.4%
計	67,920	64,453	94.9%	99,880	9,753	9.8%	167,800	74,206	44.2%

（出所：「市提供資料」より監査人が加工）

（注）収入額合計 74,206 千円 = 歳出決算額の諸収入 74,247 千円 - 返還金による収入 41 千円

これは、保証人がついているケースが多いことや、本人と連絡が取れる場合がほとんどであることから、不納欠損として処理する要件をみださず、分母の調定額が年々増加し、償還率が低くなっているとの説明であった。また、当該貸付制度が福祉目的、つまりそれぞれの家庭の自立支援が主目的であることから、無理な回収はしていないとのことであった。

下記の通り、平成 28 年度他市のとの比較を検討してみた。

平成28年度

償還率	区分	高松市	高知市	松山市	香川県
	母子		46.8%	47.0%	48.9%
父子		-	-	89.8%	100.0%
寡婦		18.4%	42.3%	17.5%	34.3%
計		44.2%	-	47.7%	-

すべて、滞納繰越分を含む。香川県は元金のみ償還率を記載。

（出所：各地方公共団体の平成 28 年度決算意見書より監査人が抽出）

母子、父子、寡婦の区分のうち、金額が多いのは母子家庭向けの貸付であることから、母子福祉貸付金の償還率で比較してみた。他市も償還率が高い状況とはいえ、滞納繰越分がほとんど入金されていない状況は同じであった。香川県の償還率が 65.7%と比較的高いが、滞納繰越分の償還率が 10%に満たないのは高松市と同様であるものの、滞納繰越残高が現年分（正常債権）と比べて少額であるため、加重平均としての償還率が高いという状況であった。

償還率が低い状況は高松市特有のものではないが、福祉目的とはいっても公平性の観点から貸付金を回収することは必要であり、これについて「8 意見（5）債権区分及び対応の整理について」に意見を記載した。

(4) 利子の計算について

平成 28 年度の利子の計上額は以下の通りである。(再掲)

(平成28年度、単位：千円)

	平成28年度分			過年度分			合計		
	調定額	収入額	償還率	調定額	収入額	償還率	調定額	収入額	償還率
利子	13	13	100.0%	2,070	182	8.8%	2,083	195	9.4%

(出所：「市提供資料」より監査人が加工)

福祉資金貸付金について、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後は利率年1%とされている(施行令8条、31条の6、37条)。なお、実際は連帯保証人が設定される場合(無利子の場合)がほとんどである。過去の適用利率は下記の通りで、市場金利の下落に応じて改定されている。

初回償還予定日	適用利率
～平成21年6月	3.0%
平成21年6月～	1.5%
平成28年4月～	1.0%

(出所：母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令一部を改正する政令より監査人が加工)

利子計算が、約定に基づき適切に計算されているかを確認するために平成28年度に計上されている全件(3件)について再計算を行った。再計算結果は以下の通りである。

単位：円

サンプルNO.	種類	貸付額	据置期間経過後の初回	適用利率	施行令との整合性	再計算結果	市の計上額	差異
1	技能取得資金	720,000	H24.10月	1.5%		6,717	6,718	1
2	事業継続資金	1,420,000	H23.4月	1.5%		4,883	4,879	(4)
3	生活資金	462,000	H24.10月	1.5%		1,355	1,350	(5)
						12,955	12,947	(8)

初回償還予定日の利率が適用されており、いずれも適切な利率(1.5%)で計算されていた。また、利息の再計算結果と市計上額に差異が生じているが、1円未満の端数処理による誤差でありいずれも計算誤りというものではない。

上記再計算を実施した3件について、新福祉総合システムから出力した償還台帳との整合性を確認したところ、システム出力台帳には、利率3%と表記されおり実際の適用利率(1.5%)とは違っていた。

計算結果には影響していなかったが、システム上の基本情報が原申請書とは異なる情報となっており、適用利率についての誤り等がすぐに発見されない可能性がある。正確な情報管理を実施するために、システム入力結果について別の担当者による確認が必要であると考えられる。これについて「8.意見 (6) システムの基本情報の入力誤りについて」に意見を記載した。

なお、平成 23 年度以降の貸付事例は全て連帯保証人が設定されており無利子案件であった。なお、上記でテストした 3 件は、いずれも平成 23 年度以前の貸付で、平成 23 年度に初めて償還開始となっているものである。

#### (5) 現金回収に係る業務の適切性の検討

償還者から現金で領収する場合について、領収証の取扱状況に関するヒアリングを実施した。

現在、母子福祉資金等貸付事業においては、貸付番号が記載できるよう独自の領収原符を使用しており、それぞれ連番管理されていた。平成 28 年 12 月 22 日に領収された金額（領収書 No.2147,2148）について、領収原符及び金融機関への公金払込書及び出納課への収納金報告書との整合性、当該領収書取扱印の押印、書き損じ処理について確認したところ、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

こども家庭課においては、平成 23 年度の包括外部監査での指摘及び意見が 21 件、平成 27 年度の包括外部監査での指摘及び意見が 22 件あり、全て未措置の状況であった。そのうち、今回の監査対象である母子福祉資金等貸付事業については、6 件の未措置があった。

しかし、ヒアリングを実施したところ、平成 23 年度の指摘及び意見については、実質的には対応済みであるが、市の監査委員事務局へ措置済みの通知がなされていないとされていた。監査委員事務局へ通知するとのことである。

なお、平成 27 年度の指摘及び意見については、全て情報システムに関するものであり、これについては「 . 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）6 . 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況」で検討した。

## 7. 指摘

該当なし

## 8. 意見

### (1) 貸付要件のチェックリスト化について

平成 23 年度の包括外部監査において、「申請時の検討項目を記載したチェックリストの作成について」の意見があったものの、こども家庭課の対応としては、「個々の相談者及び資金種別により聞き取り項目が異なるため、標準化は行っていない」とのことであった。しかし、今回のサンプルテストで実質的には問題ないと思われるものの、連帯保証人の要件(市内在住など)にそぐわない事例があった。「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準」によると、貸付対象者、所得制限、償還完了時点の年齢制限、連帯保証人、重複貸付、同居家族など、多くの要件を満たすことが必要であることから、これらの要件をチェックリストにして、網羅的にチェックしたことが確認できるようにしておくことが望まれる。また申請まで至った案件については、チェックの結果を残しておくことが望まれる。

### (2) 法令等が変更になった場合の関連資料の変更について

「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付審査基準」は国の法令等に沿ったものであり、法令等の改正があれば、審査基準も改正しているとのことである。しかし、平成 22 年 4 月に国の「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」改正施行による、技能習得資金(一括)の貸付金限度額について、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のしおり」では 816,000 円に改定されているものの、「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付審査基準」では 780,000 円と古い金額のままであった。

国の法令等の改正があった場合、改定が必要な市の規則や、外部公表資料などを整理して、改定の確認ができるようにしておくことが望まれる。

### (3) 貸付金残高の把握について

母子福祉資金貸付金は、システム上整備されている「母子福祉資金償還台帳」により、個々に管理されているものの、その合計金額を算出しておらず、全体の貸付金残高を把握していなかった。少なくとも毎年度末には個人別に把握している貸付金の合計額とあるべき残高との比較を実施し、貸付金残高の正確性を確認していく必要がある。

また、比較した結果、異常がなければ、システム上のデータは網羅的であり、その中の滞納金額のデータを活用して、(4)の滞納債権の管理について漏れがないかの確認が可能である。

#### (4) 滞納債権の一覧管理について

平成 29 年 12 月 27 日現在の個人別に管理している貸付金残高 479,053 千円のうち滞納金額がある相手先 9 件について、滞納者への対応をヒアリングした結果、連帯債務者の状況を把握していない、連帯保証人と接触するのみで借受者の勤務先を把握していないなど、対応が不十分と認められる貸付金が 4 件発見された。現在貸付金残高が存在する貸付件数は 700 件程度であるが、これらへの対応の十分性をしかるべき責任者が検証するのに、1 件ごとの「母子福祉資金償還台帳」「母子寡婦父子福祉資金返済指導カード」を開いて順次見ていくのは実務的ではない。担当者ごとに、貸付先ごとの滞納の有無、滞納理由、今後の対応など責任者が必要とする情報を一覧表示する資料を作成し、これを定期的に責任者が確認し、承認する体制を構築する必要がある。

#### (5) 債権区分及び対応の整理について

償還率が低いのは、当該貸付制度の利用者は、銀行で借りられないためなどの理由で当該制度を利用するケースが多いと考えられ、もともと滞納債権となる可能性が高いことが原因のひとつと考えられる。しかしながら、福祉目的とはいえ公平性の観点から貸付金を回収することは必要であることから、その対策として、先述の「8. 意見(3)(4)」に記載した貸付金残高管理及び滞納債権管理をしていくにあたって、まずは債務者の分類を実施することが今後の対策としては必要であると考えられる。正常債権なのか、貸倒懸念債権に区分して積極的なケア(返済計画の見直し等)が必要なのか、破綻更生債権なのか、全ての債権を区分してそれぞれに適切な対応をしていくことが望ましい。

#### (6) システムの基本情報の入力誤りについて

利息計算の再計算を実施したサンプル 3 件について、福祉総合システムから出力した償還台帳には利率 3%と表記されおり実際の適用利率(1.5%)とは異なる利率が入力されていた。再計算の結果、実際の計算結果は正しい利率により計算されていたが、システム上の基本情報が原申請書とは異なる情報となっており、適用利率についての誤り等がすぐに発見されない可能性がある。正確な情報管理を実施するために、基本情報等が正確に登録されるよう、システム入力結果について別の担当者による確認を行うことが望ましい。

## VII. 食肉センター事業特別会計

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業内容

高松市食肉センター（以下「食肉センター」という。）の管理・運営事業である。食肉センターは、悪性伝染病発生時におけると場閉鎖があった場合等の株式会社香川県畜産公社の代替施設としての役割を果たしている。

なお、現在は指定管理者制度を採っており、高松食肉事業協同組合が指定管理者として管理運営を担っている。

#### (2) 事業の根拠法

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）

第2条（国、都道府県及び保健所を設置する市の責務）

国、都道府県及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）は、家畜の生産の実態及び獣畜の疾病の発生の状況を踏まえ、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために必要な措置を講じなければならない。

第4条（と畜場の設置の許可）

一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）の許可を受けなければ、設置してはならない。

高松市食肉センター条例（平成11年9月24日条例第27号）

第1条 食用に供するために行う獣畜の処理の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに円滑な食肉の流通に寄与するため、と畜場法（昭和28年法律第114号）に定めると畜場として、高松市食肉センターを高松市郷東町587番地197に設置する。

#### (3) 沿革

大正10年 1月 東浜村の高松市編入により、高松市と畜場と改称し、高松市営事業として引き継ぐ。

昭和53年 4月 施設運営の合理化を図るため、高松食肉事業協同組合に業務を委託

平成11年 10月 郷東町に現在の施設を高松市食肉センターとして開所

平成18年 4月 指定管理者制度を導入し、高松食肉事業協同組合に管理運営業務を委託

#### (4) 施設の状況と役割

食肉は他の生鮮食料品とは異なり、と畜解体や加工処理の工程が必要となり、食肉処理施設（と畜場）は、食肉流通において必要不可欠な施設である。

また、食肉処理施設（と畜場）は、食品衛生の適正確保や公平・公正な運営を行うために、市など行政の関与が必要不可欠である。

なお、香川県には坂出市に農協系列の食肉処理施設（と畜場）があり、豚と牛の解体処理を実施している。そのため、高松市食肉センターは、補完施設としての位置づけもあり、コストのかかる牛のみをと畜解体している状況にある。

##### 施設の概要

名称	高松市食肉センター
所在地	高松市郷東町 587 番地 197
敷地面積	9,775.73 平方メートル
延床面積	4,344.86 平方メートル
構造	本館棟ほか 3 棟 一部 2 階建鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
施設能力	・けい留所 大動物 50 頭 ・と畜解体 大動物 50 頭、小動物 若干 ・冷蔵保管 大動物 150 頭（3 日分） ・汚水処理 250 立方メートル / 日最大
建設年次	平成 10 年 1 月着工 11 年 3 月竣工
事業費	建設事業費 2,897,318 千円（平成 9・10 年度） 用地費 410,867 千円（平成元年度）

（出所：高松市ホームページより）

主な食肉センター使用料

区分			単位	使用料（円）	施行年月日
と室	牛・馬	普通と畜	1頭	3,240	平成11年10月27日
		特別と畜		6,480	
	子牛	普通と畜		1,209	
		特別と畜		2,419	
冷蔵庫	牛・馬	1頭1日	324		
	子牛		172		
内臓処理室冷凍冷蔵庫			1頭	54	

（出所：高松市ホームページより）

施設利用状況（平成26年度）

区分	牛（頭）	子牛（頭）	その他（頭）	計（頭）	金額（円）
と室	8,983	23	0	9,006	29,132,727
冷蔵庫	28,208	53	0	28,261	9,148,508
内臓処理室冷凍冷蔵庫	8,983	-	0	8,983	485,082

（出所：高松市ホームページより）

と畜処理数の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処理頭数（頭）	9,958	9,006	9,580	9,807

（出所：高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課より入手した資料）

と畜処理数（平成 28 年度）

地域名	と畜検査 頭数	BSE検査 頭数 (48ヶ月齢 以下)	成牛	小牛	和牛	乳用種	交雑種
1 北海道	1,680	13	1,678	2	2	829	849
2 栃木県	144		144			144	
3 群馬県	12		12			12	
4 千葉県	37		37			36	1
5 岐阜県	4	2	4			2	2
6 静岡県	1	1	1			1	
7 愛知県	2		2				2
8 三重県	1	1	1			1	
9 滋賀県	2		2				2
10 兵庫県	493	2	493		4		489
11 島根県	223		223		129		94
12 岡山県	290		290				290
13 広島県	126		126				126
14 徳島県	2,413	58	2,413		152	685	1,576
15 香川県	3,344	381	3,336	8	810	875	1,659
高松市	221	64	216	5	146	66	9
丸亀市	5		5		5		
坂出市	45	5	45		4	6	35
観音寺市	274	5	274		6	32	236
さぬき市	1,118	205	1,118		113	220	785
東かがわ市	11	8	11			8	3
三豊市	1,438	5	1,438		458	441	539
土庄町	2		2		2		
小豆島町	1	1	1			1	
三木町	83	74	83		1	82	
綾川町	32	1	29	3	15	6	11
まんのう町	114	13	114		60	13	41
16 愛媛県	36	21	36		6	26	4
17 高知県	59	48	59			57	2
18 福岡県	13		13		13		
19 佐賀県	276		276		276		
20 熊本県	60	5	60		32	4	24
21 大分県	203	1	203		156	47	
22 宮崎県	350	1	350		169	30	151
23 鹿児島県	37	1	37		2	35	
24 沖縄県	1	1	1		1		
合計	9,807	536	9,797	10	1,752	2,784	5,271

（出所：「と畜検査頭数集計（生産地別）」より監査人が加工）

## 2. 所管課及び組織図



(出所：高松市ホームページより監査人が加工)

食肉センター事業に関する管理は、創造都市推進局産業経済部農林水産課水畜産係が担当している。

## 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

### 決算収支

区分	(単位 千円)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	488,297	491,366	550,974	513,575	507,745
B 歳出決算額	488,297	491,366	550,974	513,575	507,745
C 形式収支 (A - B)	-	-	-	-	-
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支 (C - D)	-	-	-	-	-
F 単年度収支 (E - 前年度E)	-	-	-	-	-

### 歳入

区分	(単位 千円)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
事業収入	55,148	57,491	54,839	57,764	58,423
繰入金	423,192	423,445	485,084	445,773	432,731
諸収入	9,957	10,429	11,051	10,039	16,591
計	488,297	491,366	550,974	513,575	507,745

### 歳出

区分	(単位 千円)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
業務費	275,560	277,708	337,340	299,964	294,156
公債費	212,737	213,658	213,634	213,611	213,589
計	488,297	491,366	550,974	513,575	507,745

(出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より)

### (1) 決算収支について

歳入決算額及び歳出決算額は同額で、いずれも例年増加傾向にある。これは、食肉センターでのと畜件数を増加させるために、県外や他市町のと畜受入を促進させた結果である。また、形式収支以下はゼロとなっており、これは、基金の積立を実施しておらず、各事業年度において清算を実施し、一般会計からの繰入金で調整を行っているためである。

### (2) 歳入について

歳入の内訳は、事業収入、繰入金、諸収入である。

事業収入は、牛の畜産農家から直接的に徴収すると室使用料や冷凍庫使用料と、高松食肉事業協同組合から徴収する部分肉処理加工室使用料や事務所等使用料など食肉センター使用料が主である。

繰入金は一般会計からの繰入金である。

諸収入は、電気や水道料等の徴収と、平成28年度に関しては消費税の納付還付金7,001千円である。そのため、他事業年度と比較して、諸収入額が多くなっている。

### (3) 繰入金について

歳入金は、主に平成11年3月に完成した食肉センターの建設費用の返済と指定管理者への委託料の支払に充当されている。

### (4) 歳出について

主な歳出は、業務費と公債費の支払である。

業務費の主な内訳は、委託料と負担金補助及び交付金である。

委託料は、牛の解体業務や食肉センターの施設管理等の指定管理料であり、指定管理業者である高松食肉事業協同組合に支払を行っている。

負担金補助及び交付金は、と畜解体業務運営補助金と放射性物質検査事業補助である。

公債費は、平成10年1月に着工した高松市食肉センターの建設費用に対する返済であり、平成31年度に完済予定である。

#### 4. 平成28年度の予算の執行状況

##### 収 入

(単位 円)

歳入	予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)
事業収入	55,663,000	58,422,696	2,759,696
食肉センター使用料	55,663,000	58,422,696	2,759,696
と室使用料	30,780,000	31,754,370	974,370
冷凍庫使用料	8,310,000	10,135,760	1,825,760
部分肉処理加工室使用料	8,187,000	8,187,480	480
事務所等使用料	8,374,000	8,334,586	39,414
土地使用料	12,000	10,500	1,500
繰入金	451,191,000	432,730,958	18,460,042
諸収入(電気及び水道料等)	10,735,000	9,590,050	1,144,950
消費税納付還付金	0	7,001,200	7,001,200
合計	517,589,000	507,744,904	9,844,096

(出所:「平成28年度 食肉センター特別会計決算資料」)

繰入金が予算額と比較してマイナスとなっているのは、当初の支出予算額と比較して業務費が減少し支出が抑えられたことと、と畜件数の増加に伴い事業収入が増加したことで、一般会計からの繰入を返還したためである。

##### 支 出

(単位 円)

歳出	予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)
業務費	303,998,000	294,155,735	9,842,265
需用費	7,490,000	6,360,280	1,129,720
役務費	82,000	81,189	811
委託料	211,083,000	209,569,971	1,513,029
負担金補助金及び交付金	70,490,000	69,682,895	807,105
と畜解体業務運営補助金	66,490,000	65,788,545	701,455
放射性物質検査事業補助	4,000,000	3,894,350	105,650
公課費	14,853,000	8,461,400	6,391,600
公債費	213,591,000	213,589,169	1,831
元金	202,179,000	202,178,030	970
利子	11,412,000	11,411,139	861
合計	517,589,000	507,744,904	9,844,096

(出所:「平成28年度 食肉センター特別会計決算資料」)

## 5. 実施した手続

### (1) 関係書類の閲覧

固定資産台帳、財務諸表、契約書、予算執行状況報告等の食肉センター事業特別会計に関する様々な関係資料を所管する担当課より提供を受け、これらの通査・閲覧を通して理解を深めるとともに、問題点等の有無を検討した。これについて「7. 指摘(1)固定資産の管理について」に指摘を「8. 意見(1)備品を含めた固定資産管理に関する定期的な報告の実施について」に意見を記載した。

### (2) 関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部署の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。これについて「7. 指摘(2)指定管理業者に対する指導の徹底について」に指摘事項を記載した。

### (3) 指定管理業者が実施している再委託契約に対するサンプルテスト

指定管理業者から提出された再委託業務届出書に提示された23種類の再委託業務の中から、契約金額が高額な再委託契約から3件のサンプルを抽出し、当該契約締結までのプロセスを確かめた。これについて「8. 意見(2)将来に向けたあり方委員会の設置について」に意見を記載した。

## 6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

農林水産課においては、平成11年度の包括外部監査での指摘及び意見が15件、平成20年度が1件、平成24年度が135件あった。平成11年度の15件は全て措置済みであった。平成20年度の1件は、香南アグリームに関するもの、平成24年度の135件は、全て関係諸団体(協議会等)に関するもので、今回の監査対象である食肉センター事業に関するものはないため、ヒアリングは省略した。しかし、多くの指摘及び意見が未措置であり、対応するか、対応できない旨と理由を報告するか何等かの対応が望まれる。

## 7. 指摘

### (1) 固定資産の管理について

平成11年3月に食肉センターが新設された際、高松市公用財産事務取扱規則に従い、建物台帳と工作物台帳が作成されていることを確認した。また、備品に関しても、表計算ソフトを利用して物品台帳を作成していることを確認した。

建物台帳、工作物台帳、物品台帳に基づいて担当者に質問を実施したところ、高松市職員や指定管理者である高松食肉事業協同組合が固定資産の実査を実施したことはないとの回答を受けた。また、これらの固定資産台帳と現物の固定資産を紐付けする固定資産管理シールが、添付可能な備品に対して網羅的に添付されているかどうか、現状は把握しておらず、管理状況は不明であるとの回答を得た。

更に、質問を通じて、固定資産を新たに購入した際に適時な固定資産台帳への登録や、除去した固定資産の適時な除去処理が実施されていないケースもあるとの回答を得た。

早期に固定資産の実査を実施すると共に、今後も定期的な現物確認を実施し、固定資産台帳と現物の整合を確認する必要がある。また、実査を通じて、既に廃棄された固定資産が発見された場合には、固定資産台帳から適時に当該固定資産を除外し、固定資産台帳の正確性を担保する必要がある。

## (2) 指定管理者に対する指導の徹底について

再委託業務に関するサンプルテストを実施するに際して、食肉センターの指定管理者である高松食肉事業協同組合に対して、再委託先の決定過程の確認をするために、食肉センター保守点検修繕業務、産業廃棄物収集運搬業務、内臓処理業務、出向事務委託に関する見積書の提出を依頼したところ、食肉センター保守点検修繕業務、産業廃棄物収集運搬業務、内臓処理業務に関する見積書を保管していないことが判明した。

見積書がなければ、再委託先の契約に対して、事後的に高松市職員が高松市の規則に乗っ取って適切に選定がなされているか否かを判断しようとしても、現状ではその過程を検証出来ない状況にある。また、高松市指定管理者制度運用基本指針-2- に従って見積書を複数社から入手していると回答を得たが、それも確認できない状況にある。

第三者による事後的な検査を実施するためには、入手した見積書の管理を徹底させるべきであり、高松市としても定期的な確認や指導を実施すべきである。

## 8. 意見

### (1) 備品を含めた固定資産管理に関する定期的な報告の実施について

現在の指定管理者との協定書上、高松市の所有する施設、設備、備品等の維持管理は、指定管理者が実施するという事になっているものの、建物台帳、工作物台帳、物品台帳に登録されている固定資産の有無確認状況や利用可能性の状況等を定められた報告書形式で報告するような規約はない。

その一方、7.指摘(1)で指摘したように、現状の建物台帳、工作物台帳、物品台帳が正確な固定資産台帳となっていない状況であるため、早期に全ての固定資産の有無の状況を確認した上で、当該報告書を作成する事も、現実的には困難であると考えられる。

そこで、将来的に正確な固定資産台帳が作成される事を前提として、当該固定資産台帳に登録されている固定資産の有無確認状況や利用可能性の状況等を指定管理者から報告書の形式で高松市に報告を実施させるような規定を明記し、固定資産の管理の徹底を図っていくことが望ましいと考える。

## (2) 将来に向けたあり方委員会の設置について

食肉センターは平成11年3月から業務を開始し、約20年が経過している。当該センターは、海岸沿いに立地していることや施設内の寒暖差を要因とした結露等の影響により、配電盤等の器機の老朽化や鉄製の扉等の浸食進捗が早い状況にある。そのため、建物や機械設備等に対する修繕や部分的な入替を実施しながら業務を継続している状況にある。

しかしながら、空調設備、給排水設備、衛生設備等の基幹設備や大型の機械設備に関しては、部分的な修繕や入替等の対応では、現状の機能を維持する事に限界があると判断される。

将来的には、大規模な施設の改修工事や設備の入替を実施しなければ、食肉センターの継続は困難である。このため、都度の施設や設備の入替の検討だけでなく、食肉センターをこのまま存続させるのか、坂出市にある株式会社香川県畜産公社に統合ができないか、更には、当センターでと畜された食肉が香川県全域に流通していることを踏まえ、それ相当の費用負担を高松市以外の市町にも要求できないか等も含めて検討する余地があると考え。検討方法は、様々な利害関係者が存在しており、また外部専門家の意見を幅広く徴収し検討をするため、食肉センターに関するあり方委員会を設置する事が望ましいと考える。

## VIII. 競輪事業特別会計

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業内容

競輪は、自転車競技法（昭和23年8月1日公布）に基づいて、都道府県と総務大臣の指定を受けた市町村（これらを競輪施行者という。）が主催する公営の自転車競技である。昭和25年6月5日に、高松市福岡町に高松競輪場が設置され、平成28年度で66周年を迎える。公営競技の本旨にのっとり、公正なレースの実施と事故防止に努め、競輪運営に万全を期して現在に至っている。

競輪事業の売上を通じて、産業の振興や社会福祉の増進、スポーツの振興などに多大な貢献を果たすとともに、平成28年度末までに406億円余りを高松市一般会計に繰り出すなど、地方財政の健全化に寄与している。

#### (2) 事業の根拠法

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

第1条（競輪の施行）

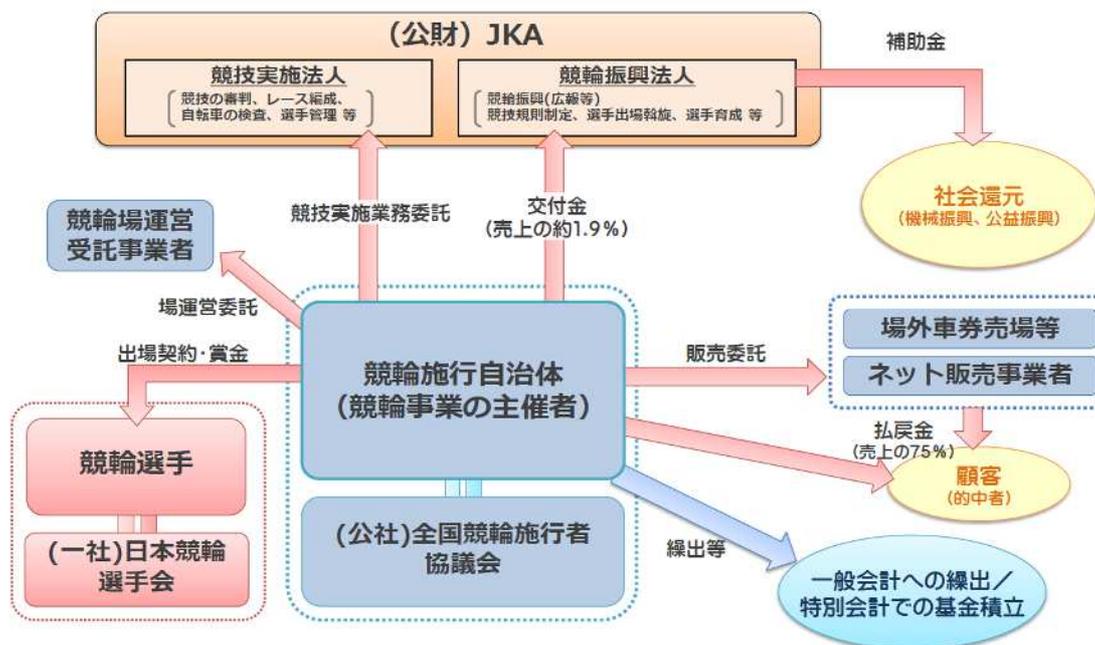
都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

### (3) 業務の流れと運営体制

高松競輪本場開催においては、年間1回の記念競輪と年間11回の普通競輪がある。競技の運営統括を公益財団法人JKAが行い、車券売上の75%が配当金に充てられ、残りの25%から運営委託費及び選手賞金等の開催運営費を差し引いたものが収益金となる。また、他場開催の場外発売は、レースのグレードにより定められた経費率を車券売上に乗じた場外車券売場貸付料と事務協力費を開催場に請求し、これも収益金となる。

車券売上		
75%	25%	
配当金	開催運営費	収益金

#### 競輪事業の運営体制



(出所：高松市提供資料及び経済産業省 HP 掲載資料「競輪・オートレース制度のしくみ」)

#### (4) 沿革

設備投資及び大型レースの開催にかかる沿革は下記のとおりである。

主な設備投資は、昭和45年12月に北スタンド、昭和47年11月に西スタンド、昭和57年4月に中央スタンドがそれぞれ新設され、現在の施設外装となっている。走路(バンク)に関しては、平成22年7月に全面改修され、現在の状況となっている。

近年のレースの開催状況は、平成26年2月に全日本選抜競輪(G)が、平成29年3月にはウィナーズカップ(G)などの大型レースが高松で開催されている。

昭和25年6月	全国第45番目の競輪場として設置許可
45年12月	北スタンド新設
47年11月	333.3mの競走路を400mに拡張、西スタンド新設
48年10月	第16回オールスター競輪開催
57年4月	中央スタンド完成
9月	第25回オールスター競輪開催
平成3年4月	電話投票開始
9月	第34回オールスター競輪開催
11年11月	自動発券機・払戻機導入 女性・キッズ休憩コーナー設置
12月	選手宿舎竣工
12年1月	第12回共同通信社杯競輪開催、イベント広場整備
11月	遊戯施設(チータカ広場)整備
13年12月	3連単・ワイドなどの新賭式導入
14年2月	第1回東西王座戦(西王座戦)開催
16年10月	第17回共同通信社杯競輪開催
21年2月	第8回東西王座戦開催
22年1月	走路全面改修工事(～22年7月)
26年2月	第29回全日本選抜競輪開催
27年11月	ミッドナイト競輪開催(高知競輪場借上げ)
29年3月	第1回ウィナーズカップ開催

(出所：市提供資料「第1回検討委員会資料」より)

また、様々な角度から本市競輪事業の将来像について議論するため、有識者等による検討委員会を設置し、平成29年8月に第1回高松市競輪事業検討委員会を開催している。

## (5) 施設の状況と役割

高松競輪場内の配置図は下記の通りである。



(出所：市提供資料「第1回検討委員会資料」より)

投票所は全部で6カ所あり、投票券の発券・払戻しは全て自動販売機等で行う。駐車場(場内2ヶ所・周辺1ヶ所)は1,124台が収容可能である。その他、30室ある選手宿舎(平成11年完成)も敷地内に建設されている。

スタンドは建設後35年から47年を経過しており、老朽化が進むとともに、耐震性が問題となっている。特に西スタンドは、震度6強~7の揺れに対して、倒壊の危険が高いとされていることから、現在は立ち入り制限等が行われている。

## (6) 主な利用料

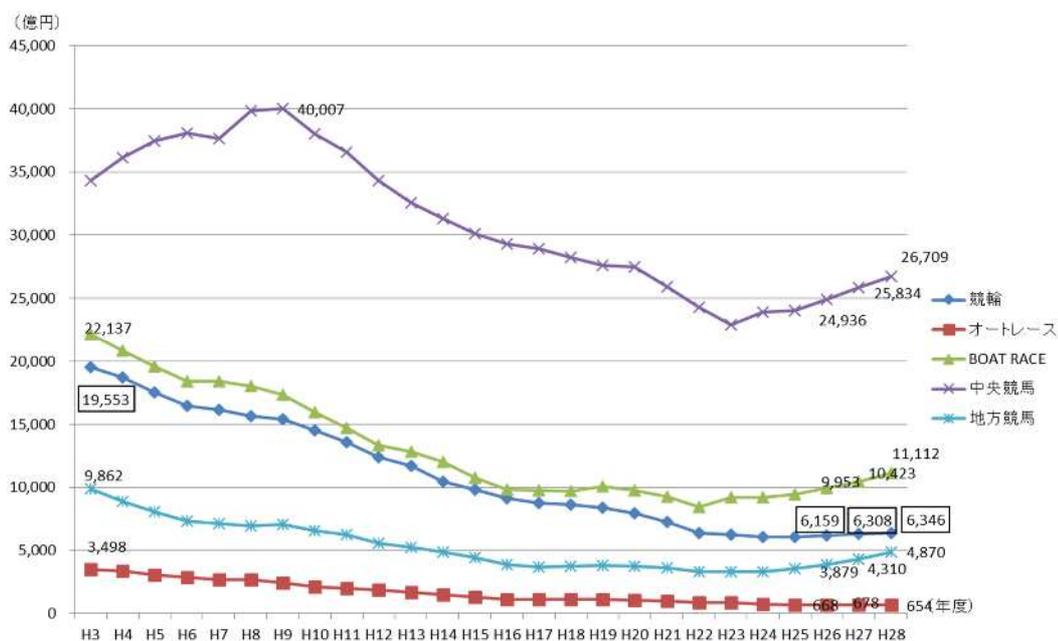
一般入場料は無料で、未成年でも競輪場へ入場できるが、投票券(車券)の購入は20歳以上の者が可能である。

本競輪場でのレース開催の際には、ゴール際の激戦を見ることができる特別観覧席(751席)が開放され、入場者は500円で利用することができる。

## (7) 推移

全国ベースでの公営競技の売上高の推移

競艇 (BOAT RACE) は平成 25 年度、中央競馬は平成 24 年度、地方競馬は平成 25 年度、競輪は平成 26 年度にそれぞれ増収に転化している。オートレースは低い水準で横ばい状況である。



(出所：市提供資料「第1回検討委員会資料」より)

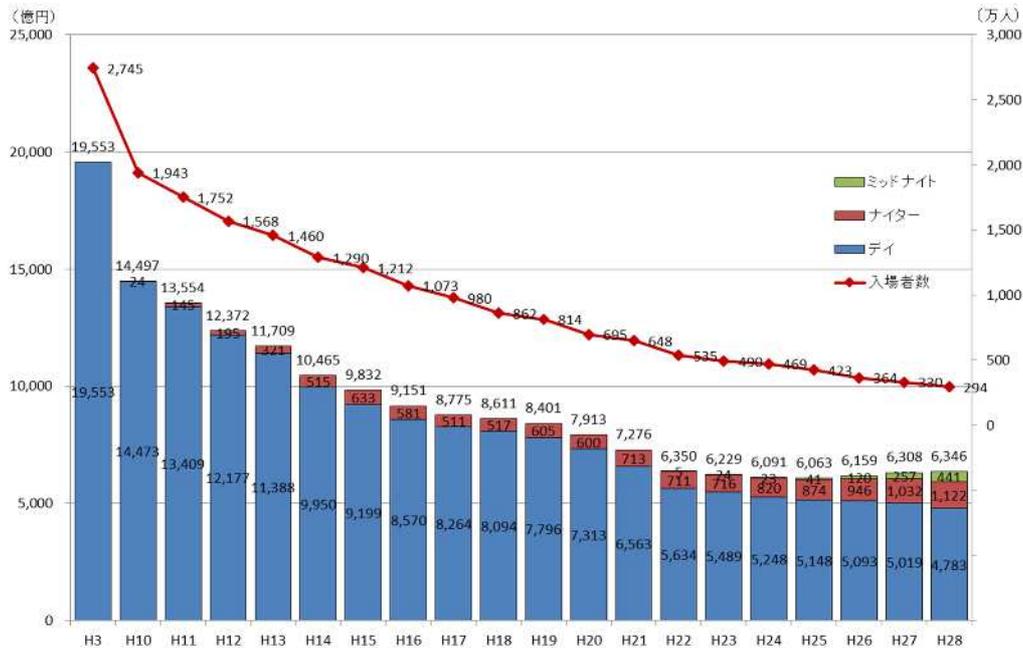
全国ベースでの競輪事業の車券売上高・入場者数の推移

ピークの平成 3 年以降、入場者数は年々減少している。ナイター競輪やインターネット販売のみのミッドナイト競輪が近年売上を伸ばしてきている。

ナイター競輪は午後 3 時台から午後 8 時台に行われるもので、平成 10 年度から始まった。

ミッドナイト競輪とは、午後 9 時過ぎから午後 11 時過ぎに観客を入れずに行われるもので、平成 22 年度から始まった。車券発売はインターネットのみのため、開催経費が抑えられ、収益性が高い。

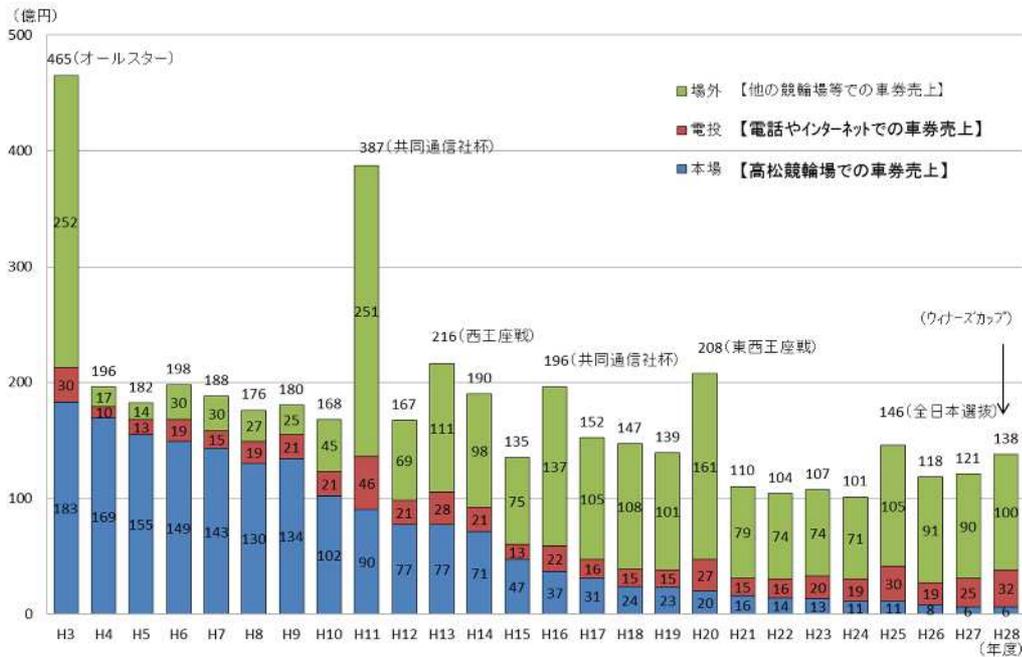
高松競輪場ではナイター設備等が整っていないことから、ナイター競輪・ミッドナイト競輪ともに開催できないが、ミッドナイト競輪は、近隣の競輪場 (玉野) の施設を借りて、開催している。



(出所：市提供資料「第1回検討委員会資料」より)

### 高松競輪の車券売上高の推移

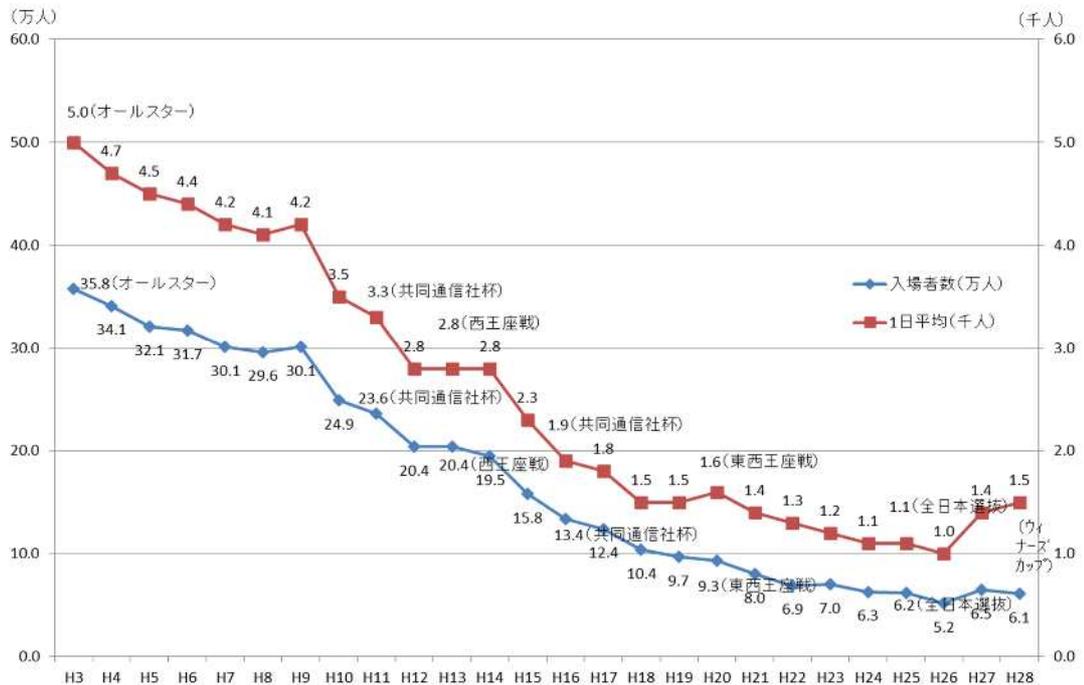
本場の売上は5%弱であり、ほとんどは場外や電話投票による売上である。



(出所：市提供資料「第1回検討委員会資料」より)

### 高松競輪の入場者数の推移

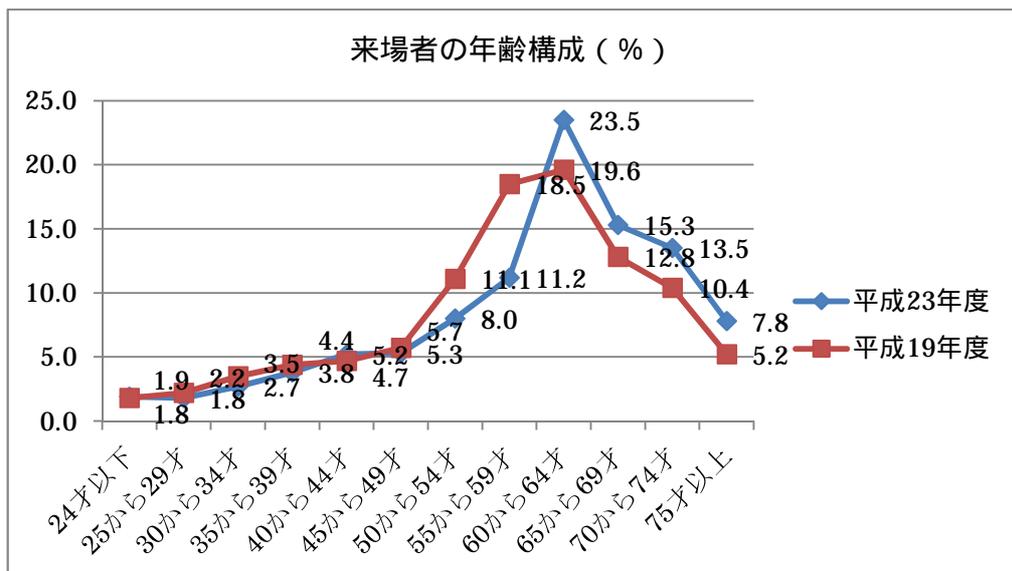
入場者数はピークの平成3年以降減少傾向であったが、平成24年度以降は低い水準で横ばい状況である。



(出所：市提供資料「第1回検討委員会資料」より)

### 来場者の年齢構成

全国的に、60歳から64歳が突出して多く、20・30代の若年層が少ない。

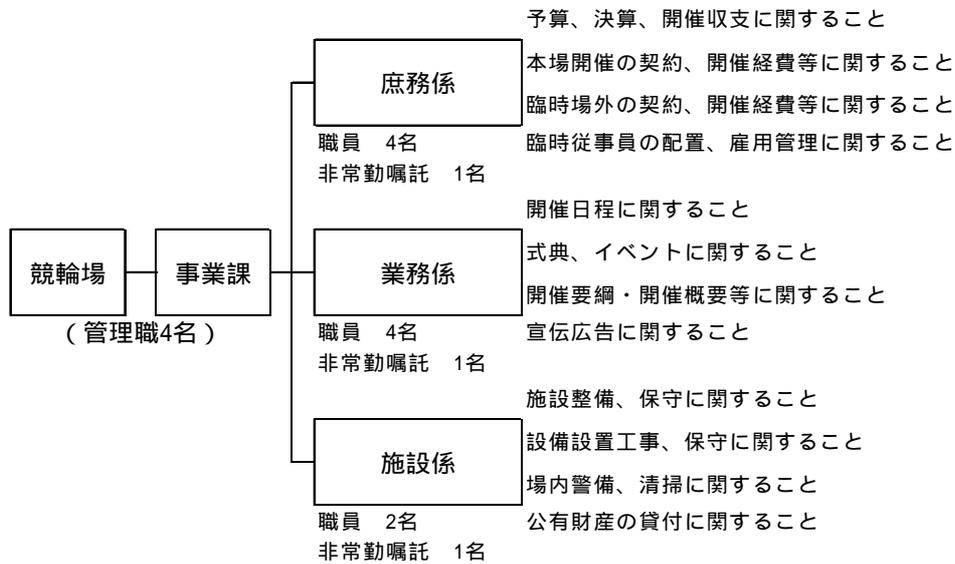


(出所：公益財団法人 JKA が実施した平成23年度競輪定点観測調査より)

## 2. 所管課及び組織図

高松市創造都市推進局

産業経済部競輪場事業課（17名）



（出所：高松市提供の資料を監査人が加工）

## 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

【事業勘定】

決算収支

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	10,886,944	15,470,377	12,764,760	13,056,808	14,771,172
B 歳出決算額	10,393,512	14,871,846	12,196,420	12,382,912	14,021,100
C 形式収支（A - B）	493,432	598,531	568,341	673,896	750,072
D 翌年度へ繰り越すべき財源	13,371	-	-	-	-
E 実質収支（C - D）	480,061	598,531	568,341	673,896	750,072
F 単年度収支（E - 前年度E）	154	118,470	30,190	105,555	76,176

歳入

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
事業収入	10,407,037	14,976,945	12,166,229	12,488,468	14,097,276
繰越金	479,907	493,432	598,531	568,341	673,896
計	10,886,944	15,470,377	12,764,760	13,056,808	14,771,172

歳出

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総務費	125,955	277,804	147,756	245,026	239,669
業務費	10,188,618	14,489,679	11,889,044	12,034,312	13,693,906
施設費	44,066	69,489	124,746	68,700	52,652
公債費	34,873	34,873	34,873	34,873	34,873
計	10,393,512	14,871,846	12,196,420	12,382,912	14,021,100

総務費の内訳

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
その他	115,955	127,804	127,756	145,026	139,669
一般会計繰出金	10,000	150,000	20,000	100,000	100,000
総務費計	125,955	277,804	147,756	245,026	239,669

(出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より)

(1) 歳入について

歳入は、事業収入と繰越金(余剰金)である。

歳入決算額は例年増加傾向にある。これは、特別な大型レースの開催や、平成27年度から他の競輪場を借り上げてのミッドナイト競輪の開催により、事業収入が好調であるためである。

事業収入は大きなレースの開催により変動する。特に平成25年度には全日本選抜競輪(G)が、平成28年度にはウィナズカップ(G)が開催されたことにより、事業収入が大きく伸びている。

繰越金は、高松市への繰出金を拠出した後の実質的な余剰金である。高松市の競輪事業は概ね黒字が継続しており、繰越金が年々増加している状況である。

(2) 歳出について

歳出決算額は、歳入決算額と同様に変動している。

総務費には、高松市への繰出金が含まれており、繰出金の多寡により変動している。また、総務費の内、繰出金を除く費用(その他)の推移を算出したところ、平成27、28年度に増加している。これは場外発売日数を増やしたことにより、非常勤嘱託職員を増員したことが影響している。

業務費は事業収入に対して概ね98%前後の割合で推移している。業務費には車券売上の75%に当たる配当金、その他運営委託費、開催運営費が含まれる。

施設費には、施設の修繕費及び設備工事が含まれる。平成26年度には無停電電源装置改修工事51,300千円及び冷温水機高温再生器等取替工事22,410千円が含まれており、多額となっている。

公債費は、平成11年12月に建設した選手宿舍新設工事の代金の支払いに充てるための借入金(地方公共団体金融機構)の返済で、平成29年度に完済する。

以上の結果、形式収支及び実質収支は、近年は増加している。なお、平成26年度の単年度収支は30,190千円と赤字であるが、これは市への繰出金20,000千円及び地方公共団体金融機構納付金(平成25年度全日本選抜競輪開催による売上増に伴う納付金)17,180千円を支出したことなどによるものである。

#### 4. 平成 28 年度の予算の執行状況

##### 収 入

(単位：千円)

科 目	予算額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収入率 (%)	
						対予	対調
車券発売収入	14,420,000	13,800,340	13,800,340	-	-	96%	100%
財産運用収入	334,363	207,691	206,233	-	1,459	62%	99%
諸収入	114,933	90,715	90,703	-	12	79%	100%
繰越金	7,887	673,896	673,896	-	-	8544%	100%
計	14,877,183	14,772,642	14,771,172	-	1,471	99%	100%

##### 支 出

(単位：千円)

科 目	予算額	支出額	繰越明許	不用額	執行率 (%)
総務費 (内、一般会計繰出金)	254,775 (100,000)	239,669 (100,000)	-	15,106	94%
業務費	14,500,986	13,693,906	-	807,080	94%
施設費	86,547	52,652	-	33,895	61%
公債費	34,875	34,873	-	2	100%
計	14,877,183	14,021,100	-	856,083	-
歳入歳出差引額 (千円)			750,072		

(出所：競輪場事業課作成資料より監査人が作成)

収入未済額は、売店貸付料の未収分である。これについては、「5.実施した手続  
(4) 収入未済への対策について」で検討している。

また、予算を超えた支出は見受けられない。

## 5. 実施した手続

### (1) 高松市競輪事業経営改善計画について

平成 15 年度の包括外部監査にて「競輪事業の収入減という全国的傾向を踏まえ、増収策及び経費削減策を具体的に織り込んだ経営改善計画を策定する必要がある」との指摘がなされている。背景としては全国的に競輪事業規模が減少する中で、一般会計への繰出金が計上できなかつたことがあつたことから、この結果を受けて市は平成 16 年 12 月に高松市競輪事業経営改善計画を策定している。なお、当計画の策定以降、事業の遂行に伴い数値の更新や見直しがなされ、最終版は平成 19 年 3 月付で作成されている。経営の状況については計画策定後、経済環境常任委員会の定例会にて随時評価・検討されており、平成 19 年度決算では一般会計への繰出金を計上し、計画策定の目的を達成している。

平成 19 年 3 月付の高松市競輪事業経営改善計画の閲覧を行った。当時の課題を確認し、今後の取り組みとして様々な施策の記載があつたが、計画期間や目標設定はなく、記載内容としては今後の方針といった印象で経営改善計画としては不十分な内容であつた。例えば経費を削減するのであれば何%削減するか、何円削減するかといった目標の記載がなく、客観的に計画の達成度合いについて評価することが難しいものであつた。

また、経済環境常任委員会の平成 20 年第 1 回（3 月）定例会議事録の閲覧を行った。高松市競輪事業特別会計の経営改善への取り組みと一般会計への繰出しを評価している旨の記載を確認したが、高松市競輪事業経営改善計画の達成度合いについての記載については確認できなかった。

これについて、「8. 意見（1）事業経営計画作成時の目標設定と実績の評価について」に意見を記載した。

### (2) 基金の早期積立について

競輪事業では、施設の老朽化と耐震性の欠如が大きな課題と考えられている。施設を視察したところ、老朽化はかなり進んでおり、震災時に倒壊の危険が高いとされている西・北スタンドも簡易な立ち入り制限がなされている。周辺住民への不安も懸念されることから、補強若しくは撤去などの施設整備については早期に対策を行う必要があることは有識者からも指摘されている。

将来において大規模修繕若しくは保全に係る費用が必要となるにもかかわらず、これまで黒字経営でありながら、条例で基金が設定されていなかったため、修繕積立基金は積まれていない。これについて、「8. 意見（2）基金の早期積立について」に意見を記載した。

### (3) 固定資産の管理

高松市公有財産事務取扱規則に従い、建物台帳と土地台帳が作成されていることを確認した。また、備品に関しても、表計算ソフトを利用して備品台帳を作成していることを確認した。

建物台帳、土地台帳、備品台帳に基づいて担当者に質問を実施したところ、建物及び土地に関しては、過去に除却や売却を実施したことはないため、登録情報と現物に関しては差異がないとの認識であったが、備品の実査に関しては定期的に実施していないとの回答を受けた。

また、施設内を視察している際に、備品管理シールが添付されていない備品が設置されていることを確認した。当該要因を質問したところ、現有する備品の中には競輪場事業課が購入した資産とリース資産があり、当該資産の種類によって取り扱いが異なるとの説明を受けた。また、競輪場事業課が購入した資産に対して網羅的に備品管理シールが添付されていない可能性がある旨の説明を受けた。

そこで、早期に備品の実査を実施すると共に、今後も定期的な現物確認を実施して、備品台帳と現物の整合性を確認する必要があると考える。また、実査を通じて、既に除却された備品が発見された場合には、備品台帳から適時に当該備品を除外し、備品台帳の正確性を担保する必要があると考える。これについて、「7. 指摘(1) 備品の管理について」に意見を記載した。

### (4) 収入未済への対策について

競輪事業における収入として、車券発売収入(場内・場外) 特別指定席利用料、払戻金時効収入といった競輪実施による収入のほか、売店貸付料や競輪場用地貸付料といった付随収入がある。この売店貸付料について滞納が発生しており、滞納額の推移は以下のとおりである。

	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 29 年 9 月
滞納額	406 千円	1,160 千円	1,459 千円	1,154 千円

(出所：競輪場事業課作成資料より監査人加工)

当該売店事業者は支払の意思を示し、支払できる範囲で支払を続けており、競輪場事業課職員も訪問での状況確認を続けている。今後も引き続き回収を進めるとのことであるが、現在の状況が続けば滞納額が膨らみ、将来的に市に多額の回収不能債権が残るおそれがある。これについて、「8. 意見(3) 収入未済への対策について」に意見を記載した。

(5) 業者への委託について

競輪場では車券発売や広告宣伝、競輪場管理など多様な業務について委託を行っている。主な委託内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

款	目	細目	支出額
業務費	開催費	場外車券売場借上費等	903,888
業務費	開催費	公益財団法人 JKA 委託費	190,134
業務費	開催費	全国競輪施行者協議会分担金	29,990
業務費	開催費	広告宣伝費	28,946
業務費	開催費	選手宿舍費	23,295
施設費	競輪場管理費	空調設備保守点検費等	19,282
業務費	開催費	ごみ収集、場内等清掃費	7,873
業務費	開催費	場内等警備費	18,315
業務費	開催費	車券発売機等保守点検費	18,264

(出典：高松市競輪事業特別会計 平成 28 年度歳出予算執行状況資料  
における委託料のうち 500 万円以上を中心に抽出し監査人加工)

前表の委託業務のうち主要なものについて、競輪場事業課より説明を受けるとともに、必要に応じて契約書、業務完了届、請求書、検収調書、支出命令書等の資料の閲覧を行った。

場外車券売場借上費等

高松市が開催する競輪の臨時場外車券売場として、各地域の競輪場をはじめとする車券売場やその付属施設・設備を賃借し、車券発売を委託するものである。委託先は各地域の競輪場やサテライト、オッズパーク等である。場外車券発売に係る業務委託料は、各売場の売上に応じた割合が定められており、開催ごとに委託料を支払っている。

公益財団法人 JKA 委託費

競輪競技運営業務、競輪開催業務といった競輪実施業務を公益財団法人 JKA に全面委託している。委託契約で定められた方法により算定された金額（固定ではなく売上に応じて決定）を同法人に支払っている。

全国競輪施行者協議会分担金

サイクルテレホン事務センターの運営業務を公益社団法人全国競輪施行者協議会が行っており、運営委託費を同法人に支払っている。

## 広告宣伝費

平成 28 年度は、第 1 回ウィナーズカップ( G )のイベント等の企画・設営・運営業務や、ガールズケイリン式典業務、パンフレット制作、開催宣伝用ポスター制作等において委託を行っている。内容に応じてプロポーザル若しくは指定業者からの見積合せにより業者決定している。実施後は完了届を受領するとともに、イベントについては、写真等を載せた報告書をイベントごとに委託業者より受領し、業務内容の検収作業を行っている。その際、改善事項があれば把握し、次のイベントに活かしている。

## 選手宿舍費

高松競輪場選手宿舍の給食及びこれに附帯する業務や、高松競輪場選手宿舍寝具取替業務などを委託している。前者についてはプロポーザルを実施しているが、後者については公益社団法人高松市シルバー人材センターへ随意契約を行っている。

前者のプロポーザルにおいて、募集要項の提出書類として、決算の確定している直近の営業年度に係る決算報告書、貸借対照表及び損益計算書の提出が求められている。本庁の関連課と共に、これらを検討の上、委託先を決定しているとのことであった。

後者の随意契約については、随意契約の理由が公表されており、高松市に所在する「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定めるシルバー人材センターであり、見積価格があらかじめ定めた予定価格の範囲内であるため、とのことである。

## 空調設備保守点検費等、ごみ収集・場内等清掃費

主に空調設備、消防設備、電気設備、清掃業務、給排水設備の保守点検業務が含まれている。

空調設備の保守点検業務については、中央スタンド、西スタンド、東入場門とそれぞれ別の業者に委託を行っている。一括発注や複数年発注を行うことにより事務手続きの削減や委託金額の削減が図れる可能性を検討することが望まれる。これについて、「 8 . 意見 ( 4 ) 業務委託の発注方法の見直しについて」に意見を記載した。

清掃業務については、場内清掃業務、競走路清掃及び場内植栽等管理清掃業務をそれぞれ公益社団法人高松市シルバー人材センターへ随意契約を行っている。随意契約理由は と同様である。

また、清掃業務には上記委託のほか、選手管理棟及びプレスセンターの清掃や中央スタンド等の環境衛生業務などの類似業務があり、空調設備の保守点検業務と同様に、一括発注により事務手続きの削減や委託金額の削減が図れる可能性を検討することが望まれる。これについて、「 8 . 意見 ( 4 ) 業務委託の発注方法の見直しについて」に意見を記載した。

消防設備の保守点検業務や電気設備の保安管理業務についても、点検項目が概ね決まっており、年度によって委託内容に大幅な変更が予定されていないのであれば、複数年発注を行うことにより事務手続きの削減や委託金額の削減が図れる可能性を検討することが望まれる。これについて、「8 . 意見（4）業務委託の発注方法の見直しについて」に意見を記載した。

また、消防設備や電気設備の点検結果については、点検の都度、点検報告書を点検委託業者より受領している。保守委託業者はこの点検結果をもとに保守修繕を行っているが、過年度に不具合があると判定された事項について、翌年度以降に対応完了したかどうかの消し込みが網羅的に行われず、不具合の解消が行われたかどうかを適時に把握できていない状況であった。発見された不具合に対して網羅的に対応できていることが把握できる体制を整えるべきである。これについて、「7 . 指摘（2）消防設備や電気設備の点検結果のフォローについて」に指摘を記載した。

#### 場内等警備費

警備内容は競輪場の通常の警備業務（火災、盗難、破壊、破損等の防止や不当不良行為の予防発見を目的とした警備員の配置や巡回、トラブル処理等）のほか、自衛警備（競輪開催の公正安全の確保、暴力団・ノミ屋等の不法行為者の排除等）がある。前者については、一般競争入札により民間事業会社へ委託しているが、後者については特殊業務を中心とした委託業務内容であり、警察と連携が取れ、過去においても警備実績のある高松競輪場自衛警備協会に業務委託を行っている。

後者について、業務委託内容が特殊であることから現委託先を特定し随意契約を行っており、特命随意契約（競争入札によらず1者を特定し行った契約）に該当する。しかし、高松市特命随意契約公表要領に定められた随意契約の理由等の公表が行われていなかった。要領に従って公表を行うべきである。これについて、「7 . 指摘（3）随意契約の理由等の公表について」に指摘事項を記載した。

#### 車券発売機等保守点検費

高松競輪場では日本ベンダーネット株式会社のトータリゼータシステムを導入しており、その機械の特殊性から車券発売機の保守点検も同社に委託している。車券購入時の不具合に即座に対応するため、車券発売時には対応員が高松競輪場に常駐して対応している。

#### (6) 日々の売上金、払戻金等の現金の管理について

競輪事業で使用する現金の日々の流れについてヒアリングを実施し、また場内を視察して現金の保管・管理状況を確認すると共に、日次の売上、払い戻しなど現金の流れを把握する資料の閲覧を行った。また、一時的に場内金庫に保管するケースがあるため、当該金庫についても視察を実施した。

現金の運搬や保管については厳重なセキュリティの下で実施されていることに加え、一日の売上や払い戻しについてはシステムで管理されている。各投票所の払戻資金受払簿や資金総括表など日々の現金の流れを確認する資料を閲覧し、システム上の現金の流れと実際の現金の流れが一致していることを確認している証跡があった。また、最終的に現金は銀行には運搬されるが、銀行においても上記の資料と現金の一致を確かめ、差異があれば早急に報告され、原因の究明が行われる。

システムを導入し、発券機も自動化している現在の体制となってから銀行から現金の差異が発生した旨の報告は無いとのことである。

#### (7) 事務所内の有価物の管理について

事務所内には小口現金は無く、有価物としては切手のみである。切手の出納を記載した郵便切手受払表の閲覧を行うと共に、月次で残高確認を実施している。

#### (8) 外郭団体の各種業務の管理について

平成 24 年度包括外部監査にて下記のような意見があった。

処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成すると共に、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。
--

(平成 24 年度包括外部監査報告書より抜粋)

競輪事業の管理下にある外郭団体である高松競輪場自衛警備協会、高松市競輪場臨時従事員共済会、高松けいりんファンクラブといった外郭団体について上記のような処務規程の作成の他に監事監査チェックリストの作成などが意見として挙げられていた。措置状況についてヒアリング及び関連資料の閲覧を行った。各外郭団体に対して同様に作成・実施されるこれらの業務について、措置状況として上記の処務規程について一部未了のものがあつた。各外郭団体に対応する競輪事業での管理担当係がそれぞれ別であるとしても、これらは外郭団体の管理事項として共通の規則、様式を作成し管理することが望まれる。これについて、「8.意見(5)外郭団体管理の共通化について」に意見を記載した。

## 6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

競輪場事業課においては、平成 11 年度の包括外部監査での指摘及び意見が 2 件、平成 13 年度 1 件、平成 15 年度 11 件、平成 24 年度 40 件あったが、全て未措置であった。そのうち、重要と思われるものについては、ヒアリング等を行い「5. 実施した手続」にその内容を記載した。

なお、平成 24 年度の 40 件は、全て関係諸団体（共済会、ファンクラブ等）に関するもので、今回の監査対象である競輪事業に関するものはなかった。

## 7. 指摘

### (1) 備品の管理について

早期に備品の実査を実施すると共に、今後も定期的な現物確認を実施して、備品台帳と現物の整合を確認する必要があると考える。また、実査を通じて、既に除却された備品が発見された場合には、備品台帳から適時に当該備品を除外し、備品台帳の正確性を担保する必要がある。

また、競輪場事業課に所有権がある備品とそうではない備品とを明確に判断できる状態にする必要がある。

### (2) 消防設備や電気設備の点検結果のフォローについて

消防設備や電気設備の点検結果について、点検の都度、点検報告書を点検委託業者より受領している。保守委託業者はこの点検結果をもとに保守修繕を行っているが、予算面や開催日程面で翌期以降にずれこむことがある。ただし、過年度に不具合があると判定された事項について、翌年度以降に対応完了したかどうかの消し込みが網羅的に行われず、不具合の解消が行われたかどうかを適時に把握できていない状況であった。

不具合が放置された場合、事故につながる可能性があるため、例えば不具合事項をまとめた一覧表を作成し、消込を行うなど、発見された不具合に対して網羅的に対応できていることを把握できる体制を整えるべきである。

### (3) 随意契約の理由等の公表について

競輪場の自衛警備（競輪開催の公正安全の確保、暴力団・ノミ屋等の不法行為者の排除等）については、特殊業務を中心とした委託業務内容であり、警察と連携が取れ、過去においても警備実績のある高松競輪場自衛警備協会に業務委託を行っている。その際、業務委託内容が特殊であることから現委託先を特定し随意契約を行っており、特命随意契約（競争入札によらず 1 者を特定し行った契約）に該当する。しかし、高松市特命随意契約公表要領に定められた随意契約の理由等の公表が行われていなかった。要領に従い公表を行うべきである。

## 8. 意見

### (1) 事業経営計画作成時の目標設定と実績の評価について

平成 19 年 3 月付の高松市競輪事業経営改善計画の閲覧を行った。当時の課題を確認し、今後の取り組みとして様々な施策の記載があったが、計画期間や目標設定はなく、記載内容としては今後の方針であり、経営改善計画としては不十分な内容であった。例えば経費を削減するのであれば何%削減するか、何円削減するかといった目標の記載がなく、客観的に計画の達成度合いについて評価することが難しいものであった。

また、経済環境常任委員会の平成 20 年第 1 回（3 月）定例会議事録の閲覧を行った。高松市競輪事業特別会計の経営改善への取り組みと一般会計への繰出しを評価している旨の記載を確認したが、高松市競輪事業経営改善計画の達成度合いについての記載については確認できなかった。

経営計画には、達成度を客観的に把握できる目標を設定することで、計画に対する実績評価及び今後の活用に資すると共に、計画そのものの実現可能性を評価し、次の計画作成の際にその精度を向上させることができる。また、当初計画時に想定できなかった事案が発生した場合には、計画を適宜更新する必要がある。

また、高松市の競輪事業の今後の在り方については、平成 29 年 8 月に有識者等による高松市競輪事業検討委員会が発足しているが、計画での目標設定、数値での実績の客観的な評価等、経営状況についての情報を提供することにより、委員会での議論の手助けとなる。

さらに、近年は施設への投資等の課題はあるものの、一般会計への繰り出しが実施できる状態となっている。これは競輪事業の事業自体は縮小しているものの、それ以上に経費削減を達成したという競輪事業の成果の一つである。過年度の実績や計画値、近年どのような成果があったかを数値的に示すことで、競輪事業の運営について検討委員会や高松市のみならず高松市民への説明の一助となる。

なお、競輪事業は公益財団法人 JKA が中心となり、全国的に高度にネットワーク化された運営となっている。したがって、高松市競輪事業経営改善計画を策定するにあたっては、JKA 及び他の競輪場等の動向を踏まえて策定することが必要と考えられる。

今後経営計画作成の際には、全国的な競輪事業の動向も踏まえ、その対象期間、達成度が客観的に説明できる目標値の設定を行い、適宜実績の評価を実施していくことが望まれる。

## (2) 基金の早期積立について

競輪事業は将来において大規模修繕若しくは保全に係る費用が必要となるにも関わらず、施設整備についての修繕積立基金は積み立てられてこなかった。平成 29 年 3 月 30 日に「高松市競輪事業施設整備基金条例」を公布及び施行していることから、今後の事業計画にそって基金を早急に積み立てることが望ましい。

また、平成 29 年 8 月より高松市の競輪事業の今後の在り方について、高松市競輪事業検討委員会にて検討を開始している。今後の事業展開としては、大きく分けて再開発・維持・廃止の 3 パターンが想定されるが、いずれも費用がかかる。高松市競輪事業検討委員会の意見も踏まえ、将来的に一般会計からの繰入（市民の税金投入）とならないよう、早急に基金を積み立てることが望ましい。

## (3) 収入未済への対策について

売店貸付料について一部滞納が発生しており当該売店事業者は返済の意思を示し、返済できる範囲で返済を続けており、競輪場事業課職員も訪問での状況確認を続けている。引き続き回収を進めるとのことであるが、現在の状況が続けば滞納額が膨らみ、将来的に市に多額の回収不能債権が残るおそれがある。滞納額の上限を設定し、上限を超えた場合には売店貸付を停止する、担保の設定をするといった取り決めを売店事業者と交わすなど、滞納額が膨らまないような対策を検討して講じることが望まれる。

## (4) 業務委託の発注方法の見直しについて

空調設備の保守点検業務について、中央スタンド、西スタンド、東入場門とそれぞれ別の業者に委託を行っている。一括発注や複数年発注を行うことにより事務手続きの削減や委託金額の削減が図れる可能性があるため、一括発注や複数年発注の可能性の検討を含む発注方法の見直しを検討することが望まれる。

また、清掃業務について、選手管理棟及びプレスセンターの清掃や中央スタンド等の環境衛生業務などの類似業務がある。空調設備の保守点検業務と同様に、一括発注を行うことにより事務手続きの削減や委託金額の削減が図れる可能性があるため、一括発注の可能性の検討を含む発注方法の見直しを検討することが望まれる。

さらに、消防設備の保守点検業務や電気設備の保安全管理業務について、点検項目が概ね決まっており、年度によって委託内容が大幅な変更が予定されていないのであれば、複数年発注を行うことにより事務手続きの削減や委託金額の削減が図れる可能性があり、複数年発注の可能性の検討を含む発注方法の見直しを検討することが望まれる。

#### (5) 外郭団体管理の共通化について

競輪事業の管理下にある外郭団体の管理は、高松競輪場自衛警備協会は施設係、高松市競輪場臨時従事員共済会は庶務係、高松けいりんファンクラブは業務係が行っている。過年度に包括外部監査の意見を受けて、外郭団体の処務規程の作成などの対応を行っているものの、措置状況として一部未了のものがあった。管理担当係がそれぞれ別であるとしても、競輪事業で管理しているということで共通しているため、規程作成、報告様式など共通化可能なものは共有し、運用することで業務効率化を図ることが望まれる。

## IX. 卸売市場事業特別会計

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業内容

卸売市場法第 8 条に基づき農林水産大臣の認可を受けて、市民生活に密着した生鮮食料品等の適正な価格形成と安定的供給を図るため、青果物・水産物及びこれらの加工品など生鮮食料品の流通拠点としての中央卸売市場の管理・運営を実施している。

また、卸売市場法第 55 条に基づき香川県知事の許可を受けて、市民生活に密着した花き等の適正な価格形成と安定的供給を図るため、花き及びこれらの加工品などの流通拠点としての公設花き地方卸売市場の管理・運営を実施している。

#### (2) 事業の根拠法

卸売市場法

##### 第 3 章 中央卸売市場

第 8 条(開設の認可) 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林水産大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

- 1 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの

##### 第 4 章 地方卸売市場

第 55 条(開設の認可) 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

##### 高松市中央卸売市場設置条例

高松市における生鮮食料品の流通の適正かつ円滑をはかるため、卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)の規定に基づき、高松市中央卸売市場を高松市瀬戸内町 30 番 5 号に設置する。

##### 高松市公設花き地方卸売市場設置条例

高松市における花きの取引の適正化並びに生産及び流通の円滑化を図るため、卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)の規定に基づき、高松市公設花き地方卸売市場を高松市西町 12 番 1 号に設置する。

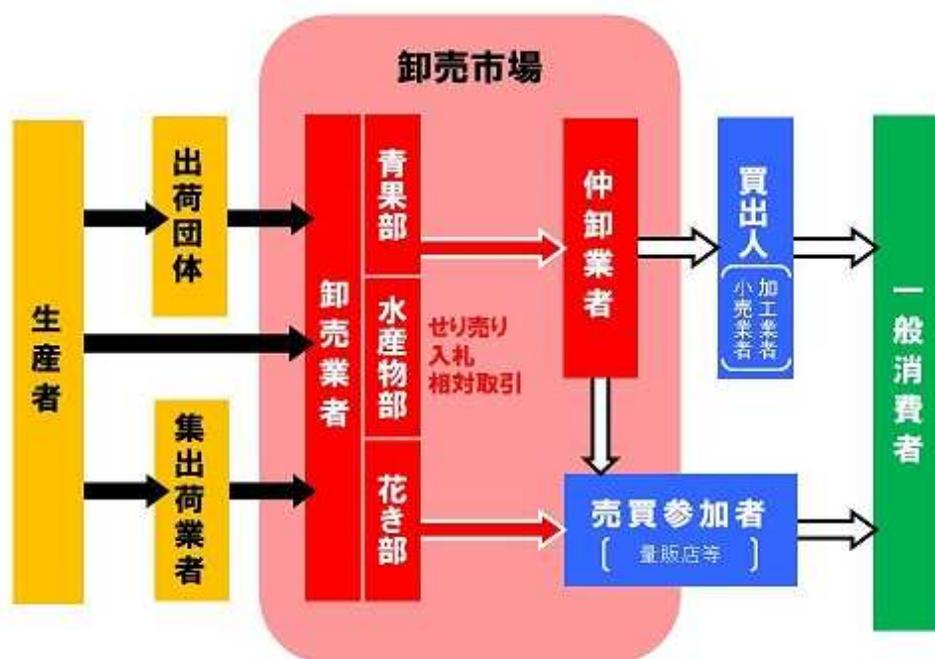
### (3) 沿革

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| 昭和 42 年 3 月                   | 全国で 25 番目の中央卸売市場として業務を開始                      |
| 昭和 56 年 3 月                   | 国の第 2 次卸売市場整備計画に基づき市場の拡張整備を行い、現在の施設が完成        |
| 昭和 60 年 4 月                   | 国の第 3 次卸売市場整備計画に基づき、全国で 9 番目の花き部を開設           |
| 平成 23 年 3 月                   | 国の第 9 次卸売市場整備計画により、「施設の改善が必要と認められる中央卸売市場」とされる |
| 平成 23 年 10 月<br>~ 平成 24 年 9 月 | 施設老朽化で耐震診断実施結果を受け、市場再整備の方向性が明確になる。            |
| 平成 27 年 4 月                   | 花き部については公設地方卸売市場としての営業を開始                     |
| 平成 27 年 12 月                  | 「高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画」を策定。                   |
| 平成 29 年 2 月                   | 青果棟の移転候補地を高松市朝日町三丁目として定める。                    |

全国的には、食品流通を取り巻く情勢の変化から、中央卸売市場のあり方や再編が検討されているが、高松市では、「瀬戸内の食の発信拠点」として、魅力と活力にあふれた機能的で持続可能な新しい市場を目指して、再整備の計画が進められている。

#### (4) 市場関係者の役割と流通の仕組み

開設者	施設の維持・管理、業務の許認可など、正しい取引が行われるよう指導、監督します。
卸売業者	生産者から販売を委託されたり、買付した生鮮食料品をせり売りや相対売りによって、仲卸業者や売買参加者に販売します。
仲卸業者	卸売業者から仕入れた品物を市場内の店舗で仕分け、調整して、売買参加者や買出人に販売します。
売買参加者	卸売業者の行うせりや相対売りに参加できる魚屋、八百屋、花屋、スーパーマーケットなどです。
関連事業者	市場を利用する人たちの利便をはかるため、市場内の店舗で金融、運送、飲食、物品販売などを営む業者です。
買出人	仲卸業者から必要な品物を買入れ、市場外の店舗で一般消費者に販売する小売店、食堂、料理屋、加工業者などです。



(出所：高松市ホームページより)

(5) 主な施設の概要

主要な設備

高松市中央卸売市場

ア) 青果部

棟 別	構 造	延床面積	主な施設とその面積	
青 果 棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建塔屋付	16,457 m <sup>2</sup>	卸売場	8,328 m <sup>2</sup>
			仲卸売場	2,520 m <sup>2</sup>
			買荷保管積込所	3,295 m <sup>2</sup>
			倉庫(中2階)	(720 m <sup>2</sup> )
			業者事務所	1,980 m <sup>2</sup>
			その他	334 m <sup>2</sup>
			屋上駐車場(	8,740 m <sup>2</sup> )

イ) 水産物部

棟 別	構 造	延床面積	主な施設とその面積	
水 産 物 棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造 3階建塔屋付	11,731 m <sup>2</sup>	卸売場	2,869 m <sup>2</sup>
			仲卸売場	1,481 m <sup>2</sup>
			買荷保管積込所(	740 m <sup>2</sup> )
			倉庫 (	46 m <sup>2</sup> )
			業者事務所	1,631 m <sup>2</sup>
			その他	442 m <sup>2</sup>
			2階駐車場	5,308 m <sup>2</sup>
			(スロープ	691 m <sup>2</sup> )
			屋上駐車場 (	2,978 m <sup>2</sup> )

高松市公設花き地方卸売市場

棟 別	構 造	延床面積	主な施設とその面積	
花 き 棟	鉄骨造り及び鉄筋コンクリート造2階建	3,306 m <sup>2</sup>	卸売場	1,529 m <sup>2</sup>
			仲卸売場	181 m <sup>2</sup>
			業者事務所	674 m <sup>2</sup>
			関連商品売場	50 m <sup>2</sup>
			買荷保管積込所	56 m <sup>2</sup>
			( 庇下	598 m <sup>2</sup> )
			定温保管施設	61 m <sup>2</sup>
			その他	755 m <sup>2</sup>

(出所：市提供資料より)

(6) 主な市場使用料

市場使用料は、売上高割と面積割の徴収方法があり、原則として卸売業者については、売上高割と面積割の併用により、仲卸業者、関連事業者等については面積割により徴収することとされている。(市提供資料の「市場使用料について(農林省食品流通局市場課)」より)

卸売業者

種 別	使 用 料	
	中央卸売市場	公設花き地方卸売市場
卸売業者市場使用料	卸売金額につきその額の1,000分の3に相当する額	卸売金額につきその額の1,000分の3に相当する額
	加工食料品、植物性乾物及びその加工品その他食品並びにすり身、餌(じ)料及び稚魚に限り、1,000分の1に相当する額	
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額134円	1平方メートルにつき 月額134円

仲卸業者

種 別	使 用 料	
	中央卸売市場	公設花き地方卸売市場
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額1,101円	1平方メートルにつき 月額1,101円

(出所：市提供資料「市場概要 平成29年度版」より)

## (7) 年度別取扱高の推移（買付及び委託の合計）

大品目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度 構成比
青果部	数量(t)	71,604	68,391	64,661	63,105	61,358	
	金額(千円)	15,182,185	15,639,825	15,041,412	16,274,529	16,688,285	48.4%
水産物部	数量(t)	20,461	19,361	20,761	19,964	20,321	
	金額(千円)	14,455,822	14,747,173	15,332,389	15,591,015	15,758,211	45.7%
花き部	数量	(切花と枝物、鉢物により単位が異なるため集計を省略。)					
	金額(千円)	1,845,045	1,880,664	1,903,727	2,035,391	2,060,914	6.0%
総合計	数量(t)	92,065	87,752	85,422	83,069	81,679	
	金額(千円)	31,483,052	32,267,662	32,277,528	33,900,935	34,507,410	100.0%

(出所：市提供資料「市場概要 平成 29 年度版」より監査人が加工)

当市場の取扱高の状況は、全国の卸売市場と同様に全体的に減少傾向であるが、個々の理由により単価は上昇傾向であるため取扱金額は上昇している。

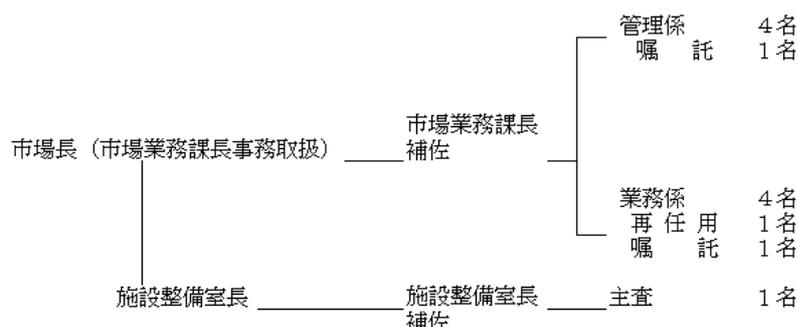
青果部の取扱数量は減少傾向である。野菜や果物は魚と比較して遠路対応ができることから大都市圏へ流れていっていると考えられる。一方、数量の減少に伴い単価は上昇しており、直近の取扱金額は上昇している。

水産物部の取扱数量は、数 10 年前と比べて低い水準で横ばい状態が続いている。漁師が減ったことで漁獲量が減少したためと考えられる。一方、魚が取れないことから需要者への価値が高まり、単価は上昇し、取扱金額は増加している。

花き部の取扱数量は、比較的安定している。当市場を通しての売買は高松市全体量の 7 割程度であり、近年、流通構造に大きな変動がないためと考えられる。また、品種改良など生産者の努力により単価も徐々に上昇し、取扱金額は増加している。

## 2. 所管課及び組織図

高松市創造都市推進局 産業経済部



### 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

#### 【事業勘定】

#### 決算収支

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	431,304	382,466	382,094	404,116	396,414
B 歳出決算額	431,304	382,466	382,094	404,116	396,414
C 形式収支（A - B）	-	-	-	-	-
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支（C - D）	-	-	-	-	-
F 単年度収支（E - 前年度E）	-	-	-	-	-

#### 歳入

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
使用料及び手数料	260,083	263,791	265,135	268,149	268,460
繰入金	60,231	27,986	22,513	46,084	43,314
諸収入	82,716	90,689	94,446	89,883	84,640
国庫支出金	6,874	-	-	-	-
市債	21,400	-	-	-	-
計	431,304	382,466	382,094	404,116	396,414

#### 繰入金の内訳

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法定	60,231	27,986	22,513	46,084	43,314
法定外	-	-	-	-	-
計	60,231	27,986	22,513	46,084	43,314

#### 歳出

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総務費	123,905	117,532	122,204	140,354	138,387
施設費	229,508	186,368	181,201	184,339	177,293
公債費	77,891	78,566	78,689	79,423	80,734
計	431,304	382,466	382,094	404,116	396,414

（出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より）

### (1) 歳入について

使用料及び手数料について、市場での取扱高は年々減少傾向であるが、価格が上昇していることから取扱金額を基準とした市場使用料は安定的に推移している。

繰入金は、実質的な赤字であり、単年度の不足部分を一般会計から繰り入れているものである。諸収入は、電気・ガス・水道使用料の業者負担部分であり、使用状況に大きな変更はないため、金額の変動はない。

平成24年度の国庫支出金は、建物の耐震化診断に要した費用の補助であり、同年度の市債は、花き棟の定温保管庫改修工事24,256千円に対して市債を発行したものである。

### (2) 繰入金について

繰入金は、一般会計からのものであるが、全額が法定内繰入金(地方公営企業繰出金基準(総務省通知による))として一般会計から繰り入れされているものである。平成24年度は、耐震化事業費31,815千円及び花き棟の定温保管庫改修工事24,256千円を支出したことにより繰入額が60,231千円と多額になっている。

また、平成27年度は前年度比より23,571千円増加となっているが、これは、消費税率が8%に上がったこと等による管理事務費の上昇7,594千円及び、配置換えによる人件費の増加10,123千円、中央卸売市場の基本構想の委託支援7,452千円によるものである。

### (3) 歳出について

総務費は、主に職員の人件費である。平成27年度以降に増えているが、これは前述の人員配置換えによる人件費の増加10,123千円によるものである。

施設費は主に修繕費や電気、ガス及び水道料金である。平成24年度の施設費には耐震化事業費31,815千円及び花き棟の定温保管庫改修工事24,256千円が含まれている。また、毎年15,000千円程度の修繕費を予算計上し、計画的に執行している。

公債費は、過去の建物・設備を建設した際の起債に係る償還元金・利子である。平成28年度で償還が終了した大口の公債が1件あることから、平成29年度以降は年40百万円以上の歳出が減少する予定とのことである。

#### 4. 平成 28 年度の予算の執行状況

##### 収 入

科目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率（％）	
						対予	対調
使用料及び手数料	267,109	271,975	268,460	0	3,515	100.5%	98.7%
繰入金	50,582	43,314	43,314	0	0	85.6%	100.0%
諸収入	96,550	85,548	84,640	0	908	87.7%	98.9%
計	414,241	400,837	396,414	0	4,423	95.7%	98.9%

##### 支 出

（単位：千円）

科目	予算額	支出額	翌年度繰越額	不用額	執行率（％）
総務費	140,631	138,387	0	2,244	98.4%
施設費	192,875	177,293	0	15,582	91.9%
公債費	80,735	80,734	0	1	100.0%
計	414,241	396,414	0	17,827	95.7%

（出所：市提供資料より監査人が加工）

収入における、収入未済額の平成 28 年度末の残高は 4,423 千円となっている。いずれも 1 年以上の長期滞留債権である。

支出において、施設費の不用額が 15,582 千円となっているが、これは平成 28 年度に卸売業者が青果棟及び水産物棟の 2 棟の売場を LED 対応としたことにより電気代が減ったことによるものである。

#### 5. 実施した手続

##### （1）市場使用料設定について

卸売市場事業特別会計における一般会計からの繰入金の直近 10 年の実績は下記のとおりである。

（単位：千円）

年度	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
繰入金額	34,995	63,183	56,576	64,523	87,035
年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
繰入金額	60,231	27,986	22,513	46,084	43,314

（出所：市提供資料より監査人が加工）

このように毎年繰入金が発生しているが、その背景について市場業務課に対してヒアリングを実施した。繰入金なしでも収支均衡できるよう市場使用料を設定することが理想ではあるが、その場合には市場の利用業者の負担が増大することが考えられる。また、市民生活に密着した生鮮食料品等の適正な価格形成と安定的供給を図る高松市中央卸売市場の目的を鑑み、利用業者が負担すべきものと公が負担すべきものに区分して、市場使用料の設定を行ったとのことである。しかし、一般会計からの繰入金は高松市民の税金で賄われているものであるため、どの程度の繰入金まで許容するか判断し、高松市民が納得する市場使用料設定を行う必要がある。

市場使用料の設定について、その根拠を議会に説明するための資料を当時、作成していたと考えられるが、当初の使用料設定は昭和42年3月の業務開始以前の資料ということもあり、当該資料を確認することができなかった。また、これまでの市場使用料改定の経緯をまとめた資料を閲覧したところ、消費税改正に伴うものを除き、全面的な市場使用料改定が直近では昭和61年4月の(10%値上げ)が行われていたが、これについても当時の根拠資料は残されていないとのことであった。市場使用料設定の根拠説明資料や一般会計からの繰入を求めざるを得ないこととなる背景など、過程の説明・根拠となる資料を整理し、漏れなく保管することが望まれる。これについて、「8.意見(1)市場使用料設定資料の保管について」に意見を記載した。

また直近10年では上記の表の通り合計5億円程度、一般会計からの繰入金が発生している。さらに市提供資料より昭和42年3月の業務開始から平成18年度までの累積繰入金が約85億円程度発生しており、合計で約90億円となっている。

平成28年度歳入・歳出の決算内容が今後も継続すると仮定した場合、公債台帳にある今後の公債費(償還元金・利子)を反映し、一般会計からの繰入金(若しくは一般会計への繰出金)がどの程度発生するかシミュレーションを実施した。ただし、平成39年予定の市場移転の財源とする予定の起債については、現在の市場設備とは関連性を持たないと考え、シミュレーションにおいては考慮していない。あくまで施設を現状維持したままで運営した場合に、一般会計からの繰入金がどの程度発生するか、若しくは起債が終了し一般会計への繰出金を捻出することができるかに焦点を当てている。シミュレーションの結果、一般会計からの繰入金(マイナス値については一般会計への繰り出し金に読み替える)は次の表のようになった。

一般会計からの繰入金シミュレーション結果

(単位：千円)

年度	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
繰入金以外の収入予想	353,100	353,100	353,100	353,100	353,100
繰入金額予想 (繰出金額)	1,513	1,397	8,289	18,607	19,243
公債費予定	38,933	38,817	29,130	18,812	18,176
公債費以外の支出予想	315,680	315,680	315,680	315,680	315,680
年度	平成 34 年	平成 35 年	平成 36 年	平成 37 年	平成 38 年
繰入金以外の収入予想	353,100	353,100	353,100	353,100	353,100
繰入金額予想 (繰出金額)	19,340	36,071	37,420	37,420	37,420
公債費予定	18,079	1,348	0	0	0
公債費以外の支出予想	315,680	315,680	315,680	315,680	315,680

(出所：平成 28 年度決算その他市場提供資料より監査人が加工)

公債の償還が完了する平成 35 年度以降は公債費が減少することから、シミュレーション期間の累計で 2 億円程度の一般会計への繰出が行われるという結果であったが、これまでの累積を考慮すると業務開始から移転までの約 60 年で 88 億円程度(昭和 42 年から平成 28 年の累積繰入金 90 億円から、今後 10 年の累積繰出金 2 億円を差引)の一般会計からの繰入金が発生するという結果となった。

これについて、「8. 意見(2)新施設への移転にかかる市場使用料、投資計画及び繰入金について」に意見を記載した。

(2) 花き棟定温保管施設の市場使用料積算の再計算について

過去の市場使用料改定の経緯を閲覧したところ、平成 25 年 5 月に花き棟定温保管庫が設置され、その市場使用料が新設されていたことから、その金額の積算状況について各種資料との突合及び再計算を実施した。市場使用料は、発行日は定かではないが農林省食品流通局市場課が定めた「市場使用料について(市場使用料算定式及び算定例)」に基づいて算出しているとのことであった。

( 閲覧した資料 )

- ・市場使用料の算定 ( 市場使用料によりまかなうべき年額経費を合計して 1 m<sup>2</sup> / 月額に換算したもの )
- ・償却費 ( 取得金額のうち、高松市が負担すべき金額及び利息の合計を 15 年耐用年数で割ったもの )
- ・地代 ( 他の同敷地内で適用されている土地使用料に導入施設の専有面積を乗じたもの )
- ・修繕費 ( 取得金額に公営住宅法施行令第 3 条 3 項に記載の乗率を乗じた額 )
- ・管理事務費 ( 導入次年度の予測総務費及び予測事務費の合計を専有面積で按分したもの )
- ・損害保険料 ( 取得金額に地方自治法により全国的な公益的法人が行う保険料率を乗じたもの )
- ・工事費及び明細一覧及び同施設の改修工事の設計書

以上を閲覧及び証憑突合し、平成 25 年 5 月に新設された花き棟定温保管庫使用料が「市場使用料について ( 市場使用料算定式及び算定例 )」に基づいて算出されていることを確かめた。

### ( 3 ) 市場使用料 ( 売上高割 ) の事後確認について

主な収入である市場使用料のうち、売上高割は、卸売業者等の月次販売金額に定められた料率を乗じて算出しているが、その販売金額について、業者からの自己申告 ( 月次報告 ) をもとに算出しており、高松市市場業務課が独自で確かめることはしていない。自己申告額の誤りが発見されず、結果として誤った市場使用料 ( 売上高割 ) となる可能性がある。

業者からの月次報告書である「産地別、品目別、日別月間取扱高計算書」を閲覧したところ、日ごと品目ごと取扱重量及び金額が記載されており、ある程度詳細な内容となっていた。また、サンプルで卸売業者 1 社について平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月 ( 1 年間 ) の「産地別、品目別、日別月間取扱高計算書」の合計と同卸売業者の平成 29 年 3 月期事業報告書 ( 決算書の売上 ) との整合性を確認したところ、両者の金額は一致した。

今回整合性を確認したのはサンプルで 1 社のみであり、他の資料との整合性が確認されたが、自己申告である限り、虚偽の申告も可能であることから、卸売業者等の自己申告 ( 月次報告 ) について、他の信頼できる資料と突合して確認することが有用である。これについて、「 8 . 意見 ( 3 ) 市場使用料 ( 売上高割 ) の検証について」に意見を記載した。

## 6. 過年度包括外部監査における指摘・意見の措置状況について

中央市場業務課においては、平成 11 年度の包括外部監査での指摘及び意見が 4 件、平成 24 年度は 16 件あった。平成 11 年度の 4 件については、すべて措置済みであったが、平成 24 年度の 16 件についてはすべて未措置との回答であった。平成 24 年度の 16 件について、追加でヒアリングを行ったところ実質的には措置が行われていた。監査委員事務局への報告が必要である。

なお、平成 24 年度の 16 件は、すべて関係諸団体に対するもので、今回監査対象とした卸売市場事業特別会計のものはなかった。

## 7. 指摘

該当事項なし

## 8. 意見

### (1) 市場使用料設定資料の保管について

市場使用料設定及び改定についての根拠説明資料については、一般会計からの繰入を求めざるを得ないこととなる背景など、過程の説明・根拠となる資料を整理し漏れなく保管することが望まれる。これは今後の状況や環境の変化に伴い市場使用料を改定する場合も同様である。

また、その際には、市場使用料算出の結果だけではなくその金額の積算根拠を説明できる程度に詳細なものでなければ使用価値は低いと考えられる。花き棟定温保管庫新設時の市場使用料を積算した資料は、相当程度に詳細に作成されており、今後の市場使用料設定において十分に参考になると考えられることから、当該データについては保管し、料金改定自体がそれほど頻繁でないことから担当変更時は必ず引継ぎ事項にするなど留意することが望ましい。

### (2) 新施設への移転にかかる市場使用料、投資計画及び繰入金について

公共性・公益性の見地から、市場の移転のためには税金投入は避けられないと考えられるが、そのためには高松市民が納得できる具体的な移転計画の策定が必要である。

現在の施設のまま今後 10 年間稼働し、公債費以外の収入・支出が平成 28 年度と同じまま継続した場合、昭和 42 年の市場の業務開始から平成 38 年までの 60 年間で累計 88 億円の税金投入することとなるというシミュレーション結果も踏まえ、主として以下三点の課題を総合的に勘案した移転計画を策定し、その説明・根拠資料を整理・保管することが望まれる。

市場の利用業者が移転後の施設を使用するにあたり、市民生活に密着した安全・安心な生鮮食料品等の適正な価格形成と安定供給を図るといった目的を鑑み、現実的に負担できる合理的な移転後の市場使用料及び公の役割(負担)の明確化。

今後の移転にかかる具体的な投資計画についての個別項目毎の精査と見直し。  
以上を踏まえた上での、納税者の理解を得られる許容可能な一般会計からの繰入金  
の範囲。

**(3) 市場使用料(売上高割)の検証について**

市場使用料は、卸売業者等の月次販売金額に定められた料率を乗じて算出しているが、その販売金額については、業者からの自己申告(月次報告)をもとに算出している。自己申告である限り、虚偽の申告も可能であることから、卸売業者等の自己申告(月次報告)について、他の信頼できる資料と突合して確認することが有用である。国への報告資料の一部である卸売業者等の決算書との整合性を確認する、確定申告書との整合性を確認するなどが考えられる。

## X. 中小企業勤労者事業特別会計

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業内容・目的

この特別会計で実施されている「高松市中小企業勤労者福祉共済事業」は、市内の中小企業の事業主と従業員が協力し、また、市も協力して個々の事業所では行えないような様々な福利厚生事業を行い、中小企業に働く従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることを目的として、昭和 51 年から実施している制度である。

加入できるのは、従業員の数が 300 人以下で、市内に主たる事業所を有している中小企業の事業主である。被共済者は事業所の従業員となる。

掛金は、被共済者一人につき月額 700 円で、事業主はその 2 分の 1 以上の負担が必要である。被共済者は、結婚祝金や退職せん別金などの給付を受けることができる（給付事業）。また、人間ドック利用補助や映画鑑賞などの割引を受けることができる（福利事業）。これら「給付事業」と「福利事業」の具体的な内容は、「(4) 事業の実施状況」参照。なお「福利事業」については、高松勤労者総合福祉センター高松テルサの指定管理者へ、指定管理業務とは別に業務委託している。

特色と利点としては、高松市の HP に次の 4 点が記載されている。

わずかな掛金で福利厚生のレベルアップを図ることができる。

事業主の掛金は、税法上損金又は必要経費として処理することができる。

共済掛金は事業を通じて従業員に還元される。

当共済は全国中小企業勤労者福祉サービスセンターに加入しており、全国の宿泊・レジャー施設等が割引利用できる。

#### (2) 設置条例

高松市中小企業勤労者福祉共済条例

第 1 条（目的） この条例は、市が中小企業勤労者福祉共済事業（以下「共済事業」という。）を実施することにより、市内の中小企業に働く勤労者の福祉の増進をはかり、あわせて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### (3) 沿革

- 昭和 51 年 4 月 事業開始
- 平成 21 年 4 月 福利事業について、高松テルサの指定管理者へ業務委託。  
(高松テルサの指定管理者を公募するにあたり、  
中小企業勤労者福祉共済の福利事業についても併せて業  
務委託することとなった。)
- 平成 21 年 10 月 事業仕分けにおいて、収入増、市負担経費の削減、民営  
化等を求められ、それまで実施していた福利事業への市  
の定額負担(会員一人あたり 600 円)を平成 24 年度から  
廃止。
- 平成 25 年 4 月 被共済者への貸付事業の新規貸付を停止。(平成 28 年度ま  
でに全て償還された。)

### (4) 事業の実施状況

事業所及び被共済者数の年度別加入状況

年 度	事業所数	被共済者数	年 度	事業所数	被共済者数
昭和 5 1 年度発足(4/1)	2 6 0	3 , 6 0 7	平成 8 年度未現在	8 6 4	8 , 8 6 6
昭和 5 1 年度未現在	3 0 0	4 , 0 8 4	平成 9 "	8 6 5	8 , 7 9 9
昭和 5 2 "	3 6 1	4 , 8 5 7	平成 1 0 "	8 5 7	8 , 6 2 0
昭和 5 3 "	4 3 7	5 , 5 6 6	平成 1 1 "	8 7 3	8 , 5 9 7
昭和 5 4 "	4 9 2	6 , 1 4 3	平成 1 2 "	8 6 3	8 , 4 2 5
昭和 5 5 "	5 3 2	6 , 3 7 2	平成 1 3 "	8 4 1	8 , 1 2 0
昭和 5 6 "	5 3 4	6 , 3 4 4	平成 1 4 "	8 1 0	7 , 8 0 3
昭和 5 7 "	5 4 6	6 , 3 5 9	平成 1 5 "	7 8 4	7 , 5 8 6
昭和 5 8 "	5 8 2	6 , 5 4 0	平成 1 6 "	7 7 2	7 , 4 5 4
昭和 5 9 "	6 4 6	6 , 6 9 6	平成 1 7 "	7 5 8	7 , 4 3 9
昭和 6 0 "	6 9 0	7 , 0 9 3	平成 1 8 "	7 3 9	7 , 4 3 0
昭和 6 1 "	7 2 3	7 , 7 0 0	平成 1 9 "	7 2 0	7 , 4 4 3
昭和 6 2 "	7 4 5	8 , 1 9 9	平成 2 0 "	6 9 9	7 , 2 7 8
昭和 6 3 "	7 8 0	7 , 6 6 3	平成 2 1 "	6 9 5	7 , 1 9 7
平成元 "	7 9 7	7 , 7 9 6	平成 2 2 "	7 3 9	7 , 4 7 7
平成 2 "	7 9 8	7 , 9 1 6	平成 2 3 "	7 9 1	7 , 9 3 8
平成 3 "	8 1 1	8 , 0 5 4	平成 2 4 "	7 8 3	7 , 9 7 9
平成 4 "	8 2 1	8 , 3 8 6	平成 2 5 "	7 7 4	7 , 9 3 7
平成 5 "	8 4 7	8 , 7 2 9	平成 2 6 "	7 8 5	8 , 0 2 8
平成 6 "	8 4 8	8 , 8 1 7	平成 2 7 "	7 3 6	8 , 1 7 7
平成 7 "	8 6 4	8 , 8 8 1	平成 2 8 "	7 2 2	8 , 2 0 0

(出所：高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課より)

被共済者数は平成 7 年度をピークに減少していたが、平成 22 年度からは増加に  
転じている。

給付事業の実施状況（平成28年度）

被共済者等が婚姻・出産・永年勤続・退職等をした場合に条例で定める給付金を給付しており、平成28年度の給付状況は以下のとおりである。

種 類		給付金額 (円)	給付件数 (件)	給付額 (円)	
結 婚 祝 金		20,000	169	3,380,000	
出 産 祝 金		10,000	229	2,290,000	
入 学 祝 金		10,000	534	5,340,000	
死 弔 慰 金 亡 金	被 共 済 者	100,000	12	1,200,000	
	配 偶 者	20,000	17	340,000	
	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	160	1,600,000	
傷 見 舞 病 金	業 務 上	欠 勤 30 日 以 上	20,000	3	60,000
		欠 勤 90 日 以 上	50,000	0	0
	業 務 外	欠 勤 30 日 以 上	10,000	55	550,000
災 害 見 舞 金		100,000	0	0	
永 年 勤 続 慰 勞 金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000	656	6,560,000	
	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000	265	2,650,000	
	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000	142	2,840,000	
	被 共 済 者 期 間 30 年	20,000	60	1,200,000	
勤 勞 青 少 年 奨 学 金		15,000	0	0	
技 能 修 得 奨 学 金		5,000	5	25,000	
退 職 せ ん 別 金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000	92	460,000	
	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000	139	1,390,000	
	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000	47	1,410,000	
	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000	34	1,700,000	
	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000	19	1,900,000	
	25 年 以 上	120,000	58	6,960,000	
合 計			2,696	41,855,000	

（出所：高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課より）

福利事業の実施状況（平成 28 年度の延べ利用者数）

福利事業として旅行事業、文化教養事業、スポーツ・レジャー事業、各種割引・助成事業等を高松テルサの指定管理者に委託して実施しており、28年度の延べ利用者数は2万6千人を超えている。

事業名	事業内容	参加人数
a 旅行事業	日帰り旅行、泊旅行等	310人
b 文化教養事業	ウクレレ講座、美文字マスター講座、茶道教室、フォークギター講座、絵画教室、うどん体験道場、陶芸体験等	284人
c スポーツ・レジャー事業	ボウリング大会、自力整体講座、ヨガ講座、シェイプサルサ講座、ピラティス講座等	426人
d 各種割引・助成事業等	トレーニング施設・プール・温泉利用料補助、映画館入場料補助、各種公演入場券補助、人間ドック受診料補助、インフルエンザ予防接種補助、家庭常備薬斡旋等	25,048人

（出所：高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課より）

## 2. 所管課及び組織

所管課は、高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課である。

産業振興課課長補佐、産業振興課産業支援・労政係の係長、主任主事、高松テルサの窓口の非常勤嘱託職員の4名で業務を担当している。

### 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

#### 決算収支

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	286,694	112,132	105,502	110,486	110,254
B 歳出決算額	282,834	107,552	100,845	106,316	108,556
C 形式収支（A - B）	3,860	4,580	4,657	4,170	1,698
D 翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-	-
E 実質収支（C - D）	3,860	4,580	4,657	4,170	1,698
F 単年度収支（E - 前年度E）	585	719	78	△ 488	△ 2,472

#### 歳入

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
共済掛金収入	67,170	66,666	67,537	68,473	69,018
財産収入	96	169	165	141	34
繰入金	126,010	41,436	33,220	37,211	37,031
繰越金	3,276	3,860	4,580	4,657	4,170
諸収入	90,144	-	0	3	2
計	286,694	112,132	105,502	110,486	110,254

#### 歳入の内、「繰入金」の内訳

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般会計繰入金					
管理費の財源として	11,245	10,301	7,715	9,001	9,961
繰出金の財源として	90,000	-	-	-	-
小計	101,245	10,301	7,715	9,001	9,961
基金繰入金	24,765	31,135	25,505	28,210	27,070
計	126,010	41,436	33,220	37,211	37,031

#### 歳出

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中小企業勤労者福祉共済事業費					
管理費	11,388	10,301	7,715	9,004	9,963
給付事業費	37,580	44,445	39,370	41,965	41,855
福利事業費	22,101	24,621	25,902	27,222	29,192
貸付金	90,000	-	-	-	-
基金積立金	31,765	28,185	27,858	28,125	27,546
小計	192,834	107,552	100,845	106,316	108,556
諸支出金	90,000	-	-	-	-
計	282,834	107,552	100,845	106,316	108,556

（出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より）

### (1) 歳入について

共済掛金収入は、平成26年度以降、被共済者数の増加により増えてきている。

また、平成24年度については、繰入金と諸収入が多額に計上されているが、これは、平成24年度までは、共済制度の中で、金融機関を通して被共済者への貸付を実施しており、貸付資金について、毎年、年度初めに一般会計から繰入を受けて金融機関に支出し、年度末に金融機関から返済を受け、一般会計に戻していたため。これにより、歳入の繰入金と諸収入、歳出の共済事業費と諸支出金にそれぞれ90,000千円計上されている。平成24年度で貸付事業は終了している。

### (2) 繰入金について

繰入金には、一般会計からの繰入金と、中小企業勤労者福祉共済基金からの繰入金がある。

一般会計からの繰入金は、歳出の内、職員給与などの管理費分を一般会計から繰入するものである。共済掛金収入は、被共済者への給付や福利に支出する必要があるため、職員給与などの管理費分は市が負担している。なお、平成24年度までは、貸付事業を実施していたため、貸付資金を一般会計から受けている。

中小企業勤労者福祉共済基金からの繰入金は、共済の給付事業の内、永年勤続慰労金と退職せん別金の財源について、毎年、基金から取り崩して、特別会計に繰入するものである。なお、給付事業の内、結婚祝金や出産祝金等については、その年度の共済掛金収入を財源として支出している。

### (3) 歳出について

歳出については、平成24年度を除いて、1億円程度で推移している。平成24年度については、「(1) 歳入について」に記載のとおり、貸付事業に係る支出が、共済事業費 - 貸付金90,000千円、諸支出金90,000千円に計上されているため、多くなっている。

共済事業費の内訳について

- ・管理費は、「(2) 繰入金について」に記載のとおり、職員給与などであり、一般会計から補填されている。
- ・給付事業費は、結婚祝金や永年勤続慰労金など、給付事業の支出。
- ・福利事業費は、福利事業を委託している高松テルサ指定管理者への委託料の支出。
- ・貸付金は、上記のとおり平成24年度以前の貸付事業に係る支出。
- ・基金積立金は、中小企業勤労者福祉共済基金への積立金で、給付事業の永年勤続慰労金と退職せん別金の財源を積み立てするものである。

#### 4. 平成 28 年度の予算の執行状況

##### 収 入

単位 千円

科 目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	
						対予	対調
共済掛金収入	68,880	69,018	69,018	-	-	100.2	100.0
財産収入	133	34	34	-	-	25.6	100.0
繰入金	47,014	37,031	37,031	-	-	78.8	100.0
繰越金	2,568	4,170	4,170	-	-	162.4	100.0
諸収入	-	2	2	-	-	-	100.0
計	118,595	110,254	110,254	-	-	93.0	100.0

##### 支 出

単位 千円

科 目	予算額	支出額	繰越明許	不用額	執行率(%)
中小企業勤労福祉 共済事業費	118,595	108,556	-	10,039	91.5
計	118,595	108,556	-	10,039	-
歳入歳出差引額(千円)			1,698		

(出所：高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課からの入手資料より監査人が加工)

##### (1) 収入について

共済掛金について、口座引落ができないことがあるが、長期的に未収になることはなく、不納欠損処理もないとのことである。

##### (2) 支出について

予算の範囲内で行われており、給付事業などで予算が足りなくなったことはないとのことである。

## 5. 実施した手続

### (1) 掛金の徴収事務について

被共済者の追加・資格喪失について

平成 28 年 12 月分の事務処理についてヒアリングを実施し、決裁書及び決裁書添付資料を閲覧した。

被共済者の情報は福祉共済システムで管理している。追加・資格喪失などの異動がある場合は、事業者から「被共済者異動届」を受けて、福祉共済システムに入力している。追加については特に添付書類は要求していない。脱退については被共済者のカードを添付して返してもらう。

福祉共済システムへの入力結果を印刷し、「被共済者異動届」と複数の担当者でチェックしている。

また、事業所自体の新規入会についても、事業所の「加入申込書」と、従業員について上記の「被共済者異動届」の提出を受けており、特に添付書類は要求していない。福祉共済システムに入力し、上記と同様にチェックをしている。

事業所ごとの掛金の計算、納入通知書の送付について

掛金は事業所ごとに口座引落しにより納付される。平成 28 年 12 月分の事務処理についてヒアリングを実施し、決裁書及び決裁書添付資料を閲覧した。

掛金の計算は、福祉共済システムの事業所ごとの被共済者の人数に単価 700 円を掛けて計算される。口座引落の銀行支店別、事業者別の計算結果について決裁を受けて、調定の決定がなされていた。

このデータを高松市情報政策課を通して、印刷業者へ「納入通知書」の印刷へ回し、「納入通知書」が作成され、産業振興課から、各事業者へ発送されることである。

掛金の入金管理、滞納について

の掛金の計算結果は情報政策課から出納室へ連絡される。

残高不足等で口座引落ができなかった場合、出納室から産業振興課に連絡され、産業経済部振興課にて督促を実施する。未収のまま滞納されているものはないとのことである。

## (2) 給付金の支給事務について

### 給付金の支払業務の流れ

給付金の支払業務は、高松市産業振興課で実施しており、事務処理の大まかな流れは下記のとおりである。

- 1) 毎月12日までに加入者(被共済者が事業主に申請・受領権限を委任している)から「給付金給付申請書」と「その添付書類」の提出を受ける。なお、支給時期を市が把握可能な永年勤続及び子の入学については、事前に申請を促す案内を加入者宛に書面で行う。
- 2) 産業振興課の担当者が提出を受けた各申請書に基づき、コンピュータシステムに入力する。
- 3) 産業振興課の担当者がシステムで自動作成された給付金振込データを金融機関に提出することにより、月末日に加入者に指定された給付金振込口座に振込む。
- 4) 産業振興課の担当者が「給付金口座振込通知書」を申請した加入者宛に発送する。当該通知書の作成業務は外部へ委託している。

### 実施した具体的な手続

- 1) 給付金の支給事務処理過程におけるチェック体制を関係者にヒアリングした。
- 2) 「給付金給付申請書」と「その添付書類」が整理保管されているか確認した。
- 3) 特定月(平成29年1月31日給付分)の給付履歴台帳(システム出力帳票)から、給付事由毎に無作為で1件抽出し、「給付金給付申請書」と突合せを実施した。
- 4) 上記の給付履歴台帳を通査し、給付事由毎の給付金額(高松市中小企業勤労者福祉共済条例施行規則第10条で定められている)に異常がないことを確認した。

以上の手続を実施した結果、「8.意見(1)共済給付事業の給付申請に係る添付書類について」に意見を記載している。

### (3) 福利事業について

#### 福利事業の業者選定について

福利事業の実施については、高松勤労者総合福祉センター高松テルサの指定管理者に、指定管理業務とは別に業務委託している。(指定管理業務とは、経理・予算・決算も区別されている。)

特命随意契約であるため、選定理由の資料を閲覧した。これを要約すると、

- ・高松テルサは、本市の勤労者福祉の拠点施設であり、無料駐車場を有することや、休日、夜間の書類受付が可能であることなど、加入者にとって利便性が高く、また同施設に同事業の事務局があることが既に定着していることから、同施設の指定管理者の公募に当たって、同事業を受託することを条件に行ったものである。
- ・またこの指定管理者は、他の公共施設の管理運営実績が高く評価されているだけでなく、勤労者福祉の充実のための各種事業の提案内容も評価されていることから、福利事業を適切に実施できる。

とのことであった。

また、特命随意契約であるため、「高松市特命随意契約公表要領」に沿って公表がなされているかどうかについてヒアリングをしたところ、高松テルサの指定管理者の選定自体が5年ごとであり、4年前の選定となるため、調査が難しいとのことであった。これについて、「8. 意見(2) 随意契約の理由等の公表について」に意見を記載した。

#### 福利事業についての受託者(高松テルサ指定管理者)の業務の管理について

福利事業の受託者の業務の管理について、産業振興課の担当者にヒアリングを実施し、必要に応じて決裁書及び添付資料を閲覧した。

指定管理者は毎年、次年度の業務実施に必要な経費を積算して、産業振興課に提出する。産業振興課では、不要な経費がないかチェックして、指定管理者と協議の上、財政局に予算要求し、財政局による査定、市議会における議決を経て、委託料を決定する。支払は年4回に分割して支払われていた。

また年度の業務終了後、受託者は福利事業の収支報告書と、実施した事業の内容、支出の内訳明細を提出しており、産業振興課にて数字の整合性などをチェックしていた。事業を実施した結果、余ったお金は市に返還されている。平成28年度については、支出した委託料は30,300千円だったが、収支を集計した結果、1,137千円が余っており、市に返還されていた。

#### 福利事業費の直近5年間の状況について

平成24年度から28年度にかけて、福利事業費は増加している。福利事業費について、共済掛金収入に対する比率分析を実施した。

(福利事業費の共済掛金収入に対する割合)

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
共済掛金収入(A)	67,170	66,666	67,537	68,473	69,018
福利事業費(B)	22,101	24,621	25,902	27,222	29,192
(B)/(A)	32.9%	36.9%	38.4%	39.8%	42.3%

(出所：高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課より監査人が加工)

共済掛金収入の増加以上に福利事業費が増加している。共済掛金収入は、福利事業費と給付事業費にしか使われないので、その分、給付事業費及び基金積立額の比率が減少していることになる。事業を継続していくための事業費のバランスを把握しておく必要がある。「(5)共済事業を安定して継続していくための財務状況の把握について」参照。

#### (4) 全体的な運営の状況について

##### 運営審議会について

上記のとおり、産業振興課で、予算管理、日々の事業の管理を実施している他、「高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会」において、事業の重要な事項について調査審議を実施している。過去3年間の議事録を閲覧した。

平成26年度、平成27年度は年に1回開催されていたが、平成28年度は開催されていなかった。業務の効率化をはかるため、平成28年度からは条例に基づき、加入資格や掛金の額の変更等、重要事案が発生したタイミングで開催するようになったとのことである。

議事録を閲覧した結果、「8.意見(3)運営審議会について」に意見を記載している。

##### 基金の状況について

中小企業勤労者事業特別会計では、基金を持っている。「給付事業」の内、結婚祝いや出産祝金等については、その年度の掛金収入を財源として支出しているが、永年勤続慰労金と退職せん別金については、基金を取り崩して支出の財源としている。

また、その年度の掛金収入から、さらに「福利事業費」を支出し、残った金額は、基金に積み立て、将来の永年勤続慰労金と退職せん別金支給に備えている。

残った金額を積み立てしており、将来の永年勤続慰労金と退職せん別金支給にいくら必要かという観点では考えられていない。

## 過去 20 年間の中小企業勤労者福祉共済基金の状況

(単位：円)

年 度 (平成)	積立額	取崩額	差引増減	年度末残高
9	13,000,000	29,160,000	16,160,000	158,709,659
10	15,700,000	31,715,000	16,015,000	142,694,659
11	26,800,000	25,795,000	1,005,000	143,699,659
12	25,000,000	27,805,000	2,805,000	140,894,659
13	19,500,000	31,540,000	12,040,000	128,854,659
14	22,500,000	31,170,000	8,670,000	120,184,659
15	24,000,000	29,445,000	5,445,000	114,739,659
16	21,000,000	29,725,000	8,725,000	106,014,659
17	23,500,000	30,455,000	6,955,000	99,059,659
18	33,487,000	32,090,000	1,397,000	100,456,659
19	38,500,000	26,885,000	11,615,000	112,071,659
20	31,500,000	35,245,000	3,745,000	108,326,659
21	32,000,000	28,555,000	3,445,000	111,771,659
22	35,280,000	29,280,000	6,000,000	117,771,659
23	35,785,000	25,785,000	10,000,000	127,771,659
24	31,765,000	24,765,000	7,000,000	134,771,659
25	28,185,000	31,135,000	2,950,000	131,821,659
26	27,858,000	25,505,000	2,353,000	134,174,659
27	28,125,000	28,210,000	85,000	134,089,659
28	27,546,000	27,070,000	476,000	134,565,659

(出所：高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課より入手し監査人が加工)

基金の「年度末残高」が1億円を下回った平成17年度の次の年に、掛金の値上げが実施された。「掛金の見直しについて」参照。

なお、共済事業特別会計の収支と基金の積立状況については、毎年、被共済者への情報誌「ウェルばる高松」にて開示されている。

## 掛金の見直しについて

現在の掛金は毎月 700 円である。平成 18 年度に 500 円から 700 円に見直しが行われた。市担当者に当時の資料を依頼したところ、10 年以上前の資料であり、すぐには確認できないが、パソコンのデータの中に当時の元資料があったとのことで、これを閲覧した。なお、共済掛金見直しの検討資料の保管について、「8 . 意見(4) 共済掛金見直しの検討資料の保管について」に要約している。

平成 17 年当時は、給付事業費が多く、上記の基金残高の推移を見てもわかるとおり、基金残高が減少し続けていた。

平成 17 年の見直し検討資料によると、

- ・高松市は平成 15 年度実績で、掛金収入に対する給付事業費の割合が 92.5%であり、全国平均の 38.5%を大幅に上回っている。
- ・また、退職せん別金を支給している自治体 7 団体(抜粋)の平均は 60.1%である。(この 7 団体は 49 団体から抜粋されたようで、退職せん別金を支給している自治体の平均ではないようである。)
- ・全国の月額掛金の平均 636 円を考慮する。
- ・会員 7500 人の仮定で、毎年の積立額がマイナスからプラスに転じる金額として、700 円に決定されていた。また、700 円とした場合、掛金収入に対する給付事業費の比率は 70%程度に納まるため、福利事業もより充実させられるとあった。

## 共済事業を安定して継続するための財務状況の把握について

掛金の値上げ以降、基金残高の推移を見ると、平成 24 年度までは、取崩額より積立額が多く、順調に基金残高が回復しているが、平成 25 年度以降は、積立と取崩がほぼ均衡している。

懸念されるのは、被共済者の年齢が上昇し、今後、また退職せん別金等の支給が増加し、基金取崩額が増えて、基金残高が減少し続けることである。

基金については、永年勤続慰労金と退職せん別金のために積み立てしていることで、本来は一般企業の退職給付引当金のように、過去のデータから脱退率などを計算し、現在積立しておくべき金額を計算し、必要な金額を積み立てしておくことが望まれるが、脱退率など詳細な計算をすることは難しいとのことであった。

又は、将来の 5~10 年程度の支給金額を予想し、積立額が適当か検討することが考えられるが、永年勤続の支給予想は可能であるが、退職せん別金については、被共済者がいつ退職するかわからないので支給予想は難しいとのことであった。

このような状況の中で、共済事業を安定して継続していくために、どのように財務状況を把握していくかについて、「8 . 意見(5) 共済事業を安定して継続していくための財務状況の把握について」に意見を記載している。

## 6. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

商工労政課においては、平成 11 年度の包括外部監査での指摘及び意見が 4 件、平成 13 年度 1 件、平成 20 年度 1 件あった。平成 11 年度の 4 件は全て措置済みであった。平成 13 年度、20 年度分はいずれも当面措置できない旨の報告（未措置）がされていたが、今回の監査対象である中小企業勤労者事業に関するものはなく、これ以上のヒアリングは省略した。

## 7. 指摘

該当事項なし

## 8. 意見

### (1) 共済給付事業の給付申請に係る添付書類について

結婚祝金、出産祝金、入学祝金及び死亡弔慰金（配偶者又は 1 親等の血族）については、加入者から提出された「給付金給付申請書」のみで給付を決定しており、給付対象となる事実を確認できる証明書等（以下、添付書類という。）を要求していない。

産業振興課によると、添付書類を要求していない給付種類は下記 6 種類である。

- ・結婚祝金
- ・出産祝金
- ・入学祝金
- ・死亡弔慰金（但し、被共済者本人の場合は戸籍謄本又は除籍謄本の写しを要求している）
- ・永年勤続慰労金
- ・退職せん別金

添付書類を要求するか否かは、被共済者の負担（コスト含む）も考慮して決定されている。

また、「給付金給付申請書」は、被共済者が加入者（事業主）に給付金の申請を委任するかたちで作成されており、当該申請書には被共済者以外に加入者の押印も要請している。このことから、虚偽等の申請については一定の牽制も図られていると認識されている。

しかし、一方で、添付書類を要求している給付種類もあり、添付書類を要求するか否かの基準や理由が不明確である。

永年勤続慰労金や退職せん別金のような加入者（事業主）にその事実を証明をしてもらって給付事由を除き、添付書類を要求するか、本市の他部局が保有している情報で給付対象となる事実を確認することが望まれる。

## (2) 随意契約の理由等の公表について

福利事業の実施については、高松テルサの指定管理者に指定管理業務とは別に業務委託している。特命随意契約であるため、「高松市特命随意契約公表要領」により、随意契約の理由等を公表する必要があるが、前回、指定管理者に選定されたのは、4年前であるために、その時に公表されたかどうか、調査は難しいとのことであった。今回の監査において、他の複数の課で公表漏れがあったため、次回の契約も特命随意契約とする場合には公表する必要があることを、意見として記載する。

## (3) 運営審議会について

運営審議会は、平成 28 年度から条例に基づき、加入資格や掛金の額の変更等、重要事案が発生したタイミングで開催するようになったとのことである。過去の運営審議会の議事録を閲覧したところ、特に決定事項がない年度はその年度の概況報告のみである。その概況報告についても単年度だけの情報であるため、事業の状況変化がわかりにくいものであった。

審議会の資料としては、5 年～10 年の財務状況の変化がわかる資料を添付することが望まれる。また、収支が悪化して会費値上げが必要になってから審議会を開催するというのではなく、財務状況の変化があった時点で、今後の運営についての検討を実施することが望まれる。

## (4) 共済掛金見直しの検討資料の保管について

現在の掛金は毎月 700 円であるが、平成 18 年度に 500 円から 700 円に見直しが行なわれたものである。市担当者に当時の資料を依頼したところ、10 年以上前の資料であり、すぐには確認できないが、パソコンのデータの中に当時の元資料があったとのこととこれを閲覧した。

共済掛金の見直しの資料は共済事業にとって重要な資料であり、今後の運営のためにも適切に保管しておくべきである。

## (5) 共済事業を安定して継続していくための財務状況の把握について

前回の共済掛金の見直しは平成 18 年度であり、月当たりの掛金 500 円が 700 円に値上げされたが、そのきっかけとなったのは、当時、高松市では掛金収入に対する給付事業費の割合が異常に高くなっており、給付金の増加によって基金残高が減少し続け、1 億円を下回ったことであった。

基金については、永年勤続慰労金と退職せん別金のために積み立てしているので、本来は一般企業の退職給付引当金のように、過去のデータから脱退率などを計算し、現在積立しておくべき金額を計算して、必要な金額を積み立てるようにしておけば、急激に基金残高が減少するということはないが、脱退率など詳細な計算をすることは難しい。

一方、最近では福利事業費が徐々に増加してきている。

このような状況で、共済事業を安定して継続していくためには、以下の2点を継続してモニタリングし、数値に変化があれば、事業の詳細について早めに検討できるようにしておくことが望まれる。

被共済者の年齢が上がると、退職せん別金も高くなることが予想されるので、福祉共済システムから出力される年齢別の会員数一覧表の年度ごとの推移を把握していく。

福利事業と給付事業、基金積立金のバランスについて、被共済者の数（共済掛金収入）が変動することを考慮し、掛金収入に対する福利事業費、給付事業費(D)（永年勤続慰労金、退職せん別金）、給付事業費(C)（その他）、基金積立金について、掛金収入に対する比率の推移を把握する（次表参照）。

（単位 千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
共済掛金収入（A）	67,170	66,666	67,537	68,473	69,018
福利事業費（B）	22,101	24,621	25,902	27,222	29,192
（B） / （A）	32.9%	36.9%	38.4%	39.8%	42.3%
給付事業費（C）	12,815	13,310	13,865	13,755	14,785
（C） / （A）	19.1%	20.0%	20.5%	20.1%	21.4%
給付事業費（D）	24,765	31,135	25,505	28,210	27,070
（D） / （A）	36.9%	46.7%	37.8%	41.2%	39.2%
基金積立金（E）	31,765	28,185	27,858	28,125	27,546
（E） / （A）	47.3%	42.3%	41.2%	41.1%	39.9%

## XI. 駐車場事業特別会計

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業内容

高松市では、道路交通の円滑化により、都市の機能の維持・増進を図ることを目的として、駐車場を運営している。

中心商業業務地区に駐車場整備地区を定め、民間駐車場との役割分担を図りながら、昭和 43 年から駐車場の整備を進めてきた。

市立駐車場については、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入するとともに、駐車場利用者の利便性の向上のため、基本料金のワンコイン(100 円)、長時間駐車料金の割引、ポイント制を導入(一部を除く)するなど料金体系の見直しを実施してきた。

#### (2) 事業の根拠法と設置目的

駐車場法

第 2 条の 2 (国及び地方公共団体の責務) 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

高松市駐車場条例(平成 16 年改正)

第 1 条(設置) 道路交通の円滑化及び自動車の利用者の利便を図るため、駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

高松市立高松駅南交通広場駐車場条例

第 1 条(設置) 高松駅周辺における交通の混雑の解消及び高速バスその他交通機関の利用者の利便を図るため、駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場として、高松市立高松駅南交通広場駐車場(以下「駐車場」という。)を高松市浜ノ町 1 番 31 号に設置する。

都市計画課によると、公共駐車場の存在意義は、道路交通の円滑化であり、路上駐車削減を重視しているとのことである。重点地域において、毎月、路上駐車調査を実施しており、この 10 年間の推移では減少してきている。

#### (3) 沿革

昭和 43 年 6 月 高松市駐車場条例制定

昭和 43 年 9 月 中央駐車場の供用開始

(その他の各駐車場の供用開始日は、「(4) 事業の状況」参照。

平成 17 年 2 月 割引券の使用開始

平成 18 年 4 月 指定管理者制度を導入

- 平成 18 年 8 月 使用料の改定。(30分100円から25分100円に。)
- 平成 23 年 4 月 第2期指定管理者
- 平成 23 年 12 月 大口利用者割引拡大(2割 4割)条例改正
- 平成 24 年 3 月 市役所立体駐車場の廃止
- 平成 25 年 10 月 杣場川駐車場6か月定期 規則改正施行
- 平成 28 年 4 月 第3期指定管理者

(4) 施設の概要

現在供用中の市立駐車場

名称	所在地	駐車台数	供用開始日	指定管理者	備考
1. 中央駐車場	番町一丁目	106 215 計 321	昭和 43 年 9 月 1 日 昭和 58 年 4 月 1 日	高松市立 駐車場管 理共同企 業体	
2. 南部駐車場	観光通一丁目	408	昭和 62 年 1 月 14 日		
3. 美術館地下駐車場	紺屋町	144	昭和 63 年 4 月 8 日		
4. 杣場川駐車場	城東町一丁目	大型 14 普通 194 軽 19	昭和 63 年 4 月 8 日		
5. 瓦町駅地下駐車場	常磐町一丁目	184 264 計 448	平成 9 年 4 月 15 日 平成 15 年 1 月 16 日		
6. 高松駅前広場地下駐車場	浜ノ町	396	平成 13 年 5 月 13 日	シンボル タワー 開発(株)	
7. 高松シンボルタワー地下駐車場	サンポート	138	平成 16 年 3 月 30 日		県と共有 (全体 218 台:80台 県営)
8. 高松駅南交通広場駐車場	浜ノ町	36	平成 25 年 10 月 1 日		
計		2,118			

(出所:「高松市立駐車場中期経営計画」H27.3より、なお駐車台数については

H29.4.1現在に更新)

駐車場の使用料・回数券・定期券

(平成29年4月1日現在料金表)

駐車場名	※ 中央	※ 南部	※ 美術館地下	高松駅南交通広場	
所在地	番町一丁目11-22	観光通一丁目1-15	船屋町10-4	浜ノ町1番31号	
駐車台数	321台	408台	144台	36台	
構造	地下1層自走式	地上5階6層自走式	地下2層自走式	平面自走式(フラップ)	
営業開始日	S43.9.1 S58.4.1	S62.1.14	S63.4.8	H25.10.1	
入出場時間	7時30分～22時00分	0時00分～24時00分 (24h)	7時30分～23時00分	0時00分～24時00分	
単位時間	25分ごと 100円	25分ごと 100円	25分ごと 100円	30分ごと150円(20分未満無料)	
料金	長時間割引	昼特 (土・日曜日、祝日)7時30分～18時00分まで最大1,200円	7時30分～18時00分まで最大1,200円	7時30分～18時00分まで最大1,200円	
		夜特 18時00分～翌日8時00分まで最大800円	18時00分～翌日8時00分まで最大800円	18時00分～翌日8時00分まで最大800円	
		全日			
	定期	全日	1ヵ月 20,000円 3ヵ月 54,000円		
		平日		(月)7時30分～(金)23時00分 平日終日(土・日曜日、祝日除く) 1ヵ月 20,000円 3ヵ月 54,000円	
		夜間	18時00分～翌日9時00分 1ヵ月 8,200円 3ヵ月 22,140円	18時00分～翌日9時00分 1ヵ月 9,000円 3ヵ月 24,300円	18時00分～翌日9時00分 1ヵ月 8,200円 3ヵ月 22,140円
	回数券(注)	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	
	カード式回数券(注)	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	
	駐車できる自動車の大きさ等(m)	長6.0×幅2.0×高2.0	長4.8×幅2.0×高2.0	長4.8×幅2.0×高2.0	長5.0×幅2.0
	指定管理者	高松市立駐車場等管理共同企業体	高松市立駐車場等管理共同企業体	高松市立駐車場等管理共同企業体	シンボルタワー開発(株)
T E L	(087)862-2285	(087)837-0500	(087)823-1721	(087)821-0400	
駐車場名	柚場川	※ 互町駅地下	高松駅前広場地下 (サンポート地下駐車場)	シンボルタワー地下 (サンポート地下駐車場)	
所在地	城東町一丁目5-12	常盤町一丁目3-1	浜ノ町1-17	サンポート2-1	
駐車台数	227台 大型14,普通194,軽19	448台	396台	138台(全体で218台 :80台景観駐車場)	
構造	平面自走式	地下2層自走式	地下2層自走式	地下2層自走式	
営業開始日	S63.4.8	H9.4.15	H13.5.13	H16.3.30	
入出場時間	0時00分～24時00分 (24h)	7時30分～22時00分	6時30分～24時00分		
単位時間	30分ごと 100円(普通) 30分ごと 500円(大型)	25分ごと 100円	20分ごと(2時間まで)	100円	
料金	長時間割引	(普通) 24時間以内 最大1,000円	7時30分～18時00分まで 最大1,200円		
		(大型) 15時00分～翌日10時00分まで 最大3,600円	18時00分～翌日8時00分 まで 最大800円		
		全日			12時間以内 最大1,400円 24時間以内 最大2,200円
	定期	全日	(普通)1ヵ月 11,000円 (普通)3ヵ月 29,700円 (普通)6ヵ月 52,800円		(月)6時30分～(金)24時00分 平日終日(土・日曜日、祝日除く) 1ヵ月 18,000円 3ヵ月 48,600円
		平日		(月)7時30分～(金)22時00分 平日終日(土・日曜日、祝日除く) 1ヵ月 20,000円 3ヵ月 54,000円	17時30分～翌日9時00分 1ヵ月 10,000円 3ヵ月 27,000円
		夜間		18時00分～翌日9時00分 1ヵ月 8,200円 3ヵ月 22,140円	
	回数券(注)	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円 300枚 22,500円	
	カード式回数券(注)	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	
	駐車できる自動車の大きさ等(m)	(普通) 長 5.5×幅2.0 (大型) 長12.0×幅2.5	長4.8×幅2.0×高2.0	長5.0×幅2.0×高2.1	
	指定管理者	高松市立駐車場等管理共同企業体	高松市立駐車場等管理共同企業体	シンボルタワー開発(株)	
T E L	(087)823-2585	(087)862-2295	(087)821-0400		

(注) 中央、南部、美術館地下、袖場川、瓦町駅地下の回数券は、この駐車場で共通して利用できます。	
(注) サンポート地下駐車場(高松駅前広場地下、シボルター地下、県営多目的広場地下)の回数券は、この駐車場で共通して利用できます。	
 高松中央商店街の各店より発行される『共通駐車サービス券』が中央・南部・美術館地下・瓦町駅地下で利用できます。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通駐車サービス券1枚につき30分または60分の割引です。</li> <li>・1回の駐車で複数の券を使用できます。</li> <li>・現金との引き換えおよびつり銭の支払いはできません。</li> <li>・現金と併用して使用できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ ポイントシステムを導入しています。</li> <li>・中央・南部・美術館地下・瓦町駅地下で共通利用可。</li> <li>・現金精算した場合、駐車券にポイント(100円で5ポイント)が付き、100ポイント(1ポイント=1円)貯まれば次回精算時に使えます。</li> </ul>
(平成29年4月1日現在)	

(出所：高松市都市整備局都市計画課より入手)

## (5) 高松市として把握している課題

高松市立駐車場中期経営計画より、高松市として把握している課題は次のとおりである。

### 収入の減少

市立駐車場管理事業は、道路交通の円滑化、交通安全の推進及び交通結節点整備等、都市機能の強化を目的に、整備時の社会のニーズにより設置した駐車場の管理運営事業である。近年は、コインパーキング等、民間駐車場の供給過多及び低料金化による利用率の低下やことでん瓦町駅ビルの店舗の撤退などにより、収入の減が続いている。

### 修繕費の増大

市立駐車場は、1980年代に市内中心部の駐車需要に対応するため、集中して整備された。今後、これらの駐車場が相次いで老朽化し、大規模修繕や設備の更新等が一時期に集中することが予想され、駐車場事業の財政を圧迫するため、その財政負担の軽減の検討が必要である。

### ファシリティマネジメントとの整合

本市では平成24年9月(改正：平成26年4月)に高松市ファシリティマネジメント推進基本方針を定めており、今後の施設整備のあり方は、既存施設を有効に活用しつつ、適正な維持管理及び長寿命化を図るとともに、建築物の維持保全費用の縮減や保有総量を適正化するなどの取組が必要不可欠となるとしていることから、ファシリティマネジメントとの整合を検討する必要がある。

### 公共駐車場としての必要性

市内中心部では、民間のコインパーキングが急増するとともに、低料金化が進み、駐車場経営を公共が行う必要性があるか検討が必要である。

### 公共交通利用促進施策との整合

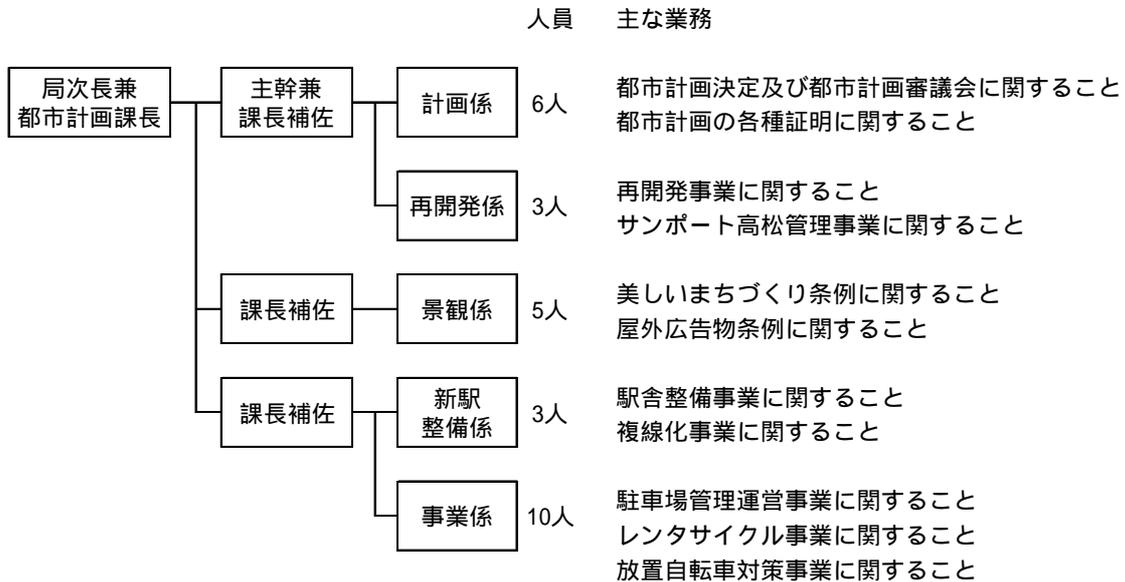
駐車場を経営することは、自動車の利便性を向上させ、自動車の利用を促進することにつながるが、今後、公共交通利用促進施策と駐車場経営との整合の検討が必要である。

なお、以上は、中期経営計画策定当時のものであり、現在では のことでん瓦町駅ビルの店舗は埋まっており、また については、自動車利用者の駐車需要に対応する一定の受皿として必要であると判断しているとのことである。

## 2. 所管課及び組織図

所管課は都市整備局都市計画課である。都市計画課の組織図は次のとおり。

都市計画課 組織図



(出所：高松市都市整備局都市計画課より入手)

## 3. 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

### 決算収支

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 歳入決算額	750,651	678,487	704,569	720,782	722,946
B 歳出決算額	742,653	670,587	704,569	715,682	716,919
C 形式収支 (A - B)	7,998	7,900	-	5,100	6,027
D 翌年度へ繰り越すべき財源	7,998	7,900	-	5,100	6,027
E 実質収支 (C - D)	-	-	-	-	-
F 単年度収支 (E - 前年度E)	-	-	-	-	-

### 歳入

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
使用料及び手数料	419,391	422,488	356,138	403,682	402,640
県支出金	1,459	659	1,408	3,844	1,563
繰入金	329,774	247,340	339,104	313,254	313,641
繰越金	-	7,998	7,900	-	5,100
諸収入	27	2	19	2	2
計	750,651	678,487	704,569	720,782	722,946

## 繰入金の内訳

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般会計繰入金 (法定内)					
公起債利子補填	20,684	18,261	15,793	13,280	10,721
(法定外)					
無料補填	62,730	62,613	62,656	63,641	63,118
一般公共分元金補填	62,413	63,498	63,841	59,509	44,136
一般公共分利子補填	9,138	8,052	6,952	5,871	4,918
起債償還補填	174,810	94,916	189,862	170,954	190,749
計	329,774	247,340	339,104	313,254	313,641

## 歳出

(単位 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
駐車場費	264,889	267,050	301,790	318,316	335,879
公債費	477,763	403,537	402,779	397,366	381,040
計	742,653	670,587	704,569	715,682	716,919

(出所：「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び市からの入手資料より)

### (1) 歳入について

「使用料及び手数料」が駐車場収入である。年々、減少している。都市計画課の分析によると、コインパーキング等、民間駐車場の供給過多及び低料金化による利用率低下により減少している。特に平成26年度は、ことでん瓦町駅ビルの撤退により著しく減少した。

また、駐車場収入で賄えない金額については、一般会計からの「繰入金」で賄っている。

なお、平成26年度について、高松市ホームページの「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の歳入の「繰入金 339,104千円」と、都市計画課から入手した資料の「繰入金 336,810千円」が不一致であったため、平成26年度の歳入と歳出について、「高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」と都市計画課から入手した決算明細の照合を実施した。その結果、歳入の「使用料及び手数料」と「繰入金」について、高松市の決算と都市計画課の明細が不一致であった。これについて「9.意見(1)市の決算の数値と担当課の明細の照合について」を記載している。

### (2) 繰入金の内訳

使用料等では歳出を賄えなえきれないため、一般会計から繰入金を受けている。

(法定内)

公起債利子補填については、総務省からの地方公営企業繰出金に係る通知により、一般会計が負担するとされているものである。

(法定外)

無料補填については、市役所の利用者のための中央駐車場の60分無料割引分を、一般会計が補填しているものである。その他については、これを財源として支出する項目の区分に分かれているが、全て駐車場特別会計の収支の不足分を一般会計が補填しているものである。

### (3) 歳出について

「駐車場費」は指定管理の委託料が主で、その他、工事請負費や公課費(消費税)等である。年々、増加傾向にある。内訳を見てみると、管理委託料は210百万円～220百万円程度で推移しており著増減はないが、機器更新に係る費用や修繕に係る工事請負費が増加している。

「公債費」は起債償還(借入返済)の元金部分と利子部分の合計である。瓦町駅地下駐車場と高松駅前広場地下駐車場の建設に係るものであり、年々、減少している。今後、次第に減少し、平成36年度には返済終了予定である。

## 4. 平成28年度予算の執行状況

### 収 入

(単位：千円)

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率 ( % )	
						対 予	対 調
使用料及び手数料	401,103	402,640	402,640	-	-	100.4	100.0
県 支 出 金	1,563	1,563	1,563	-	-	100.0	100.0
繰 入 金	319,753	313,641	313,641	-	-	98.1	100.0
繰 越 金	5,100	5,100	5,100	-	-	100.0	100.0
諸 収 入	1	2	2	-	-	176.0	100.0
計	727,520	722,946	722,946	-	-	99.4	100.0

### 支 出

(単位：千円)

科 目	予 算 額	支 出 額	繰越明許	不 用 額	執 行 率 ( % )
駐車場費	346,479	335,879	6,027	4,573	96.9
公債費	381,041	381,041	-	-	100.0
計	727,520	716,919	6,027	4,574	

予算を超えた支出は見受けられない。

## 5. 駐車場別の収支の分析

公債費支出と公課費（消費税）を除いた平成 28 年度の市営駐車場ごとの収支の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	使用料等 収入	その他 収入	収入計	駐車場費 支出	差引収支
中央駐車場	76,856		76,856	64,686	12,170
南部駐車場	19,570		19,570	20,212	642
美術館地下	44,226		44,226	26,026	18,200
杣場川駐車場	27,937		27,937	10,290	17,647
瓦町駅地下	56,778	1	56,779	102,244	45,465
高松駅前広場地下	117,473	1,563	119,036	64,696	54,340
シンボルタワー地下	41,327		41,327	18,897	22,430
駅南交通広場	18,467		18,467	5,898	12,569
合計	402,634	1,564	404,198	312,949	91,249

（出所：平成 28 年度駐車場事業特別会計（公営企業決算用）より監査人が加工）

南部駐車場と瓦町駅地下駐車場が赤字であり、その理由は下記のとおり両駐車場の稼働率が低いことにある。

（金額単位：千円）

	使用料等収入	収容可能台数	1 台分当たり収入
中央駐車場	76,856	321	239
南部駐車場	19,570	408	47
美術館地下	44,226	144	307
杣場川駐車場	27,937	227	123
瓦町駅地下	56,778	448	126
高松駅前広場地下	117,473	396	296
シンボルタワー地下	41,327	138	299
駅南交通広場	18,467	36	512
計または平均	402,634	2,118	190

## 6. 実施した手続

### (1) 指定管理者の選定について

平成 28 年度決算において、委託料は 268,173 千円計上されており、公債費（借入金の返済と利子の支払）を除いた歳出、駐車場費 335,878 千円の 79.8%を占めている。

この内、駐車場の管理については、指定管理者に委託しており、平成 28 年度の指定管理料は次の 2 件であった。これらの選定方法について、選定資料の閲覧とヒアリングを実施した。

ア	高松市立駐車場（中央駐車場、南部駐車場、美術館地下駐車場、杣場川駐車場、瓦町駅地下駐車場）の管理	141,677 千円
イ	サンポート高松高松市立駐車場の管理	70,867 千円

アについては、2 団体の応募があり、プロポーザル方式により、価格だけではなく申請者の能力や提案内容も考慮し、平成 27 年 9 月の高松市公の施設指定管理者選定委員会において選定され、高松市議会の議決を経て決定されている。

イについては、香川県と共同で運営しているため、県において「公の施設 評価委員会」を実施し、選定されている。1 団体のみのお応募であったが、プレゼンテーション、事業計画書の評価を実施して選定され、香川県議会、高松市議会の議決を経て決定されていた。また、この指定管理については、香川県の施設 13 件と高松市の施設 4 件を一括して一つの協定として、指定管理者を公募している。

ア、イについて、管理する駐車場の収容台数あたりの単価（指定管理料 ÷ 管理する駐車場の収容台数の合計）を計算し、比較を実施した。

	管理委託料	管理する駐車場の収容台数の合計	収容台数 1 台あたりの指定管理料
ア	141,677 千円	1,548 台	91,523 円
イ	70,867 千円	570 台	124,328 円

2 団体の応募があったアの方が、収容台数あたりの指定管理料が安くなっており、競争原理が働いていると見受けられる。

また、都市計画課では、指定管理者から年度の物件別の収支計算書を入手しており、これを閲覧した。アの業者については、駐車場以外も含めた全体で、収入の 4.3%のプラスの収支差額であったが、イの業者については、14.5%のプラスの収支差額となっていた。やはり、アの方が競争原理が働いていると見受けられる。これについて、「9. 意見（2）駐車場管理の指定管理者の選定について」を記載している。

## (2) その他の委託料の業者選定について

その他の委託料の業者の選定方法についても、選定資料の閲覧とヒアリングを実施した。

ウ	回数券作成委託業務(中央駐車場、南部駐車場、美術館地下駐車場、杉場川駐車場、瓦町駅地下駐車場)	2,947千円
エ	回数券作成委託業務(サンポート高松高松市立駐車場)	3,758千円
オ	管制機器一式更新業務	48,600千円

これら3つの契約は、それぞれ1者随意契約となっていた。ウ、エについて、回数券は設置された精算機と同じ業者のものでないと使えないため、1者のみを見積業者として決定していた。オの管制機器についても5つの駐車場で共通サービス券、共通ポイントシステムを導入しているため、互換性を持つ他メーカーの機器はなく、1者のみを見積業者として選定していた。なお、管制機器は耐用年数が10年で、各駐車場ごとに10年ごとに取り替える必要がある。さらに市があらかじめ決定しておく「予定金額」も、同じ見積業者から取得したものであり、競争原理が働いているとは言い難い。これについて、「9.意見(3)その他の委託料の業者選定について」を記載している。

また、特命随意契約については、「高松市特命随意契約公表要領」により、随意契約の理由等を公表しなければならないが、ウ、エについては平成28年度契約分として公表されていたが、オについては公表されていなかった。すぐに公表することであった。これについて、「8.指摘(1)特命随意契約の公表について」に記載している。

## (3) 指定管理者の実施した業務についての市の管理状況について

高松市では「公の施設指定管理者導入施設に対する評価」(指定管理者へのモニタリング)を実施しており、法令上必要な知識等の基本事項、住民の平等な利用確保、施設の効用の最大限の発揮、管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保、管理に係る経費の縮減について、評価を実施し、高松市ホームページで公表している。

また、毎月指定管理者から「駐車場管理月報」を入手し、駐車場収入のチェックを実施している。これについて、平成29年3月の調定手続の資料を閲覧し、ヒアリングを実施した。

駐車場の収入金は、上記指定管理者ア、イの2者から、毎日、高松市の金融機関指定口座に払い込まれている。都市計画課では、毎月、指定管理者から「駐車場管理月報」と金融機関への「払込書兼領収書」のコピーを入手し、両者の照合を実施し、高松市の収入として調定手続を実施している。これについて、「9.意見(4)指定管理者の実施した業務についての市の管理状況について」に要約した。

回数券、プリペイドカード、定期券については、上記、ウ、エの契約で、年度の初めに高松市が発注し、ア、イの業者に渡して、足りなくなったら連絡を受けて追加発注、補充をしており、毎月、指定管理者から、その月の券の種類ごとに受払数量、残高がわかる資料を入手しているとのことであった。市の担当者不在により、アの業者の資料しか確認できなかったが、平成 29 年 9 月の「回数券・プリペイドカード、定期券等一覧表」を閲覧した。

サンプルで 100 枚 8,000 円の回数券の 9 月払出分について、「駐車場管理月報」の同回数券の販売収入と照合したところ、払出が 246 セット 1,968,000 円分に対し、月報の収入金は 1,992,000 円で、収入金の方が 24,000 円多かった。これについて、「9 . 意見 ( 5 ) 回数券、プリペイドカード、定期券の受払管理について」を記載している。

#### ( 4 ) 高松市立駐車場中期経営計画について

平成 27 年 3 月に策定された、高松市立駐車場中期経営計画において、料金収入は過去の実績を勘案し、今後も減少を予測して、計画されており、平成 28 年度の料金収入の予測値 394,640 千円に対し、平成 28 年度実績値 402,639 千円であり、予測どおり減少している。駐車料金については、平成 18 年に 30 分 100 円から 25 分 100 円に改定後、大きな変更はなされていない。

歳出面について、管理委託費は過去、一定の水準で推移しているものの、機器更新費や、修繕費が増加してきており、これに対しては、長期修繕計画を策定し、大規模修繕がある年度だけに集中しないよう計画を策定し、対応されている。

計画どおり進捗すると、「平成 35 年度以降は起債残高が少額となってくるため、全駐車場で収入超過に転換する見込みである。また、起債償還は 36 年度で完済することから、それ以降は、収入超過幅が大きくなる見込みである。このようなことから、今後は利用促進を図りながら収入増を目指し、財政的には施設を存続させることが妥当である。」とされている。

しかし、平成 29 年度から平成 34 年度まで、一般会計が繰入金により補填する予定の累計額は、1,171,525 千円と予想されており、また、料金について平成 18 年に 30 分 100 円から 25 分 100 円に改定後、大きな変更はないとのことなので、収入増加や利用促進について、個々の駐車場の立地に適した個別の対策が必要と思われる。これについて、「9 . 意見 ( 6 ) 高松市立駐車場中期経営計画について、( 7 ) 基金の創設の検討について」を記載している。

### 7 . 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置の状況

都市計画課においては、平成 11 年度の包括外部監査での指摘及び意見が 2 件、平成 19 年度 3 件、平成 24 年度 21 件あった。

平成 11 ~ 24 年度の全 26 件全て措置済みであった。なお、平成 24 年度の 21 件は関係諸団体 ( 協議会 ) に関するものであり、今回の監査対象である駐車場事業に関するものはなかった。

## 8. 指摘

### (1) 特命随意契約の公表について

特命随意契約については、「高松市特命随意契約公表要領」により、随意契約の理由等を公表する必要がある。サンプルで抽出した平成 28 年度の随意契約の 3 件の内、2 件については公表されていたが、1 件「管制機器一式更新業務 48,600 千円」については、公表されていなかった。公表の手続きが漏れており、平成 29 年 11 月の時点で、早急に公表するとのことであった。

## 9. 意見

### (1) 市の決算の数値と担当課の明細の照合について

平成 26 年度決算に関して、歳入の「使用料及び手数料」と「繰入金」について、高松市の決算と都市計画課の明細が不一致であった。

(単位：千円)

	決算数値	都市計画課の明細	差異
使用料及び手数料	356,138	358,432	2,294
繰入金	339,104	336,810	2,294

後日、都市計画課より、都市計画課の明細の方が間違っている旨回答を受けたが、都市計画課の明細は毎月の使用料及び手数料の集計であり、決算数値の方が正しいければ、使用料及び手数料の入金が確認できていない可能性がある。決算の際に詳細に調査しておく必要があった。

### (2) 駐車場管理の指定管理者の選定について

サンポート高松の香川県の施設 13 件と高松市の施設 4 件については、県において、一括して一つの契約として指定管理者を公募している。サンポート高松高松市営駐車場は、この中に含まれており、香川県と共同で地下駐車場を運営している。

県において、業者選定を実施しているが、1 団体しか応募がなく、収容台数あたりの管理委託料などから判断すると、競争原理が働いていないように見受けられる。1 団体しか応募がないのは、上記のとおり多くの施設を一括して指定管理者を公募しているため、対応できる業者が限られてしまうことが要因ではないかと考えられる。このため、例えば、駐車場を別にして公募するなど、複数の業者が応募しやすいように検討することが望まれる。

### (3) その他の委託料の業者選定について

回数券作成業務や管制機器一式更新業務の業者選定について、それぞれ 1 者随意契約となっていた。回数券作成業務は設置された精算機と同じ業者のものでないと使えないため、1 者のみを見積業者として決定していた。管制機器一式更新業務についても 5 つの駐車場で共通サービス券、共通ポイントシステムを導入しているため、互換性を持つ他メーカーの機器はなく、1 者のみを見積業者として選定していた。業者選定については 1 者随意契約とならないような仕組みに変更すべきである。

なお、市があらかじめ決定しておく「予定金額」も、同じ見積業者から取得したものであり、競争原理が働いているとは言い難い。上記「予定金額」の決定においては、回数券であれば他の業者の磁気カードの単価を調べたり、管制機器については他のメーカーの価格を調査するなどして予定金額を決定し、1 者随意契約の価額の妥当性を検討することが必要と考える。

### (4) 指定管理者の実施した業務についての市の管理状況について

指定管理者から報告された「駐車場管理月報」について、市は、指定管理者から入手した金融機関への「払込書兼領収書」金額との合致は確かめているものの、精算機のデータとの合致を確かめていない。このため、精算機の金額を抜き取るなどの不正があっても発見できない状況である。市は、実際に現金の回収現場に立会い、適切に収入金が集められ、精算機のデータとチェックされ、市に払い込みされているか、確認することが必要である。この結果に応じて、その後は定期的に管理状況を確認することが望まれる。

### (5) 回数券、プリペイドカード、定期券の受払管理について

サンプルで 100 枚 8,000 円の回数券の 9 月払出分について、「駐車場管理月報」の同回数券の販売収入と照合したところ、払出が 246 セット 1,968,000 円分に対し、月報の収入金は 1,992,000 円で、収入金の方が 24,000 円多かった。おそらく、収入金の締めが午前 6 時ごろであり、回数券の現物をカウントした後で販売されたものではないかと思われるが、回数券の横流し等により、収入金額と合わないこともある。回数券の受払表を入手するだけでなく、不定期に現場に行き回数券等の現物と照合することが望まれる。

### (6) 高松市立駐車場中期経営計画について

現在の高松市立駐車場中期経営計画では、平成 29 年度から平成 34 年度までに一般会計が繰入金により補填する累計額は、1,171,525 千円と予想されているものの、平成 35 年度以降は起債償還が少なくなり、収入超過に転換する見込みであることから、積極的な収入増加の施策が盛り込まれていないように見受けられる。また、料金についても、平成 18 年に 30 分 100 円から 25 分 100 円に改定後、大きな変更は実施されていない。収入増加や利用促進について、個々の駐車場の立地に合わせた個別の対策が必要と思われる。

例えば、南部駐車場は利用率が 10%以下で推移しており、収益率も悪い状態にあるが、瓦町駅付近にはコインパーキングが密集し、南部駐車場はそれらより離れた位置にあることが要因と考えられる。価格を下げることは民業圧迫になるということだが、立地条件から、通常の間隔ごとの使用料は据置とし、定期駐車券を利用しやすい価格に設定するとか、コインパーキングとの差別化を図るため大型車両の駐車が容易なように 1 台当たりの駐車スペースが広いエリアをつくり、これを PR するなどの工夫が考えられる。さらに、「附置義務駐車場」としての活用を近隣の事業者等に積極的に周知・拡大する必要がある。

また瓦町地下駐車場は、天満屋撤退後利用率が下がり、瓦町フラッグができた後も元の利用率までは回復せず、20%前後で推移している。総務省の「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書」では、「当該駐車場の需要が小さい、商業施設又は駅に近接して立地が良い又は地価が高いなどの場合には、他の利用用途の需要があると判断できる可能性が高く、駐車場の全部又は一部の他用途転換や他用途施設との高度化・複合化の検討をすることが重要である。」とされており、一部を用途変更することが考えられるほか、南部駐車場と同様の施策の実施も検討すべきである。

なお、利用者によると、瓦町フラッグの市役所出張所は便利であるが、駐車料金が高いため市営駐車場は利用していないという意見もある。中央駐車場のよう、市役所出張所の利用者に対する割引の実施も検討すべきである。

#### (7) 基金の創設の検討について

中期経営計画の歳出面については、今後増加が見込まれる機器更新費や修繕費について、長期修繕計画を策定し、大規模修繕がある年度だけに支出が集中しないよう計画を策定しているとのことである。また、計画どおり進捗すると、平成 35 年度以降は起債残高が少額となってくるため、収入超過に転換する見込みで、起債が完済する平成 36 年度以降は、収入超過幅が大きくなる見込みである。

機器更新費や修繕費については、ある年度だけに集中しないように長期修繕計画を策定していても、まとめて実施した方が工事費が安くなるケースや、機器の耐用年数と計画とのタイミングが合わないケースも考えられることから、収入超過に転換する平成 35 年に向けて、修繕に備えた基金の創設についても、長期修繕計画と合わせて検討することが考えられる。

以上